

市町村の人事・組織のあり方

——市町村・部課長アンケート調査の結果——

ほり こし たか よし
堀 越 孝 良

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. はじめに | 8. 農業委員会 |
| 2. 市町村の農業関係組織 | 9. 第3セクター等 |
| 3. 市町村の職員数 | 10. 都道府県出先機関との関係 |
| 4. 給与・人事・研修 | 11. 集落等との関係 |
| 5. 仕事の状況 | 12. 市町村部課長の意見 |
| 6. 市町村の部課長の素顔 | 13. おわりに |
| 7. 市町村長と部課長 | |

1. はじめに

本稿で報告する「地域活性化のための市町村組織等に関するアンケート」調査は、一般別枠研究「中山間地域の活性化条件の解明に関する研究」（以下「中山間活性化プロ」という）の一環として、平成7年度に行われたものである。同じ名称のアンケート調査が、平成6年度に行われ、その調査結果は「中山間を中心とする市町村組織のあり方——市町村長アンケート調査の結果——」として、報告した⁽¹⁾。

農政が農業政策から農村政策又は地域政策に政策展開の範囲を拡大しようとするれば、国の政策の媒介主体としての市町村の役割は増大する。他方、地方分権の流れの中で、市町村の行うべき行政事務は益々増大し、かつ、行政改革の動きは市町村職員数の増大を許すものではないと考えられる。

こうした観点から、地域活性化を目的とする市町村組織に関する筆者の研究は、まず、市町村事務の効率化を、市町村の組織の大型化すなわち市町村の合併によって実現できないかという視点からアプローチしてみた。しかし調査をしてみると、各市町村のおかれた状況に大きな格差が存在するのみならず、市

町村長間の意見にも極めて大きな食い違いがある。この意見の相違が存在する限り、合併の急速な進展は望めない。他方、地方自治の本旨からみて、そうした意見の相違を解消する方向での政策努力にも疑問がある。結局、市町村合併に関しては、現行方式である自主合併で進まざるをえない。

農政の地域政策化の流れの中で、市町村にその流れを分担してもらうためには、市町村の体制強化が不可欠であるが、職員数の増大による解決が望めない、かつ、市町村合併も進展しないと考えるをえない。とすると地域活性化のための市町村組織の研究は、市町村職員個々の能力を高め、職員相互の連携関係を密にし、あるいは関連組織を充実し、外部との情報・連絡関係を緊密にすることを目指にせざるをえない。

今年度の研究は、市町村の内部組織、その人事、外部との関係に焦点を当てて検討するところにねらいがある。もっとも、農業関係の市町村の組織、人事等の現状についてさえ、まとまった資料は見当たらない。また、検討材料の収集方法は、アンケート調査である。従って、検討も入口の域をでないと考えられるのであるが、こうした検討が少ないが故に、農業関係の施策立案や市町村行政の運営及び監督に少なからず役立つものと考え

る。

分析及び説明に入る前に、本アンケートに回答いただいた市町村の部課長はじめ関係各位に厚く御礼申し上げたい。また、調査に当たってご協力いただいた農林水産大臣官房企画室、構造改善局農政部就業改善課中山間地域活性化推進室、地方農政局企画調整室、都道府県農政主務部等の関係機関各位、いろいろと面倒をみていただいた農業総合研究所の各位に感謝を申し上げたい。特に、平成8年10月の人事異動で東北農業試験場に移られた松久勉氏及び平成9年1月の人事異動で農業研究センターに移られた高橋克也氏及び当所清水純一研究員には、パソコンの操作面等で格別のご助力をいただいたことを付記したい。

(1) アンケート調査の実施方法

平成7年度のアンケート調査においては、①市町村の農業関係の組織、職員配置等、②農業委員会及び第3セクター、③その他に区分して調査した。③その他では、前年度の調査のフォロー及び集落に関する調査を行った。調査表は、資料Ⅰの通りである。

今年度における質問項目は、政治的な判断を要しない事務的な質問が中心である。このため、アンケートの回答は、原則として部課長をお願いした。なお、アンケートの質問項目数が多かったため、事実関係に関する質問は、部課長以外の方の回答でもよいことにした。

アンケート調査は、平成7年9月に調査表を配付して行った。調査表は、都道府県に一括送付し、都道府県から、政令指定都市（12指定都市）及び農業振興地域に指定されていない市町村（167市町村）を除く全市町村に配付していただいた。平成6年度は農業振興地域に指定されていない市町村も調査対象としたが、平成7年度は除外した。

回収は、市町村あて封筒に農業総合研究所

あて返信用封筒を同封して行った。回収調査表総数は2,298通で、回収率は75.2%（対象市町村数3,056）となった。この回収率は、民間の調査機関等が行うアンケート調査に比べてかなり高い。このように高い回収率が確保できたのは、農業総合研究所が農林水産省の機関であり、信用があることが大きく作用しているが、そのほかに、平成6年度の調査結果概要を同封したこと、回答者を市町村長ではなく部課長にしたこと、農林水産大臣官房企画室地域担当参事官から都道府県主務部長宛の協力依頼文書が添付されたことがあると考えている。もっとも平成6年度調査は、調査対象が市町村長であったにもかかわらず、回収率は81.9%であり、それに比べると回収率が低い。これは今回、調査項目が大幅に増加したこと、督促を行わなかった（平成6年度は、都道府県を通じ、2度にわたって回答の督促をお願いした）ことが影響していると考えている。

地方農政局別及び都道府県別の回収率をみると第1-(1)-1表の通りである。地域別には、東海農政局管内が80%台になったほかは、全て70%台であった。県別には前回調査に比べて回収率の格差が縮小した。

調査対象市町村は平成6年8月1日現在の市町村である。

なお、回答を分析する際、次のデータを併せて入力した。農業地域類型区分、特定農山村地域公示の有無、振興山村指定の有無、過疎地域公示の有無、市町村の人口（平成2年国勢調査）、面積、人口密度及び農山漁村地域活力分析指標⁽²⁾である。また、本調査の主たる興味は、市町村組織の地域別の相違であるので、農業地域類型別の財政力指数及び農業関係職員数を示しておきたい（第1-(1)-2～4表）。

集計・分析は「秀吉 for Windows」を用いて行った。分析に当たっては、同ソフトで採用されているカイ自乗検定を行った。表の下

段に表示された有意差判定欄に**と表示されたものは99.0%（危険率 $\alpha=0.01$ ）で有意であること、*と表示されたものは95.0%（危険率 $\alpha=0.05$ ）で有意であることを表している。

(2) 合併問題等に関する調査結果

前述のように、平成6年度のアンケート調査においては、市町村の合併問題に焦点を当てて調査を行ったところである。合併問題等に関しては、回答者が市町村長から部課長等に変ることなどによって回答がどのように変わるかを確認するため、今年度も前年度と同様の質問項目を設けておいた。以下では合併問題等に関して、前年度の回答を紹介しながら、今年度の調査結果を紹介しよう。

今回の研究は、キーワードを羅列すれば、「中山間地域」「活性化」であり、筆者の担当は、それに「市町村」「組織」というキーワードでアプローチすることである。目的は中山間地域の活性化にあり、その目的を達成するための手法として市町村組織に着目をした（市町村は、財政と組織に区分し、市町村財政については島根大学の法文学部に委託して研究を行ってもらっている）。農業総合研究所が担当することになった市町村組織に関しては、行政的にも研究面でも蓄積はほとんどない。しかも、「活性化」の概念があいまいである。そこで、アンケート調査においては、まず、市町村農業の活気について、自己評価を聞いてみた。

市町村農業の活気に関するアンケート調査結果は、前年の市町村長アンケートでも今年の部課長アンケートでも同様の結果がでた。すなわち地域的には、平地農業地域で「活気がある」が「活気がない」を大幅に上回っているのに対し、都市的地域及び中山間地域では「活気がない」が「活気がある」を上回った（第1-(2)-1表）。ただし、市町村長に比べて部課長ではやや評価が厳しい方へ移動して

いる。なお、前年度の調査の分析途中で公表された農山漁村地域活力分析指標の生産力指数と、前年度のアンケート調査における活気についての自己評価とは比較的良好に一致しているのであるが、その傾向は今回のアンケート調査でも同じであった（第1-(2)-2表）。

前年度の調査で合併が望ましいかどうかを市町村長に聞いてみたところ、「望ましくない」とする市町村が半数を超えた。しかも、市に比べて町村の方が否定的であり、市町村の人口が少なくなるほど合併に否定的である。これらの調査結果は、「市町村の自主合併の推進方策等に関する調査研究委員会」（以下「自主合併研究委員会」という）による調査結果と同様であるが、自主合併研究委員会の調査結果よりも市町村長アンケート調査の方が拒否反応は少ないように見受けられた。

今回の部課長に対するアンケート調査では、市町村長に比べて更に合併に前向きな結果になった。すなわち、前年度の市町村長が回答者の場合には、合併を望ましくないとする回答が合併を望ましいとする回答をわずかが上回ったのであるが、今回の部課長が回答者の場合には、逆転したのである。農業地域類型別には、前年度は合併を望ましいとする回答が多数派だったのは、都市的地域の市町村だけであったが、今回は平地農業地域と中間農業地域が加わり、合併が望ましくないとする回答が多数派になったのは山間農業地域だけとなった（第1-(2)-3表）。

なお、前年度の調査では、その前年に自主合併研究委員会が、市町村合併が必要か必要でないかという聞き方をしていたのを考慮して、望ましいか望ましくないかという聞き方をした。今回の調査では、望ましいか望ましくないかという質問だけではなく、必要か必要でないかという質問も加えてみた。これは、必要かどうかということと望ましいかどうかということは違うはずであるから、その差がどの程度あるのか確認しようと考えたか

らである。その結果は、第1-(2)-3表に併記した通りであり、必要かどうかということも望ましいかどうかということもほぼ同じであった。すなわち、少なくとも市町村の部課長の段階では、必要かどうかということと望ましいかどうかということには差を認めないのである。

自主合併研究委員会の調査結果では、合併は必要ではないとする回答が70.6%を占めたのであるが、我々の前回の調査では、望ましくないが52.0%、今回は望ましくないが47.3%、必要でないが49.5%にとどまった。このように自主合併研究委員会と前年の調査結果の違いは、概ね調査主体による差と考えられる。自主合併研究委員会の調査が実質的に自治省の調査であることは、その調査ルートなどから明らかであると言うべきであろう。自治省の調査であれば、前向きな回答をした場合にはそれを根拠とする新たな要請のおそれがあると考えて、より慎重な回答が行われたと考えられるのである。それに対して前年の調査と今年の調査の差は、市町村長と部課長の差と考えられる。その差は5%程度しかないが、合併が望ましいが半数を超えたことは興味深い。

もっともこのことは、放っておいても合併が進むとか、合併を進めるべきだという結論を導き出すものではない。重要なのは、住民意志であるし、合併は望ましくはあっても可能性はないとする意見が多いのである。すなわち、今回の調査で合併の可能性を聞いてみたところ、合併を望ましいとする回答だけをとりても、合併の可能性があるとする回答は10%なのに、可能性はないとする回答が29%で、可能性がないとする回答が多いのである（なお、見通しがつかないとする回答が61%。第1-(2)-4表）。

今まで説明した合併に関するアンケート調査は、前年のものも含め、回答者の属する市町村と周辺市町村の合併について聞いてい

た。そこで今回の調査では、合併についての一般論を聞いてみた。その属する市町村の合併が望ましいとする回答でも、その61.5%が非効率でも自主合併でよいとしている（第1-(2)-5表）。自主合併路線は市町村の部課長の賛同も得ているということができる。

2. 市町村の農業関係組織

市町村の組織に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項に規定されている。部課を設けるときは、条例で定めなければならない。その場合、事務処理の能率化（同法第2条第13項）及び組織運営の合理化（同条第14項）を趣旨とし、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならないとされている。

(1) 部制・課制

市に部制をとるところが多く（78.0%）、町・村に少ないのは当然としても、町にも部制をとるところが6.8%あり、村にも1.7%ある（第2-(1)-1表）。部制をとる村は少ない。部制をとっている村をみると、人口の小さい村（人口2千人台の村）では役場職員数50名程度で2部（総務部と経済部又は事業部）制をとっており、人口の大きいある村（人口40,782人）では役場職員数390人（消防、教育委員会関係を含む）で4部（総務部、福祉部、経済部、建設部）制をとっており、同じ部制をとっていても、人口、役場職員数などの差は大きい。

部制・課制を農業地域類型別にみると、第2-(1)-2表の通り、部制をとっている市町村は都市的地域に片寄っており、山間農業地域では極めて少ない。山間農業地域に位置する市町村の場合には、市であっても課制を採用している場合が多いことが注目される。

市町村役場の職員数別にみると、職員数が

多くなるほど部制を採用する市町村が多くなることは当然であるが、500人以上の職員がおりながら課制の市町村が1割ほどある（第2-(1)-3表）。農業主務部課（農業担当部課が複数ある場合には、中心となる部課をいう。以下同じ）の職員数は、役場職員数が多くなるほど大きい傾向がある（第2-(1)-4表）が、それは課制部制には関係ない。また、課制か部制かは、幹部会議の開催の有無や頻度に影響を与えていない。

課制・部制別に所掌事務をみると、第2-(1)-5表の通りである。全体としては、農業土木は農業主務部課で所掌する割合が高いが、部制をとっている市町村に比べ課制をとっている市町村ではやや低い。商工、観光、自然保護では、課制か部制かで農業土木ほど所掌に差はない。

部制と課制で何が異なるかという点、外形的には部長ポストが増える点である。その事務処理上の意味は、メリットとしてはより広い視野での企画・調整・管理ポストが増えることにあるが、デメリットとしてはトップ（市町村長）と一般職員との職階上の距離が遠くなることにある。また、新たに部長職が設けられることになると、その管理職手当は課長のそれよりも高額になるであろうから、職員の処遇改善につながりやすいが、財政負担を重くする面もある（ただし、一般論としては、課長の管理職手当を引き上げない見返りとして部長ポストを設けるという選択もあると考えられる）。

地方自治法で定める事務処理の能率化、組織運営の合理化又は他の市町村との権衡という観点からみたときに、役場職員数が少ないのに部制を設けるのは、疑問である。しかし、都道府県等からは、部制をとっている場合の方が、積極的に新規事業を取り入れ、地域活性化にとって好ましい対応ができているという評価も聞かれた。

たまたま知りえたことであるが、役場職員

45名で部制をとっているある村の場合、部制を採用してから17年ほどになるということであった。他方、平成6年から2部の部制を新規に採用した村（職員数80人弱）もあり、町村においても徐々に部制が広がっていると考えられる。

（2）課の名称

課制をとっている市町村の農業主務部課の名称は予想外に多種多様であった。アンケートの調査表には8種類の課名を例示したが、その他を選択した市町村が課制をとっている市町村では15%、部制をとっている市町村では30%を超えてしまった。その他を選択した市町村を含めて、市町村の農業主務課の名称を整理したのが、第2-(2)-1表である。

この表は、農業主務課を課名に現れた字句に着目して分類したものである。まず最初に「経済」を含む課を経済関連課に区分し、残りの課のうち「産業」を含む課を「産業」課に区分し、更に残りの課のうち「農」を含みかつ「林」又は「水」を含む課を「農林」課に区分し、更に残りの課のうち「農」を含む課を「農政」課に区分し、更に残りの課のうち「振興」又は「づくり」を含む課を振興関連課に区分し、以上の残りの課をその他に区分したものである。最も多いのは産業課であり、農林課、経済課と続く。ただし、課制をとっている市だけをしてみると、最も多いのは農林課であり、農政課がこれに続き、経済課という名称の市はごく少ない。

選択肢に入れておいた課名のうち、農地林務課という名称の農業主務課はなかった。第2-(2)-2表は、その他を選択した市町村のうち、産業振興課及び振興課の名称を持つ市町村を産業振興課等に区分して、農業地域類型別にみたものである。都市的地域では経済課、産業課、農政課が拮抗しているが、農林課は少ない。平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域では産業課が3割前後を占め

る。中山間地域では産業課に次いで多いのは農林課である。

この表の農林関係課（農林課、農政課、農林水産課、農務課及び農業水産課）をまとめて農林課等とし、地方農政局別にみたのが、第2-(2)-3表である。東北では最も多いのが農林課等である。近畿では産業課が49.3%であり、九州では経済課が最も多い。特定農山村地域の指定別にみると、一部地域が指定されている市町村で農林課等が多い（第2-(2)-4表）。

課の名称別の所管をみておこう（第2-(2)-5表）。課の場合は、農林課等の名称がついていても、約2割の市町村で農業土木を所管していない。こうした市町村で農業土木を所管しているのは、建設課の場合もあるが、農村整備課、農村環境整備課、土地改良課、耕地課、基盤整備課等である場合もある。近年、農林予算の中に占める農業土木関係の割合が増加しているところであるが、市町村においても、農業関係の事務のなかで、農業土木関係の事務が増加していると考えられる。

なお、農業土木の所管からみると、農林課等よりも経済課、産業課の方が農業土木の所管割合が低いが、経済課と産業課の間では産業課の方がより農業土木の所管割合が低くなっていることが注目される。語感とは異なって、課制の市町村では、産業課の方が経済課よりもソフトなのである。

農林課等と産業課又は経済課の所管の大きな違いは、商工・観光の所管に関してである。農林課等で商工・観光を所管するところはほとんどないが、産業課又は経済課ではかなりの市町村で商工・観光を所管している。他方、自然保護関係の事務は、商工・観光に比べれば、農林課等の名称と親和性が強いようである。

課の名称は、住民が相談を持ちかけたり、県庁が連絡をする場合の目安になるので、その所掌事務を表す名称であることが望まれよ

う。他方、課の名称は市町村の職員のみならず住民にも、市町村の姿勢を示す有力な手段でもある。そうした観点から、振興関連課の名称が注目されるところであるので、これについて精査してみよう。

最初に地域的な片寄りをみると、振興関連課の名称は、北海道、北陸、近畿には全くみられない。最も多く数えられる振興課は、関東地方の市町村に多く、関東地方でも長野県及び山梨県に多い。この振興課の名称を持つ長野県及び山梨県の市町村の共通点は、全て中山間地域に属することであり、商工や観光を所管するかどうかは区々である。また、その8割程度の市町村が人口4区分で最小区分の市町村である。他方、ふるさと振興課、町づくり対策課又は新しい村づくり課という名称をもつ市町村には、山間農業地域市町村はなかった。すなわち振興関連課は地域的に偏在しており、そのなかで「振興課」は中山間地域の人口の少ない市町村がつけている場合が多く、その他の振興関連課は平地農業地域又は都市的地域に多いことになる。

市町村の農業主務課名を考察するに当たって重要なのは、農業関係の事務を行う課が2課以上ある場合があることである。二つ目の課の名称では、農村整備課、農村環境整備課、土地改良課、耕地課、基盤整備課等の名称が多いようである。これらの名称は都道府県庁の農業関係の課の名称としてみられるが、概して言えば農業土木関係業務を所管する名称であることが注目される。なお、和歌山県の南部川村のように、農林開発課、うめ課及び南紀用水対策室のような陣容を敷き、課に特産物の名称を付しているところもある。

(3) 部の名称

課の場合と同様に、その他を分解して部の名称を整理したのが第2-(3)-1表である。市町村の農業主務部の名称としては、経済部が圧倒的に多く、産業部は経済部に次ぐとはい

え経済部の3分の1にも満たない。経済部、産業部の次には、産業建設部、建設部、農林部、農政部と続き、農林部又は農政部の名称は産業建設部や建設部よりも少ない状況になっている。

「その他」の部名を持つ市町村のうち、一部を産業建設部等としてまとめ、農林部関係の部を農林部等としてまとめて、市町村別にみたのが第2-(3)-2表である。同表でいう農林部等とは、農林部、農林水産部、農政部及び農務部をいう。農地林務部及び農業水産部という名称を持つ市町村は、回答市町村にはなかった。また、産業建設部等とは、産業建設部のほか、建設部、建設経済部、経済建設部及び建設産業部等をいう。

市町村別に注目されるのは、市では経済部が多いのに対し、町村では産業建設部等の名称の方が多く、農林部等の名称は全く使われていないことである。名称からいうと、農林部等の名称が最も専門的であり、産業部、経済部、産業建設部等となるにつれて、徐々に包括的になる。概して言えば、専門的な名称の部制が行われている市では部制が分業のための体制になっているのに対し、包括的な名称の部制が行われている町村では部制は統合のための体制になっていると言えよう。

部の名称を農業地域類型別にみたのが第2-(3)-3表である。農林部等の専門的名称が多いのは、都市的地域である。例えば認定農業者の認定を行うのは市町村長であるが、農業経営が専門化、高度化する中で、経営の認定には、市町村農業担当部局にも専門的知識が必要となる。しかし、部の名称からみてもそうした専門的知識をもった職員の多い市町村は少ないといわざるをえない。

また、部の名称を地方農政局別にみたのが第2-(3)-4表である。課の名称の場合と同様、地方別の差が大きい。ただし、課の場合と違って、農林部等が最も多いのは九州であり、また、北陸でも農林部等の割合が高いこ

とが注目される。特定農山村地域の指定別にみても、課の名称の場合と同様、一部地域指定の市町村において農林部等が多い(第2-(3)-5表)。

所掌事務についてみると、課の場合と違って、農業主務部では、ほとんどの市町村で農業土木も商工・観光も所管している(第2-(3)-6表)。これに対して、自然保護については、農業主務部で所管する市町村はむしろ少なく、農林部等の名称の親和性も農林課に比べれば低い。

(4) 職 制

課又は部の係数又は課数を聞いてみた(第2-(4)-1表)。質問の仕方が悪く、農業主務の係数又は課数を答えた回答があるように見受けられる。課の名称別等によってクロス分析してみたが、カイ自乗検定で有意差がでなかった。

農政課及び農務課で係数が1の市町村もあるので、これを精査してみると、いずれも商工・観光の事務は所管していない。また、その課の職員数は、4名から10名である。ある市町村に電話をかけて聞いてみたところ、人数が少ないので、係は決めていないという回答であった。この例からすると、1係の市町村と回答してきた市町村の中には、農政課又は農務課以外でも、係を設けていない場合があると考えられる。農政部又は農務部では1課という回答はなかった。経済部、産業建設部などで1課と回答してきた市町村の多くは、農業を担当する課の数を聞かれたと考えて1課であると回答してきたものと考えられるが、電話をかけて聞いてみたところ、中には課を設けていない例もある。課ではなく、班で対応しているとのことであった。

なお、今回のまとめを行うに当たって、農業総合研究所にある限りの市町村史をひもといてみたが、市町村の行政組織を詳しく説明してあったのは、山口県S市史だけであっ

た。昭和32年当時の組織図と最近（平成8年）の組織図を第2-(4)-1及び2図に示す。この図を対比してわかることは、部又は局で増えたのは、総務部が総務部及び総合政策部になったこと、厚生部が保健福祉部と生活環境部に分かれたこと、建設部が建設部及び都市整備部になったこと、水道局のほかに下水道部が設置されたことなどである。市民の生活に直結し又は各部局を調整する部署が拡充されている。

農林関係は、昭和32年の段階では経済部の所管であったが、その後農林水産部になり、平成8年4月から商工観光部と一緒にになり、産業経済部となっている。この平成8年の改正では係数は変わっていない。

(5) 組織の可塑性

市町村の農業担当組織が最近5年間ににおいて変更されたかどうかを聞いてみた。市、町、村の順に変更が少ない（第2-(5)-1表）。表は示さないが、面積が大きく、人口の多い方が組織改正は頻繁に行われる傾向にある。また、課制の市町村よりも部制の方が頻繁に組織改正が行われる。課の名称別には、農林課等では比較的良好に変更が行われている（第2-(5)-2表）。同様に、部の名称別には、農林部等において比較的良好に変更が行われている（第2-(5)-3表）。また、農業担当者数が多いほど組織の変更がよく行われる傾向にある。すなわち、組織が専門的に分化しているほど変更が必要になる傾向が明確である。ただし、組織改正の有無と市町村農業の活気との間には統計的な有意差は認められなかった。

組織の変更に関しても若干の地域差があるようにみえたが、統計的には有意でなかった。都道府県別には、有意差がありと出た。表は示さないが、組織改正があったという回答が多かった（6割強）のは、山形県と佐賀県である。市町村の行政組織も都道府県単位では伝播するが、都道府県を超えては伝播しに

くいと言えよう。組織改正は、都道府県別のムードにも影響されるということであろうが、人口や役場職員数に影響されることは言うまでもない。役場職員数とのクロス表を第2-(5)-4表に掲げる。

3. 市町村の職員数

(1) 農業関係職員数

アンケート調査で農業関係職員数を正確に把握することは容易ではない。課あり、部あり、所掌も一律ではないからである。今回の調査では、調査表の問2において、農業主務部課の職員数を担当別（農業、農業のうち農業土木、林業、商工、観光及び自然保護）に区分し、かつ、その他の担当を含め、部課の職員合計数を聞いた。加えて、農業土木関係などの農業関係職員が他の部課に所属している場合もあるので、問3において、農業関係職員数を聞いた。まず、農業関係職員数の調査結果について説明したい。

市町村（特別区及び政令指定都市を除く）の一般職の職員数について、自治省に問い合わせたところでは、平成7年4月1日現在で1,101,140人とのことであり、1市町村平均では342人となる。今回のアンケート調査によって1市町村当たりの職員数を計算してみると311.6人である。調査中の照会などから考えると、回答市町村の一部には、病院、清掃事業などの職員数を加えないで回答したところもあったと考えられる。

さて、農業関係職員数は、1市町村当たり10.8人であり、その役場職員数（311.6人）に占める割合は、3.5%に過ぎない（これは役場職員数で重み付けした加重平均となる）。他方、農業関係職員数の役場職員に占める割合（農業関係職員の率）の単純平均値は、6.0%になる。このことから、役場職員が少ない市町村で農業関係職員の率が比較的高いことがわかる。

役場職員数、農業関係職員数及び農業関係職員数の率の財政力指数との関係をみると、第3-(1)-1～3表の通りである。すなわち、財政力指数が高い市町村ほど役場職員数も農業関係職員数も多くなるのであるが、農業関係職員数の率は低くなる傾向がみえる。逆に、財政力指数が低い市町村ほど役場職員数も農業関係職員数も少なくなるのであるが、農業関係職員数の率は高くなる。すなわち、財政力指数が高い市町村の農業関係職員は、率か実数かいずれかにおいてマイナーなのである。

次に、農業地域類型別に農業関係職員数及びその率をみておこう。平地農業地域では農業関係職員数が3人以下の市町村割合は極めて低い(第3-(1)-4表)。また、平地農業地域では農業関係職員の率が3%未満の市町村は少ない(第3-(1)-5表)。当然のことではあるが、平地農業地域は比較的農業が盛んであり、農業関係職員数もその割合も平均値に近いところに市町村が分布しているのである。これに対して、都市的地域では農業関係職員数は多い市町村が多いが、その農業関係職員の率は低い。すなわち都市的地域は、市が多く、農地が広がっているが農業の比重は決して高くない地域がイメージされる。また、山間農業地域は農業関係職員数は少ないが、役場の職員数が少なく、農業関係職員数の率は比較的高くなっている。もっとも、都市的地域でも農業関係職員数が少ない市町村もかなり存在することは注意を要する。

(2) 農業主務部課の職員数

先にみたように農業主務部課でも24.5%が農業土木を所管していないが、逆に50%前後の市町村で商工や観光を所管していた(第2-(2)-5表又は第2-(3)-6表参照)。農業主務部課の職員数の平均は、13.9人である。もっともこの数字で注意を要するのは、農業担当課が2課以上ある場合にも1課の職員数

しか含まれないこと、部制が敷かれている場合にも回答者が課長でその課の職員数しか回答していない場合がみられたことである。

農業主務部課における担当者数の平均をみると、農業担当者(農業土木を所管している場合にはその担当者も含む)が9.3人、林業担当者が1.9人、商工担当者が2.0人、観光担当者が1.7人(いずれもそれぞれの担当がいる市町村平均)である。農業土木担当者は4.3人であるが、この数字も農業主務部課に農業土木担当者がある市町村だけの平均であり、農業担当者数9.3人の内訳ではない。

農業主務課(部制の市町村を除く)の職員数にはかなりばらつきがあるが、最も多いのは6～8人で、次いで9～12人であり、6～12人で全体の6割を超える。課の名称別にみると、農林課等の職員数は、他の名称の農業主務課に比べて職員数が多い(第3-(2)-1表)。先にみたように、農林課は産業課や経済課に比べて所掌範囲が狭い。所掌範囲と職員数は関係ないことがわかる。農林課は所掌範囲は狭いのには職員数は多いから、農林課が設置されている市町村の農業者は、他の市町村の農業者に比べて、より専門的サービスが受けられると言えよう。

農業主務課の職員数を農業地域類型別にみると、第3-(2)-2表の通りであり、農業関係職員数の場合とほぼ同様の傾向にあり、都市的地域においては職員数の少ない市町村が意外に多い。合併しなかった小規模町村が都市的地域にもかなりあることをうかがわせる。

農業主務課の職員には、農業担当者だけでなく他の担当者も入っているので、農業担当者数についてみたのが第3-(2)-3表である。これを第3-(2)-2表に併せて課制をとっている市町村(部制をとっている市町村を含まない。以下同じ)についてみたのが第3-(2)-4表である。都市的地域で課制をとっている場合には、中間農業地域にある市町村以上に農業担当者数は少ない。都市的地域に所在する農

業者も、少なくとも専門的サービスという観点からみる限り、決して恵まれているわけではないのである。

今回のアンケート調査では、増員の必要性を聞いてみた。部課長の回答は、増員してもらいたいという回答が大半を占めることが予想された。そこで、増員をしてもらいたいを「ぜひ職員数を増員してもらいたい」と「職員数を増員してもらいたいが無理であろう」に区分し、さらに「職員数は増員する必要がない」と「その他」に区分した。結果的には、「ぜひ職員数を増員してもらいたい」が49.2%、「職員数を増員してもらいたいが無理であろう」が38.5%となった。農業の地域における比重が減退している中で職員数を増員することには非常に多くの困難があると考えられ、ほとんどの管理職がそれを自覚していると考えて良いであろう。

「職員数は増員する必要がない」とする回答は、全体の10.8%に過ぎないのであるが、その回答で比較的顕著な傾向がでたのが、回答者の属性による違いである。第3-(2)-5表にみるように、増員が必要ないとする回答は、部長で多く、課長、課長補佐となるに従って減少している。回答者のその他の大半は次長であるので、その他の回答で増員が必要ないとする回答率が部長の回答と課長の回答の中間に位置しているのもうなずかれるところである。なお、係長の回答は、わずかであるが課長補佐の回答よりも増員が必要ないとする回答率が高い。

農業地域類型別にみると、増員が必要ないとする回答は、都市的地域で高く、中山間農業地域で低い傾向がみえる(第3-(2)-6表)。なぜ都市的地域では増員の必要がないという回答が多いのであろうか。考えられるのは、農業関係職員数の多寡による差である。しかし、農業関係職員数と増員の必要性をクロスしてみても有意ではない。他方、農業関係職員の率が低い市町村では増員の必要がないと

する市町村が比較的多い(第3-(2)-7表)。この表でみると、かすかにではあるが、山間農業地域は増員の必要性からみても都市的地域に類似している側面があることがうかがえる。

次に、回答者の忙しさととの関連を調べてみた。当然のことながら、仕事が忙しくなっていると答える回答者では、増員の必要がないと答える率は低くなっている(第3-(2)-8表)。後でみるように、忙しくなっていると考えるか考えないかは、市・町・村別、農業地域類型別などで異なってくる。それらが、増員の必要があるかないかの判断にかかわってきていると考えられる。

なお、組織改正の必要性の有無等の判断と市町村農業の活気との間には統計的な有意差は認められなかった。

(3) 出向職員等

市町村は、高度化する行政施策と多様化する行政需要にどのように対応していけばよいのであろうか。市町村の農業担当部課に都道府県等から出向している職員がどの程度いるか聞いてみた。出向者がいると回答した市町村は6%(138市町村)である。都道府県別には、大阪府における出向割合が最も高かった。

出向元で最も多いのは、都道府県からの出向で、55市町村を数えた。都道府県庁に次いで多いのは、林野庁(営林局)からの出向であるが、この中には、国有林野の人員整理の一環として林野庁(営林局)に戻る予定のない人数も含まれていると考えられる。林野庁(営林局)からの出向者は、北海道、東北、関東に多い傾向がみられる。

出向元としては、以上のほか、土地改良団体連合会、農協、農水省(地方農政局を含む。以下同じ)からの出向が目につく。土地改良団体連合会は北海道に多い。農水省からの出向者の中には、人事交流によるもの、すなわ

ち市町村からも農水省へ出向している事例も含まれていると考えられる。そのほか、土地改良区、都道府県農業公社、農業共済組合、広域一部事務組合、農業改良普及センターなどがみられるが、農業改良普及センターからは出向ではなく駐在であろう。

出向のねらいや効果としては、①違う立場から仕事をするによる研修教育効果、②高度化・多様化する行政への対応が考えられる。研修教育のための出向で代表的なのは、農水省の職員と市町村職員の人事交流である。最近、人事交流で農水省へ出向した市町村職員が年に1度地域農業研究会を開催し⁽³⁾、市町村職員相互間での情報交換、本省や研究所の職員との交流を行うことが慣例化している。なお、この会合の市町村からの出席者には、市町村の農林担当部局を離れた者も含まれており、農水省側出席者も市町村行政全般に関する話を聞く機会になっている。

アンケート調査の結果をみると、次のことが言える。一つは、市町村への職員の出向には、都道府県によってかなりバラツキがあるということである。二つは、農業関係職員数別にみると明確な差が認められることである(第3-(3)-1表)。出向者がいる市町村では農業関係職員数が多い傾向がみえる。農業関係職員の率では有意な差が認められない。研修教育的な出向の場合は、ある程度の人数がいなければ受け入れ、又は交流の余裕ができない。高度化・多様化への対応としての専門家の出向の場合も、ある程度の人数がいなければ、専門家の能力を活かしきれない。出向者の受入が行政の効率化に役立つとすると、出向者を受け入れられる大規模な市町村と受け入れられない小規模な市町村では益々その差が開くということになる。

行政は高度化多様化するが、市町村の職員を増員することも容易でない。とすれば、やや安易ではあるが、臨時職員を雇うという手段が考えられる。農業主務部課における臨時

職員の有無をみると、70.5%の市町村に臨時職員がいる(第3-(3)-2表)。臨時職員がいる割合は市で高く、村で低い。財政力指数別にみると、わずかではあるが財政力指数が低い市町村で臨時職員がいる割合が高い。これは、表は示さないが、市・町・村ともに共通にみえる傾向である。すなわち、財政力が弱体な市町村では、職員不足を臨時職員で補っている傾向があると考えられる。もっとも、臨時職員の人数をみると、財政力指数が高い市町村では臨時職員の人数も多い(第3-(3)-3表)。

なお、農業地域類型別には、臨時職員がいる市町村割合は、中間農業地域と平地農業地域で高く、都市的地域と山間農業地域では同じ程度に低い。山間農業地域に近いほど臨時職員数は少ない(第3-(3)-4表)。臨時職員数の有無や人数の観点では、中間農業地域と山間農業地域を同一に論じるわけにはいかない。他方、農業関係職員数や役場職員数と臨時職員の有無人数の関係はもっと単純であり、正職員数が多いほど、臨時職員も多い(第3-(3)-5及び6表)。

4. 給与・人事・研修

(1) 給 与

市町村の職員は、市町村長の補助機関として位置づけられている(地方自治法第154条)。また、職員の給与、勤務条件等の根本基準は、地方公務員法において定められている。地方公務員法では、職員の給与その他の勤務条件は、条例で定められるべきこと、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないこと、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないこと等が定められている(地方公務員法第24条参照)。

第4-(1)-1表は、国家公務員と地方公務員

の給与水準を比較したものである。政令指定都市、都道府県及び市の職員の給与水準は、国家公務員の給与水準よりも高いが、町村では低い。また、全地方公共団体のラスパイレ指数をみると、かつては100を超える地方公共団体がかなりあったが、自治省の指導などもあって近年減少しつつある（第4-(1)-2表）。

アンケート調査においては、市町村の職員給与を都道府県及び農協の職員給与と比較して評価してもらった。第4-(1)-3表で都道府県との比較を市・町・村別にみると、市では都道府県と同程度とする回答が40.6%を占めたのに対し、町では13.4%、村では9.8%に過ぎなかった。また、全体では都道府県庁よりも低いとする回答が74.2%で、高いとする回答は1%にも満たなかった。第4-(1)-2表からラスパイレ指数が100未満の地方公共団体の割合を算出してみると73.7%（2,236/3,035）である。もっとも、都道府県のラスパイレ指数は103.8であるし、74.2%は市町村数であるのに対し73.7%は給与の指数であるから比較には意味はない。ラスパイレ指数では都道府県とほとんど遜色のないと考えられる市についても、都道府県よりも低いとする市が43.6%で、高いとする回答は1.5%に過ぎなかった。給与の比較は難しい。

第4-(1)-4表で市・町・村別に農協職員と比較してみた。農協職員の給与と比較してみると、農協よりも給与水準が高いという回答をした市町村は48%にとどまり、低いとする回答が4.5%あった。すなわち市町村職員は概ね、都道府県よりも市町村の方が給与水準は低い、農協よりは高いと考えている。農協職員との比較で給与が低いと回答した市町村割合が最も高かったのは、静岡県である（25%）。静岡県の市町村は、県との比較では全国平均に近い73.2%の市町村が県の給与水準より低いと回答している。従って、この

調査結果からみると、静岡県の農協職員の給与水準は全国平均よりも高いと考えてよいであろう。

このことは、次の事実からも首肯される。すなわち、総合農協統計表で平成6年9月現在の総合農協の1人当たり平均給与をみると、静岡県は305千円で全国第1位である。静岡県の農協の職員給与が高いのは、その事業経営が順調に推移してきたことの表れであろうが、農協合併がかなり進んでいること（前年のアンケート調査でも広域合併が終了していると考えている市町村が69.1%を占めた⁽⁴⁾）とも無縁ではあるまい。

農業地域類型別にみると、都道府県との比較では、山間部に行くほど市町村職員の給与水準が低いことがわかる（第4-(1)-5表）。しかし、農協職員との対比をみると、農協職員よりも市町村職員の給与水準の方が低い市町村が多いのは、平地農業地域である（第4-(1)-6表）。

財政力指数でみても、市町村の職員の給与水準は都道府県との比較では財政力指数と強い相関がある（第4-(1)-7表）。地方公務員法などの考え方の中には、市町村の財政力を職員の給与水準に反映させる考え方はないが、現実には、市町村の財政力が職員の給与水準に反映していると考えられる。これに反して、当然のことではあるが、市町村職員の給与水準は、農協職員との比較ではあまり明確な関係が認められない（第4-(1)-8表）。

なお、断片的ではあるが、今回の調査の過程で知り得た管理職手当についての情報を記しておきたい。

管理職手当の割合は、部長で高く、課長で低いのは当然であるが、市町村によっては、部長、次長、課長という職階に加えて、理事、参事、副理事、副参事、主幹のような位階を設けている市町村もある。こうした位階は、職員処遇のための便法と考えられるが、各地方公共団体によってその位置づけ、扱いが違

うので注意を要する。一部の市町村では管理職手当を金額で定めているが、多くの市町村では率で定めている。具体的には、東海地方のある市町村では、部長 18%、参事 15%、課長 13%、副参事 10%、中国地方のある市町村では、総務課長 10%、その他の課長 8% とのことであった。また、関東地方のある市町村では昨年までは課長の管理職手当は 8% であったが、郡内の（町村）総務課長会議で議題にあがり平成 8 年 4 月から 10% に統一したとのことであった。

なお、市町村の課長では、自らの管理職手当の率又は額を即答できない場合が多かった。確かに 10% 内外の手当では気にするほどの金額にはならないということもあろうが、即答できない理由には次のようなこともあげられよう。一つは、公務員の美学のようなものである。二つは、誰の管理職手当をいくりにするかという人事（行政）に関わっていないことである。課長に比べて部長の場合には、管理職手当を即答できる割合が高いように見受けられた。

(2) 職員の人事ローテーション

市町村の職員人事は、様々な難しさに囲まれている。職場と生活の場が近接していることも人事をやりにくくする面がある。しかし、ある意味では全人格的な奉仕を約束させられている公務員の場合、これはメリットでもある。最大の難しさは、行政が高度化・多様化する中で、専門家を育成確保しなければならない点であろう。

他方、先にみたように、市町村の農業関係職員数は、平均では 11 人足らずであり、役場職員に占める割合は 6% に過ぎない。11 人又は 6% の要員のなかで専門家を育成確保していくのが、どんなに難しいかは少し考えてみればわかる。そこで、市町村の農業関係職員の在籍年数についてみておきたい。

アンケート調査という調査の性格上、全員

の在籍年数を把握するわけにはいかないもので、農業関係職員数とそのうち 5 年以上在籍者数を聞いた。農業関係職員のうち 5 年以上在籍率が 60% 以上の市町村が 21.9% (12.8% + 9.1%) にのぼる (第 4-(2)-1 表)。この表では、記入がない回答のほか、5 年以上在籍者がいない市町村が「不明」になるので、この 21.9% という率はやや割り引いて考える必要があるが、それでもかなり高い数字である。この表にみるように、市では 5 年以上在籍率が低い。また、財政力指数別には財政力指数が高くなるほど 5 年以上在籍率は低くなる (第 4-(2)-2 表) し、農業地域類型別には都市的地域に比べて山間農業地域の方が 5 年以上在籍率は高くなる (第 4-(2)-3 表)。財政力指数が低い地域や山間農業地域では、市町村規模が小さく、ジョブ・ローテーションがやりにくくなっていると考えられる。逆に、2 年未満在籍率では、こうした傾向は明確ではない。

農業関係職員数に農業委員会事務局の職員が含まれているかどうかは、必ずしも明確ではないが、5 年以上在籍者については農業委員会職員についても聞いてみた。専任の農業委員会職員の 5 年以上在籍率をみたのが、第 4-(2)-4 表である。この表でも、回答の記入がないもののほかに、農業委員会に専任の正職員がいない場合、いても 5 年以上在籍する者がいない場合は、いずれも農業委員会職員の 5 年以上在籍率は「不明」となるので、「不明」が多いという問題はある。それでも、農業委員会では農業関係職員に比べて 5 年以上在籍率が高いこと、市に比べて村では高いことがわかる。

このことから、農業委員会の職員の職務は、市町村長部局の農業関係職員の職務よりも更に専門性が高いと考えてよいであろう。後にみるように、農業委員会の事務局長を市町村の農政主務課長等が兼務している例は非常に高い。にもかかわらず、専任の職員がい

るところでは5年以上在籍者数割合は、農業関係職員一般におけるよりも高い。農業委員会の職員は、農業関係職員一般よりも更に人事異動が少ないのである。職務の専門性という観点からやむをえない面もあるが、人事又は組織の観点からみて問題が多いことは言うまでもない。

(3) 研 修

職員数を増やせば、高度化・多様化する行政需要に対応しやすいが、現実にはそれは容易でない。出向者も臨時職員も、最終的な解決策にはなりにくい。そこで人事異動の中で人材を確保するか、研修によって人材を育成するかしかない。地方公務員法には「職員には、その勤務能力の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と定められている（第39条第1項）。

アンケートでは、回答を「研修機会は多く、内容にも問題はない」、「研修機会は多いが、内容に問題が多い」、「内容に問題はないが、研修機会を増やすべき」及び「研修機会は少なく、内容にも問題が多い」に区分して聞いてみた。

最も明確な差がみえたのは、市・町・村別である（第4-(3)-1表）。村では研修機会は少なく内容にも問題が多いと考える割合が比較的高い。この表にみるように、研修内容ではなく研修機会に問題という回答が、市に比較的多かった。この原因をみるために、役場職員数とクロスしてみると、研修の機会に問題という回答が役場職員数が多い市町村で高い（第4-(3)-2表）。このことから、各種の研修機会が1市町村1人というような割当で行われるため、市や役場職員数の多い市町村では、職員1人当たりの研修機会が少なくなっていると考えられる。

研修に関しても意見欄を設けた。最初に、「研修機会は多く、内容にも問題はない」という選択肢の後に、「最も有益だった研修は？」

と問いかけた。この問いかけに162市町村が回答を記入した。このうち約半数が農業関係の研修をあげ、残りの約半数が主として非農業関係の研修をあげた。

農業関係の研修について、手段を明示したものと明示していないものに区分すると、前者が28市町村で後者が54市町村であった。手段というのは、視察、シンポジウム等で大半が視察をあげ、シンポジウムは少なかった。注目されるのは、視察場所に海外をあげる市町村が6市町村ほどあったことである。現地視察特に海外視察は、強烈な印象を与え、長い目でみると有益と感じられるのであろうか。

手段を明示しない研修の目的又は対象分野についてみると、かなり広範にわたっている。はては農水省主催短期研修から、はては黒毛和種の導入研修までであった。農政一般に関する研修会をあげる意見もあったが、農業に関係した研修だけに限ると、技術的又は専門的研修をあげる意見が多かった。技術的又は専門的研修で複数の市町村があげていたのは、農業委員会関係、農地法又は農業経営基盤強化促進法関係、用地買収、換地、集落排水、土地改良、水田営農活性化対策、むらづくり関係、農産物の流通関係などである。おそらく市町村の仕事の現状を反映しているのであろう。

非農業関係の研修で評価が高かったのは、市町村アカデミー研修である。また、課長研修や管理職研修をあげる回答も多かった。意外だったのは、法制執務研修や同和研修が少なからずあったことである。法制執務というだけでは内容がわかりにくい、条例や規則作成などに関する研修も含むもののようである。以上のように、有益だった研修としてあげられたものには、農業関係の研修ではなく非農業関係の研修が予想外に多かった。

次に、研修の内容等に関してみると、専門的な研修を求める意見が多かった。研修の内

容等に関しての意見は、225市町村が記入してきたが、このうち研修の内容や持ち方を専門的にしてほしいとする意見が136市町村(60.4%)から寄せられた。

これは、調査主体が農林水産省農業総合研究所であることが大きく影響していると考えられる。意見の多くは専門的研修を求めるだけで具体的中身を記述していないが、具体的に書かれている意見から「専門的」の意味をキーワードで表現すれば、次のようなことになる。「現場、実践、制度、技術、農業、営農、法律、転作、農業土木」。

それ以外の意見で内容に関する主だった意見を紹介しよう。「農業政策や食糧の見通しについての研修会を多くしてほしい(北海道)」「公務執行の根幹となる倫理モラルの研修がない(青森県)」「農業以外の幅広い行政知識を習得しないと情勢変化に対応した行政判断、事業遂行ができなくなる(山形県)」「実務研修が多い、農業振興の企画力向上のための研修を増やすべき(福島県)」「全体の流れが判断できる研修が必要(埼玉県)」「専門的研修が多すぎる、事務職であるため技術職員のことは理解できない(静岡県)」「今後の農政の方向を知ることが大事であるのにそのことがあまりない(京都府)」「補助事業の事業内容の説明が多く、これからの中山間地域農業のあり方等将来展望を含めた研修が必要(島根県)」「県による会議形式がほとんどで人材育成のための研修がない(広島県)」「事業推進より農業振興に関する基本的研修を多くすべき(大分県)」。

研修の内容というよりも持ち方に関する意見としては次のようなものがある。「わかるように説明されていない」「他の部署より異動した場合、農業行政は難しく研修会に参加しても理解できない」「自己啓発を中心にしてほしい」「もっと体験的な研修をするべきで理論的なものでは役に立たない」「研修会は講師の資料の棒読みに終わっている」「人

権特に同和研修ばかりである」「初心者段階からの研修は少ない」「兼務が多いため、県段階で関連課を集約した研修を考えてほしい」。

以上の研修内容等に関する意見とは別に、研修会に出席したいが出席できないことを訴える意見も大変多かった。このことは第4-(3)-1表をみてもうなずかれるところである。出席できない原因としてあげられているのは、まず仕事の忙しさであり、その背景として人員不足をあげている意見が多い。無視できないのは、予算との関係である。研修が当該市町村の外で行われる場合には、多かれ少なかれ一定の旅費が必要となり、その旅費が農林主務部課では予算化できない場合もあるからである。

以上のほか、研修の内容や機会に分類できない意見もあった。いくつか紹介しよう。研修が形式化、マンネリ化しているとか、時間が長すぎる、逆に短すぎる、一方的な話に過ぎる、講師の能力が不足している、スケジュールがきつい、観光目的のものがある、会議は多いが研修は少ない、研修はいらない、研修の回数が多過ぎる、若い人の研修回数を増やしてほしい、関係がない事業との合併研修が多すぎる等々様々で中には今まで紹介した意見と正反対の意見もある。また、「村独自に1年に20名を限度として県外の優良事例の視察を実施している。その他については県の研修制度を利用し、研修内容に応じて職員を派遣している」との報告もあった。

以上みたように、研修に関する意見は、狭い意味での研修のみならず、説明会的なものを含んで提出されている。狭い意味での研修については、特に参加者に発言や行動の機会を与えることが望まれており、必要であると考えられる。説明会的なものも含めて、研修が有益として評価されるには、誰を対象に、どのような目的で、どのような手段で行うのかを明確にする必要がある。

(4) 人事に関する意見

「農業関係担当職員（課長以上を除く）の人事について意見があれば記入してください」とお願いした。人事に関する意見は、回答総市町村の13.6%にあたる313市町村から寄せられた。農業地域類型別には、都市的地域54（13.7%）、平地農業地域72（11.8%）、中間農業地域120（15.3%）、山間農業地域67（13.3%）であった。

意見は概ね四つに分けられる。一つは専門職の配置を要望する意見、二つは職員数を増やして欲しいとする意見、三つは人事のローテーションに関する意見、四つはその他である。県民性によって由来するのかわからないが、都道府県によって寄せられた意見数などには大差がある。人事に関する意見を以上の四つに区分し、「その他」に区分した意見を資料Ⅱとして掲げた。

専門職の配置を要望する意見を記述した市町村は126あり、人事に関する意見を記述した市町村の37.4%に及んだ。専門職の配置を要望する場合の「専門」の意味は、意見によって様々な使い方をされている。事務に対する技術という意味で使っている意見、農業に対する理解と経験という意味で使っている意見もあるが、専門職種としての農業土木、畜産、果樹、野菜、農地、農業、農業普及、治山事業、林道事業、林業振興などをあげている意見が目立った。専門職種の中では農業土木関係の職員設置要望が強いが、農業土木以外の専門職を求める意見もある。また、専門職の配置が行われていないことを理由に専門職の配置を望む声だけでなく、専門職が配置されているが、増やしてもらいたいとする意見もある。

職員数の増加を要望する意見は、31市町村から出されているに過ぎないが、農業地域類型別には、平地農業地域10、中間農業地域14、山間農業地域10の市町村から意見が出

された。すなわち、都市的地域の市町村からは職員数の増加を要望する意見は全く出なかった。これは、増員が必要ないとする回答が都市的地域で高く、中間農業地域で低い傾向がみえたこと（第3-(2)-6表参照）と符合している。

職員数の増加を要望する意見は、業務量に比較して職員数が少ないことを理由にするものが多い。意見の言い方としては、農政係で農業委員会の仕事のほか、農道整備事業の用地交渉、施設管理、地積調査等を行っており、本来業務の農政企画が行えないという意見に代表される。

人事ローテーションに関しては、73市町村から意見が出された。これを農業地域類型別にみると、都市的地域13、平地農業地域22、中間農業地域26、山間農業地域12であった。すなわち、都市的地域や山間農業地域では職員数が少なく、ローテーション以前の農業関係職員数やその率などが問題になっている市町村が多いということであろう。意見としては、業務の専門化に対応して長めのローテーションを組むべきだとする内容の多い。意見の言い方としては、専門職の育成などの理由をあげるもの、具体的な在職期間をあげる意見が多い（在職期間としては5年程度の期間をあげる意見が多い）、新規職員が多いという現状を述べるものなど様々である。他方、人事ローテーションに関しては、10年以上の職員が多くマンネリ化しているという意見をはじめ、定期的な人事異動を行うべきだとする意見もある。

その他に区分した意見には、以上に分類しにくいものを入れた。農業担当部課の職員として望まれる経験や資質、事務処理や人事体制のあり方、人事異動や研修のあり方、事務量、職員数、人事配置の状況等が述べられている。この中で注目されるのは、部課長の人事への発言権に関し、部課長が人事に影響力を及ぼしている市町村から、全く影響を及ぼ

していないとみられる市町村（資料Ⅱの岐阜—1、広島—2、熊本—2 参照）までかなり幅があることである。いずれにしても、意見が多岐にわたるので、資料Ⅱとして都道府県別に掲げた。

人事に関する意見を集約すると、市町村における農業担当課の仕事量が増大しており、かつ、専門化していることが背景にあり、そのことによって発生する問題を、必要な職員数や専門的能力のある職員の確保、又は人事ローテーションによって解決したいという意向が表れていると言える。職員数や専門的職員の確保は容易でないため、人事ローテーションを長くすると、マンネリ化等別な問題が起こっている。

意見の中から問題解決のための方向を整理してみよう。まず、市町村段階における解決方法である。第1にあげるべきは、事務の見直しとその削減であろう。後で述べるが、第3セクターが行ってもいいような事業を長年市町村直営で行っている市町村も多い。意見の中にも民間委託がふさわしいような事業を行っている例をあげて、多忙を訴えている市町村もあった。

第2にあげるべきは、期間は職種や職階によって異なるであろうが、人事を一定の期間でローテーションを組んで行うことである。その際、専門職種については在任期間を長くすることは当然であろう。ただし、専門職種の人間も管理職ポストにつけるように、一定の配慮が必要である。

第3にあげるべきは、人事について本人や管理職の意向を聴取し、人事異動の目的が、組織の人的能力の最大発揮にあることを周知徹底することである。農業関係が冷遇されているという不満を表明するものがあった（資料Ⅲの4—7①参照）。多くの場合、人事上の不満は「親の心子知らず」なのである。

以上は、ほとんどの市町村で行っているところであろうが、今後は、年功序列による人

事管理を緩和する方向で若手を登用し、あるいは役場以外の人材を登用する方法を検討すべきであろう。既に、年功序列を廃止する方向に動いている市町村もある。

次に、都道府県職員 OB の市町村への派遣制度の創設を提唱したい。都道府県は市町村に比べれば職員数も多く、農業関係の専門職種の職員も大勢いる。他方、市町村では専門職員設置の要請が強いが、職員規模などの制約から専門職員を十分に設置できないでいる。都道府県職員等の派遣は、かなりの数の市町村の望むところでもある（資料Ⅲの4—3①～⑨参照）が、定員内職員は、都道府県にも余裕がない。そこで都道府県職員 OB の専門的知識と経験を有効活用する仕組みを検討すべきである。

5. 仕事の状況

(1) 仕事の忙しさ

農政は戦後長きにわたり急変を遂げてきた。特に近年は、新政策⁽⁵⁾、ガット・ウルグァイ・ラウンド（以下「UR」という）など数十年ぶりの変化への対応が迫られており、市町村の負担も増えているはずである。従って、市町村の農業関係の仕事が3～4年前に比べて忙しくなっているかどうか聞かれば、忙しくなっているという答が返ってくることは十分考えられた。加えて、公務員の仕事はその評価が難しいから、アンケート調査などで忙しくなっているかと聞かれば、忙しくなっていると答える傾向があると考えられる。今回のアンケート調査でも忙しくなっているとする回答が83.1%もあった。

第5-(1)-1表で、農業関係の仕事の多忙さの3～4年前に比べての変化を、農業地域類型別にみた。都市的地域以外の他の地域で忙しさが増していると考えてよい。3～4年前に比べてという時間設定は、新政策の具体化としての農業経営基盤強化促進法の成立や UR

緊急対策決定前に比べることを意識していた。認定農業者制度の発足や UR 緊急対策による公共事業費枠の拡大などが農業のウェイトの高い市町村の業務を多忙にしていると考えたのである。従って、同表の都市的地域が低くて他の地域が高いという結果もほぼ予想通りであった。

もちろん、忙しさの感じ方にはそれ以外の要素も入る。考えられる要素の第 1 は、回答者が誰かということである。第 5-(1)-2 表でみるように、部長、課長、課長補佐とランクが下がるほど忙しさを感じる割合が高くなっている。そこで回答が最も多い、回答者が課長である個表だけを選んで集計してみたのが第 5-(1)-3 表である。第 5-(1)-1 表と同様に都市的地域と他の地域では明らかに差が出ている。

以上は時系列の比較であるが、他の部署との比較はどうであろうか。今回のアンケート調査では、問 5 で「農業関係の仕事」の忙しさを時系列で評価してもらうほかに、問 7 で「農業担当部長又は課長の仕事を他の部長又は課長の仕事に比べて評価して」もらった。「忙しい」とする回答は 65.9% であり、時系列比較に比べると低くなった。時系列比較よりも部署間比較の方がバイアスがかかりにくいという要因や、部署の仕事の忙しさと部課長の忙しさは違うという要因もあるが、素直に読めば、農業関係の仕事は 3~4 年前に比べて忙しくなっており、かつ、他の部署に比べても忙しくなっていると考えられる。また、注目すべきは、農業担当部課長の仕事は、他の部署との比較においても、地域差が表れていることである（第 5-(1)-4 表）。

問題は、なぜそうした地域差が表れるかということである。まず、財政力指数でクロスしてみた（第 5-(1)-5 表）。財政力指数が低いほど農業関係の仕事は以前に比べて忙しくなっている。表は掲げないが部課長の忙しさについての他の部署との比較に関してもほぼ

同様の傾向がみられる。財政力指数が低い市町村の方が農林業のウェイトが高いのであるから、新政策の具体化や UR 緊急対策が市町村における農業関係の仕事を増加させている。それが表に表れているものと考えられる。

なお、第 1-(1)-2 表でみたように、農業地域類型は財政力指数と強い相関がある。言うまでもなく、都市的地域から山間農業地域へ行くに従って財政力指数は低くなる傾向があるが、推移はなだらかである。他方、先にみたように、忙しさに関しては都市的地域と他の地域に大きな差があって、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域の差はそれほど明確ではない。このことは、新政策の具体化や UR 緊急対策が中山間地域対策として行われたというよりも、農業対策として行われた（当然のことではあるが）ことを反映していると考えられる。

多忙さの変化を役場職員数との関係でみると、役場の職員数が少ない市町村になればなるほど忙しくなっていると感じている市町村が多い（第 5-(1)-6 表）。次に、多忙さの変化は、農業関係職員数別には統計的に有意でなかったもので、これでものを言うのは慎重である必要があるが、農業関係職員数は多忙さの変化との関係に関しては、役場職員数とは違うということは言うてよいであろう。

(2) 忙しさの理由等

アンケート調査では、「忙しくなっている」と答えた市町村にその理由を聞いた。結果は、「補助事業等が増えた」41.1%、「調査等が多くなった」26.0%、「職員減等の戦力ダウン」15.2%、「会議等が増えた」7.8%であった（第 5-(2)-1 表）。この表で注目されるのは、「補助事業等が増えた」を理由にあげている市町村を農業地域類型別にみると、都市的地域と他の地域の間に歴然とした差があることである。新政策の具体化としての認定農業者

制度などよりも、UR 緊急対策などによるハードの補助事業が、忙しさを感じさせていると考えられる。

多忙の理由を財政力指数とクロスしてみると、第 5-(2)-2 表の通りであり、「補助事業等が増えた」を理由にあげた回答は、前節の「多忙さの変化」の表（第 5-(1)-5 表参照）と同様の傾向を示している。他方、農業関係職員数とのクロスでは、多忙さの変化では明確な関係は認められなかったが、忙しさの理由に関しては農業関係職員数が多い市町村の方が「補助事業等が増えた」をあげる市町村が多いようである（第 5-(2)-3 表）。みやすくするために農業関係職員数を 3 区分にしたのが第 5-(2)-4 表である。農業関係職員数が多い市町村ほど、補助事業等を積極的に実施しつつあると考えてよいであろう。

(3) 休日出勤

忙しさにも種々の忙しさがあるが、アンケートでは休日出勤を取り上げてみた。休日出勤は残業であるが、大都市はともかく多くの地方公共団体では、残業時間に応じて残業手当が支払われることはほとんどないと考えられる。

アンケートの回答は、予想通り、9 割を超える市町村の農業担当部課長及び職員に休日出勤があった（部課長 93.3%、一般職員 96.7%）。問題になるのは、休日出勤の主な理由であるが、市町村行事が主な理由であることは、部課長も一般職員も変わらない。しかし、休日出勤の理由として資料作りをあげる市町村は、部課長については 4.5% に過ぎないのに対し、一般職員では 34.9% になる（第 5-(3)-1 表及び 2 表）。しかも、一般職員については、都市的地域では資料作りをあげる市町村の割合は明らかに低い。

次に、農業関係の仕事が 3～4 年前に比べて忙しくなっているか（多忙さの変化）を聞いた質問の回答とクロスしてみると、忙しく

なっているとする回答では、資料作りが休日出勤の理由となる割合が高い（第 5-(3)-2 表）。休日に市町村役場に出勤しても対外的業務は行えない場合が多いが、逆に人は訪ねてこないし、電話の応接も減少するから、資料作りははかどる。先にみたように、近年忙しくなっている背景には、補助事業等の事業量の増大があった。従って、補助事業等の事業量の増大が資料作りなどの仕事を増大させ、休日出勤をも増やしていると考えられる。

休日出勤の日数を、休日出勤が多い人について聞いてみたところ、10 日前後とする回答が 47.5% を占めた（第 5-(3)-3 表）。既にみたように、市町村職員の労働条件も、決して恵まれている訳ではないが、休日出勤に関しては都市的地域よりも山間農業地域で一層休日出勤の日数が多い。これは、財政力指数別にみるとさらに明確である（第 5-(3)-4 表）。山間農業地域あるいは財政力指数の低い市町村は、給料が安い（第 4-(1)-5～7 表参照）だけでなく、休日出勤の日数も多いのである。

公務員の仕事に限らず、企画的な仕事やそのための資料作りは、外形的には仕事をやっているのか仕事以外のことをやっているのかわかりにくい。また、資料作りに必要なデータは職場にある。先に述べたように、休日の方が資料作りなどはやりやすいという事情もある。加えて、事業量が増大した場合などは、提出すべき資料を期限までに準備しなければならないことも増える。必然的に、地方公務員の場合、休日出勤をするようなことになりやすい。

しかし、休日出勤が異常な状態であることは言うまでもない。どうしても必要な休日出勤には超勤手当を払うべきだが、超勤手当を払えば休日出勤をやらせてもよいということにはならない。

他方、市町村の職員のボランティア的地域活動はもっと活発に行われてよいであろう。

いくつかの市町村では、地域の「〇〇塾」のメンバーに役場の職員がなっている。市町村役場による官製の塾では意味がないが、最初のきっかけを作ったり、書記的役割を担う人間が不足する場合には、役場職員の働きに期待せざるをえない。岩手県のある町の場合のように、役場の職員は勤務時間外にボランティアとして活動して、町民の多数が出演してのテレビドラマを作った例もある⁽⁶⁾。

(4) 仕事についての考察

本章では、最初に市町村の農業担当部課の仕事の忙しさについてみた。その結果、市町村の農業担当部課の仕事は、新政策の具体化やUR緊急対策の過程で忙しさが増していることが明確になった。ただし、忙しくなった市町村にも地域差があり、都市的地域では比較の問題ではあるが忙しくなっている市町村が少ない。そこまでは疑いがないのであるが、次の疑問が残った。一つは、財政力指数と多忙さの変化をクロスしてみると、財政力指数が低いほど忙しくなっている(第5-(1)-5表参照)のに、平地農業地域、中間農業地域又は山間農業地域の間ではあまり顕著な差が認められないことである(第5-(1)-1表参照)。この点は、UR緊急対策が中山間地域対策としてではなく、農業対策として行われたことの反映であると結論づけたが、なお財政力指数との相関は十分には説明されていない。二つは、農業関係職員数の多寡は多忙さの変化と関係ないのに、役場職員数の多寡は多忙さの変化と関係がありそうなことである(第5-(1)-6表)。本節では、この疑問について考察してみよう。

この二つの問題の根っ子は、共通していると考えべきであろう。というのは、財政力指数が低い市町村は一般に役場職員数が少ないからである(第5-(4)-1表)。農業関係職員数についても同様の関係がみられるが、役場職員数の場合ほど明確ではない(第5-(4)-2

表)。

すなわち、最近3—4年の変化として、財政力指数が低い市町村ほど事業が行われる実態があれば、上の二つの疑問は一挙に解消するのである。そこで思い当たるのが、自治省の行う地方単独事業である。新政策の検討過程において、地方交付税交付金が農林漁業対策などにも使われ始めていたが、UR緊急対策の一環として平成7年度以降の6年間に1兆2千億円が追加されることになった。UR緊急対策の本体ともいえるべき6兆百億円が事業費や融資枠であるのに対し、この1兆2千億円は全額国庫金である。1兆2千億円は、1年平均にすると2千億円となる。2千億円のうち平成7年度に新設された地方単独事業として「農山漁村ふるさと事業」があるが、この事業は市町村向けに仕組まれている。すなわち総額550億円のうち、都道府県分は50億円程度で市町村分が500億円程度となっているのである。

地方単独事業は地方交付税交付金で行う事業であるから、財政力指数が大きなメルクマールになって配分されていると考えられる。地方交付税交付金であるから使い道は限定されないが、「農山漁村ふるさと事業」などの名称にふさわしい使い方をする必要がある。地方単独事業のための地方交付税交付金をもらえそうな市町村では、どのようにその交付金を使うか、知恵を出して農林漁業者に役立ち、市町村長などからも評価される使い方を考え出し、それを実行していかなければならない。これは、言うは易く、行うのは容易でなく、そのことが仕事量を増やしていると考えられる。

すなわち、①UR緊急対策としては生産性向上などに有効でなければならない。従って、総花的なバラマキではなく選別的な配分が望まれる。②しかし、市町村自身が使い方を決めるのであるから、農水省や都道府県の基準をあてにすることはできない。できるだ

け多くの関係者の合意が必要であり、その意味で平等の視点も必要である。③加えて、政治的中立性に配慮しながら、市町村長の了解を得なければならないのである。こうした要因が重なって、市町村の農業関係の仕事量を大幅に増やすことになっていると考えられる。

6. 市町村の部課長の素顔

(1) 年齢等

部課長の平均年齢は52.0歳である。部長又は課長の年齢を聞いたのだが、調査票を分けしなかったため、部制をとっている場合にも、課長が答え、課長の年齢を記入した市町村があるかもしれない。そこで、まず部制をとっていて部長が回答している個表(116)のみを取り出して部長の平均年齢を算出したところ、55.8歳(標準偏差4.3)であった。また、課制をとっていて課長が回答した個表(1,494)を取り出して課長の平均年齢を算出したところ、51.8歳(標準偏差4.3)であった。すなわち、部制がない市町村においては、市町村農業担当課長は最終ポストではなく、次のあるポストであると考えられる。

部制をとっていない市町村の課長の年齢を市・町・村別にみたのが第6-(1)-1表である。市では部制をとっているところが多いので留意する必要があるが、市・町・村と順番に課長の年齢が若くなっている。少なくとも農業担当課長に関する限り、市よりも町の方が、町よりも村の方が課長の年齢は若い。組織が小さい方が、課長になるのは早いと考えてよいであろう。表は掲げないが、農業地域類型別や財政力指数別に課長の年齢をクロスしても、統計的に有意ではない。

部課長の役場での在職年数は、平均30.1年である。年齢の場合と同様に、部長と課長に区分してみると、部長の在職年数の平均が34.3年(標準偏差4.1)、課長のそれが30.0年

(標準偏差4.9)である。年齢差が在職年数の差に直接影響しているということになる。

また、部課長の農林水産関係への仕事の従事年数は、平均で10.3年であり、年齢や在職年数と同様に部長と課長に区分してみたところ、部長も課長も10.3年で同じであった。これを農業地域別にみると、第6-(1)-2表にみるように、都市的地域では農林関係の経験年数が4年未満という部課長が多いことが注目される。概して言えば、都市的地域の市町村では、農林関係の経験年数が短い部課長が多いが、長い部課長も相当の割合にのぼり、他の地域類型に比べて両極分化の傾向が著しい。両極分化は、役場職員数が最大(500人以上)の部課長についてみるとなお顕著である(第6-(1)-3表)。職員数が多ければ、本人の適性にあったより弾力的な人事異動が行いやすいと言えるであろう。

農林担当部課長の前職を聞いてみたところ、農業担当部課(現在の部課からの持ち上がり)、建設関係、総務企画財政関係又は衛生福祉関係の中では、総務企画財政関係が前職であるものが最も多かった(第6-(1)-4表)。この表でもう一つ注目されるのは、都市的地域では持ち上がり組が多い傾向があるのに対し、山間農業地域では総務企画財政関係から回った部課長が多い傾向にあることである。

(2) 仕事についての評価

農業担当部課長の仕事を他の部課長の仕事に比べて評価してもらった。評価の基準は、忙しさ、難しさ及びやりがいである。忙しさ、難しさ及びやりがいは、相互に強い相関関係がある(第6-(2)-1~3表)。

農業地域類型別にみると、第6-(2)-4~6表の通りであり、いずれの表をとってみても、都市的地域と他の地域との間に格差があるようである。ただし、「やりがい」についての都市的地域と他地域との差は、忙しさや難しさに比べると明確ではない。もっとも、「やりが

い」に関しては、都市的地域は他の地域に比べ「やりがいがある」は少ないが、「やりがいがあるとはいえない」とする回答も少ないようにみえる。

「やりがい」に関しては、年齢等の個人的属性が影響するかと考えたが、統計的には有意差がでない。職場の環境に関して臨時職員の有無でクロスしてみると、臨時職員がいる方が「やりがいがある」とする回答が多いのが興味深い（第6-(2)-7表）。財政力指数に関しては、財政力指数が0.4～0.6のクラスで「やりがいがある」とする回答が少ない傾向がみえる（第6-(2)-8表）。

（3） 地方分権についての考え方

市町村の部課長に「地方分権が進められていますか、農業関係ではどのようなことを望みますか」と聞き、選択肢として、「補助事業の要件を緩和されたい」（以下「補助要件の緩和」という）、「会計検査が厳しすぎる」（以下「会計検査の緩和」という）、「会議等を少なくしてもらいたい」（以下「会議回数の減少」という）、「許認可権限を地方におろしてもらいたい」（以下「許認可権限の委譲」という）及び「その他」をあげ、多岐選択とした。

最も希望が強かったのは、補助要件の緩和であり71.1%の市町村がそれを望んでいる。会計検査の緩和及び許認可権限の委譲と続くが、30%前後であり、会議回数の減少はさらにその半分程度にすぎない（第6-(3)-1表）。補助要件の緩和は、補助事業の存続を前提にしながら、その要件の緩和を希望しているものと考えてよいであろう。地域的には、補助要件の緩和を希望する市町村は、山間農業地域で高く（76.5%）、都市的地域で低い（60.9%）。

補助要件の緩和に関し具体的に何を望んでいるかを調べてみると、事業主体、補助対象施設、施工方法、連担条件、面積要件、申請書類、利用率など多岐にわたる。補助要件を

緩和すべき事業名を特定してきた市町村もある。また、補助要件というよりも補助事業の仕組みに係わる項目として、補助率の向上、地方負担の軽減、事務量の減少、地域の実情に即した事業推進、補助事業の廃止（地方交付税の拡大）、事業範囲の拡大等を希望してきた市町村もある。また、採択要件に関し、地域の特性を考慮してほしいという要望も、特に中山間地域市町村に多い。農林水産省関係の補助事業については、事業の統合が行われ、メニュー方式が採用されてきた経緯があるが、メニュー方式ではなく、単品の補助事業を望む声もある。

言うまでもなく補助事業の要件は、いくつかの目的をもって設定されている。目的の一つは、配分の公平性である。要件を緩和しあるいは弾力化することにより、補助事業の需要が増大し過ぎると種々問題が発生しやすい。この観点から補助事業の要件は、ある程度は画一性を持ち、そのバーは高く設定される必要があるのである。目的の二つは、事業の効率的実施である。効率的に実施するためには、計画的でなければならないし、施工基準は明確でなければならない。ここでも、書類が増えたり、他の事業と関係させられたり、画一性がでたりする。

従って、一般論としては、補助要件の緩和は容易ではなく、それ故にこそ一部の市町村からは、補助金の地方交付税化のような意見もでるのである。しかし、先に述べたように、地方交付税化にはまた別の問題もある。それは、補助事業に比べて市町村職員の負担が増すことである。また、補助金ではなく交付金については、政治的影響からの防御の問題がある。すなわち、市町村段階になると、例えば市町村長選挙で誰がどちらに投票したかはわかりやすく、それが交付金事業の立案等に影響を与える可能性を否定できないのである。逆に言うならば、西欧流のデカップリング（直接所得補償）方式が注目される所以の

一つはそこにもあるのである。

なお、補助金に関しては、補助金があるから補助要件という規制が行われる、従って補助金は規制緩和の観点から廃止すべきだとする議論がある。しかし、補助金があるから規制が行われるのではなく、補助要件に適合した事業に補助金が交付されるに過ぎない。すなわち、補助要件は国と事業主体との補助金交付契約を締結する際の、国の誘引の条件であり、それによって負担のない金員交付（補助金）の需要を減殺する効果を持つが、契約の条件であり、規制ではない。従って、規制があるから補助金が必要になるので、規制緩和の観点から補助金は廃止すべきだという議論は、全く的外れな議論と言わざるをえない。

地方分権に関連して、会計検査の緩和という項目を設けたのは、市町村単独事業は言うに及ばず都道府県単独の補助事業についても、元の原資は税金であるにも拘わらず、検査・監査は緩くなり、事務量が軽減されるからである。調査結果は、第6-(3)-1表にみたように、会計検査の緩和を求める意見は、ちょうど3分の1を占めた。この数字を多いとみるのか、少ないとみるのか意見は分かれるところであろうが、補助要件の緩和が行われれば、会計検査がどんなに厳しく行われても、悪意がない限り問題は発生しないという関係があることに注意する必要がある。

その意味では、補助要件の緩和と会計検査の緩和を希望する意見は、その意見が採用されれば同じ効果を持つ意見であるということができる。従って、少なくともいずれか一つを希望した市町村は、補助事業の実施又は監督方法に関して、意見を持っているということになるが、その割合を計算してみると83.8%となる。このアンケート調査結果からいうと、地方分権論議が高まる中で市町村の部課長が最も強く望んでいるのは、少なくとも農業関係に関する限り、許認可の権限を市

町村に委譲するというよりも、補助事業の実施方法であり、監督方法であると言える。

許認可権限の委譲に関する意見に最も出現頻度の高い事務は、農業振興地域関係の事務であり、2番目が農地法関係の許可である。他には、有害鳥獣駆除の許可（環境庁所管）、保安林の解除、林地開発、土地利用規制一般などがある。土地に関する事業を行う場合には、様々な法律が関わってくることになりやすいが、それらの許認可（手続）を一本化してほしいという意見もある。また、許認可権限がおろされてもそれに対応する職員がつかないという意見もあった。

表は掲げないが、地方分権に関して許認可権限の委譲を選択した市町村には、都道府県別に大きな格差がある。しかし、農業地域類型別や地方農政局別には差がみられない。また、面積4区分別、部課長の前職別又は回答者の職名別には差が認められるように思うが、統計的には有意でなかった。更に、人口や財政力指数、市・町・村の別などでは、統計的にも有意でなく数字の上でも差が認められない。

7. 市町村長と部課長

前年の調査において、市町村農業を活性化するのに、市町村長とその職員の関係が重要であることが示唆された。そこで本年の調査においては、部課長にアンケートすることによってそれを掘り下げてみた。

(1) 幹部会議の開催

幹部会議としてイメージする会議は、回答者の立場によって様々であろう。そこで調査では「市町村長などが加わった」もので、「農業担当部長又は課長」が入った幹部会議について聞いてみた。

全体では、農業担当部課長の入った幹部会

議が開催されている市町村は、53%にとどまった。周知の通り政府においては週2回閣議が開催され、都道府県でも、筆者の承知する限りでは、知事に特段の故障でもない限り、幹部会議が毎週開かれる場合が多い。閣議については形骸化しているとの批判がないわけではないが、閣議（及びそれに先んじて行われる事務次官会議）が政府各省庁の一体化の要であることは疑いがない。都道府県の幹部会議も、政府における閣議と同様の位置づけを担っていると言える。

このように政府や都道府県庁における幹部会議開催の状況に比べると、市町村の幹部会議の開催状況は少ないと考えてよい。しかも、53%のうちの半分近く（45.5%）が月に1度の開催であり、月に数度（毎週の場合をふくむ）は29.9%にすぎない。

地域別にみると、都市的地域では幹部会議を開催していない市町村が多く、山間農業地域では幹部会議を開催している市町村が多い（第7-(1)-1表）。山間農業地域では農業関係職員の率は高かったが、農業関係職員の率が高い市町村で、幹部会議を開催している市町村の割合が高い傾向がみえる（第7-(1)-2表）。また、人口密度が低い市町村の方が、幹部会議を開催している市町村が多い（第7-(1)-3表）。

ただし、山間農業地域の市町村では役場職員数は少ないのに、表は掲げないが、役場職員数の大小と幹部会議の開催の有無には統計的に有意な関係がみられない。また、農業関係職員の率にしても、人口密度にしても、幹部会議の開催頻度とのクロス表に、統計的有意差はない。

すなわち、幹部会議の開催の有無や頻度は、市町村の地域特性等とはあまり密接な関係がないと考えるべきであろう。このことが何に由来するかは難しい問題であるが、可能性として考えられるのは、①市町村における仕事の特徴、②市町村段階における意志決定

方法の特徴、③市町村長や役場職員の時間的制約等である。

(2) 市町村におけるリーダーシップ

地域の農業の活気に差がでる大きな要因として、地域の農業のリーダーシップの問題がある。市町村農業を活性化することを目標においた場合に、そのリーダーシップは誰がとるべきだと市町村の部課長は考えているであろうか。回答欄には、①市町村、②農協等、③個別の農業者等、④リーダーシップは問題でない、⑤その他とした。

この質問は、市町村農業の活気ということをして、市町村の部課長がどのようにみているかを表すと考えられる。全体では、個別の農業者等が44.8%、農協等が35.6%であり、合計すると80%になる。すなわち、大多数の市町村の部課長が、農業の活気は農業者自身又はその組織する団体のリーダーシップで図るべきだと考えていることになる。市町村のリーダーシップをあげた部課長は13.9%にとどまった。

リーダーシップのあり方に関しては、回答者の年齢によって若干の差が認められる。すなわち、回答者の年齢を上下に分けてみると、年齢が高い回答者の方が個人農業者に対する期待が低く、農協に対する期待が高い傾向があると言ってよい（第7-(2)-1表）。また、地域差もみられ、九州や関東では個人農業者に対する期待が高いのに、北海道では農協に対する期待が高い（第7-(2)-2表）。

市町村のリーダーシップに対する期待は、先に述べたように低いのであるが、役場職員数が50人未満の市町村においては、市町村への期待が比較的大きい（第7-(2)-3表）。逆に、農協に対する期待が相対的に低くなっている。また、市よりも町で、町よりも村で、市町村のリーダーシップに対する期待が強い（第7-(2)-4表）。

なお、市町村のリーダーシップと回答した

市町村では、市町村農業に活気があると考えている回答が比較的多い。これに対して、農協と回答した市町村では市町村農業に活気があるとする回答が比較的少ないのである（第7-(2)-5表）。個人農業者と回答した市町村については平均的な数字が出ていることからすると、あながち我田引水の回答とばかりは言えないのであり、市町村の部課長には、農協に期待を寄せながら、期待通りになっていないと考えている者が比較的多いことをうかがわせる。

(3) 市町村長と職員の関係

本章の冒頭に述べたように、前年の調査で、市町村農業を活性化することを目標に考えた場合に、市町村長とその職員の関係が重要であることが示唆された。市町村農業に活気があると考えている市町村長は職員の評価が高いし、逆は逆なのである。

今回の調査では、市町村長と職員の関係を、単純に職員から市町村長を評価するのではなくて、市町村長と事務方との事務処理のあり方で聞いた。事務処理のあり方とは、市町村長がリードする場合と事務方が引張る（アンケート上の表現では「立案」とした）場合とに大きく分けた。市町村長がリードする場合には、①基本方向については独自の考えを示す場合が多い、と、②基本方向に関しても事務方によく相談するとに区分し、事務方が引張る場合は、③市町村長が事務方の立案を採用する場合が多い、と、④市町村長が関心を示さない場合が多い、とに区分して聞いてみた。なお、このような類型区分にはまらない場合があることも考慮して⑤その他を設けたが、その他を選択した回答はごく少なかった。

今回の調査でも、市町村長と職員の関係は、当該市町村の農業の活気と有意な関係があることがわかった。農業に活気がある市町村では、比較的に②が多い（第7-(3)-1及び

2表）。すなわち、農業に活気がある市町村では、市町村長がリードするが、基本方向に関しても事務方によく相談する市町村長の割合が比較的高いのである。市町村長がリードしても、事務方に相談しないようでは、市町村農業に活気は出ないと考えるべきであろう。市町村農業の活性化のために、市町村長と職員の関係が大事であるが、最も望ましい関係は、市町村長が事務方をリードしつつ、基本方向に関しても事務方に相談するような関係なのである。なお、その際、幹部会議のような会議を開いて相談するかどうかということ、すなわち形式は問わない（(1)参照）。

地域農業のリーダーシップの場合と違って、市町村長と職員の関係は、地域農業類型をも反映する。ただし、望ましいと考えられる市町村長がリードしながら事務方にもよく相談するタイプは、第7-(3)-3表にみるように、比較的平地農業地域において高く、都市的地域において低い。財政力指数別にも財政力指数が高くなると好ましい関係は低くなる傾向がみられる（第7-(3)-4表）。人口が多くなり、役場職員数が多くなり過ぎることは、市町村長と職員の関係という観点からも問題があるようである（第7-(3)-5及び6表）。農業関係職員の率が低くなると好ましい関係は低くなるようである（第7-(3)-7表）。

市町村長と職員の関係は、地域などによって差がみられるが、部課長が忙しいと感じているかどうか、給与をどうみているか等では差がみられない。部課長の年齢、在職年数、回答者の職名等でも有意差は認められない。市町村長と職員の関係は、職員である部課長が主導権を握って作られるものではなく、市町村長が主導権を握って作るものだからであろう。幹部会議の開催の有無でも有意差は認められないのであるが、開催頻度では有意差が認められ、数カ月に1度という開催頻度の市町村では、事務方主導になり、市町村長がリードしながら事務方にもよく相談するとい

うタイプがわずかが減少する（第7-(3)-8表）。幹部会議を開催するにも、思いつきで年に数度やる程度では、意味がなく、行うなら毎週とか毎月定期的に行うべきであろう。

市町村長がリードしながら事務方にもよく相談する望ましいタイプの市町村が比較的多い都道府県は、北海道、宮城県、群馬県、山梨県、京都府、徳島県、熊本県及び沖縄県である。逆に比較的少ない地域は、東海地方と中国地方である。

市町村長と職員の関係のあり方は、市町村長の個性、組織や地域の伝統等に影響されるところが大きいと考えられる。しかし、それだけでなく、市町村の人口が増え、財政力指数が高くなるほど、市町村長と職員の望ましい関係、すなわち「市町村長がリードするが、基本方向に関しても事務方によく相談がある」という関係が減退する傾向があることに注目する必要がある。すなわちそこには、目標と手段に不一致がみられることに注目しておく必要がある。

8. 農業委員会

アンケート調査結果を紹介する前に、農業委員会の沿革について簡単に触れておきたい。農業委員会には、三つの沿革がある。一つは、昭和13年の農地調整法により設けられた農地委員会、農地改革実行の主力になったことは周知の通りである。二つは、昭和23年の食糧確保臨時措置法によって設けられ、主要食糧の事前割り当てを行った農業調整委員会である。三つは、農業改良普及事業に関する知事の諮問機関として都道府県及び数市町村単位に任意に設置された農業改良委員会である。農地改革の終了及び食糧需給事情の緩和を背景に、この三委員会の機能を統合してできたのが農業委員会である。

その後の昭和32年の改正で、農業委員会の職員を、農地主事及びその他の職員に区分

し、それぞれ1人以上置くこととされた。また、同じく昭和32年の改正で農地主事の任免には都道府県知事の承認を要することとされたが、昭和60年の改正（行革関連の一括法）で都道府県知事の承認制は廃止された。

(1) 事務局の設置場所

今回のアンケート調査において農業委員会関係の設問を置いた目的の一つは、市町村長部局（農業担当部課）と農業委員会の連携の状況を把握することであった。連携の状況を把握するのに、農業担当課と農業委員会事務局の位置関係を把握してみた。その結果、全体の54.7%が農業委員会事務局と農業担当課が同じ場所にあった。市・町・村別にみると、第8-(1)-1表の通りであり、村では同じ場所である割合は、75.4%にも達する。

農業担当課と農業委員会事務局の連携を強化しようとする立場からは、両者が同じ場所で事務を行うことは好ましいことであろう。しかし、農業委員会の独自性を保持しようとする考え方に立てば好ましいことではない。なお、農業委員会の所掌事務に要する費用であって、委員及び職員に要するものその他政令で定めるもの（農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に関する経費）の財源に充てるため、市町村には交付金が交付されている⁽⁷⁾が、事務所の費用は算定基礎に入っていない。

農業委員会事務局の場所は、農業地域類型別に大きな差がある（第8-(1)-2表）。しかし、それは財政力指数を反映しているわけではない（第8-(1)-3表）。面積が小さい市町村や人口の小さい市町村では同じ場所にある割合が高い（第8-(1)-4及び5表）。

市町村の体制との関係でみると、部制をとっている市町村では、同じ階の違う場所に農業委員会事務局が置かれている場合が多い（第8-(1)-6表）。なお、部制をとっている場合には、部の名称で大きく分かれ、農林部等で

は同じ場所の市町村は6.4% にすぎないのに、産業建設部等では75.4% が農業担当部と同じ場所にいる。

農業担当部課の職員数との関係を見ると、農業主務部課の職員数が少ないほど、農業委員会事務局は農業担当課と同じ場所に置かれていることが多い（第8-(1)-7表）。同じ場所で事務処理を行ってれば、農業委員会事務局の職員も農業担当課の職員と一体となって仕事を行う場合もあるものと考えられる。

(2) 事務局の職員

農業委員会事務局の専任の正職員数は、平均で3.0人である。回答市町村の最高は22人であるが、20人以上の市町村は6市町村であった。また、事務局長を含め専任の正職員がいない市町村は約760程度存在すると思われる（0と記入した市町村が25、ほかに専任の職員数欄は未記入であるが、兼任の職員数欄に記入した市町村が735）。従って、全体の3分の1程度の市町村には、専任の正職員がいないということになる。

農業委員会の専任の正職員数を推定してみると、次のようになる。

専任の正職員がいる市町村数=1,525

専任の正職員がいない市町村数=760

合計=2,285

専任の正職員がいる市町村の

平均専任正職員数=3人

総市町村数=3,234

推定専任正職員数

$=3人 \times 1,525 / 2,285 \times 3,234$

$=6,475人 \approx 6,500人$

農業地域類型別には、農業委員会事務局の専任の正職員数は、山間農業地域では少なく都市的地域では多い（第8-(2)-1表）。また、財政力指数別にも財政力指数の高い市町村で専任の正職員数が多く、低い市町村で少ない（第8-(2)-2表）。これは、農業委員会事務局の仕事が農地転用等法令業務である農地関係業

務を中心としていることの表れであろう⁽⁸⁾。なお、表には「不明」は表示されていないが、山間農業地域では回答総数の56.0%までが不明回答で、圧倒的にその割合が高い。専任の正職員数の欄は無記入の回答の82.1%が兼任の職員数欄には記入しているので、専任の正職員数の欄に無記入の回答のほとんどは、専任の正職員がいない市町村のものであると考えられる。

農地関係の事務を処理するのは、主として農地主事である。先に述べたように法律の規定は、各農業委員会に1名以上の農地主事を置くこととされている。ところが、第8-(2)-3表にみるように、36.6%の市町村で、農地主事（兼任の農地主事を含む）を置いていないという回答があった。このアンケートは農業委員会ではなく、市長村長部局に対して行ったものであるが、市長村長部局としても農地主事を設置する努力をすべきであろう。都道府県知事の承認制を廃止した結果として、農地主事が設置されなくなっている実態があると考えられる。その反面で、農地関係業務を含めて専門職の配置を望む意見が強い（4の(4)参照）のである。個別にみれば、農地主事を設置していない市町村には、それぞれやむをえない事情があるのかもしれないが、36.6%もの市町村において、必置義務のある農地主事を置いていない実態は深刻に受け止める必要がある。

なお、農地主事を置いているかないかは、第8-(2)-4表にみるように、市・町・村別にかかなりの差がある。農業地域類型別にもある程度の格差は見受けられるとはいうものの、農地主事がいない市町村割合は農業地域類型別には大差ない（第8-(2)-5表）。

専任農地主事又は兼任農地主事とも、人数は1人である市町村が圧倒的に多いが、山間農業地域の専任主事の場合は93.9%までが1人である（第8-(2)-6及び7表）。

農地主事を含め農業委員会事務局の職員

は、農業委員会が任命するが、農地主事として任命するためには、農地の利用調整事務を一定年数経験する等の資格を必要とする。そこで、農地主事の在職年数を聞いてみた。平均在職年数は、4.6年とでた。

先に述べたように農業委員会事務局の専任職員数は平均で3人であったが、専任の事務局長がいる市町村は45.3%にとどまり、事務局長が兼任の市町村が54.7%に及んだ。ここでも農業地域類型別の差は歴然としている(第8-(2)-8表)。

専任の事務局長の年齢は53.4歳で、わずかではあるが部課長の平均年齢(52.0歳)を上回っている。

以上みたように、農業委員会事務局の体制は、現行法令を前提にする限り、強化する必要があると考えられる。

(3) 農業委員会の評価

農業委員の定数は、当初昭和26年には選挙による委員15人(ほかに選任委員5人)とされた。その後、昭和29年には、この15人は10人から15人の範囲で条例で定めるとされた。また、昭和32年には、選挙による委員は10人から40人とされ、選任委員には総合農協及び農業共済組合の推薦した理事を組合ごとに1名委員に選任することにされた。さらに、昭和55年にはその40人は30人とされたが、40人までは例外的に認められることになった。なお、アンケートでは、貴市町村の現在の農業委員の定数は何人ですかという聞き方をしたために、選挙による委員の定数なのか、選任委員を含む定数なのか混乱があった。電話による照会に対しては、市町村側で判断していただくようお願いした。

農業委員の定数は、1市町村平均18.7人となった。農業委員の定数は、山間農業地域では43.2%までが10人～14人であり、第8-(3)-1表にみるように、農業地域類型間格差が著しい。農業委員の定数に関し、市町村の部課

長の評価は概ね肯定的である。しかし、山間農業地域では20.3%の市町村が、また、都市的地域では17.7%の市町村が農業委員の定数が多すぎると回答してきた(第8-(3)-2表)。

農業委員会の事務は、法令業務と任意業務に分かれる。法令業務とは農地法その他の法令により農業委員会が処理しなければならない事務であり、任意業務とは農地の利用関係のあっせんなど農業委員会が処理できる事務である。行政庁への建議なども任意業務として行われる。これら農業委員会の事務はいずれも、市長村長部局すなわち農業主務部課などとの連携が大切である。そこで市町村長部局との連携を4段階に分けて聞いてみた。①法令業務だけで任意業務はほとんど行っておらず、市町村長部局との連携は悪い。②任意業務も比較的よく行っているが、市町村長部局との連携は十分でない。③任意業務はあまり行っていないが、市町村長部局とよく連携がとれている。④任意業務もよく行っており、市町村長部局ともよく連携がとれている。すなわち、①及び②は連携が十分にはとれていない市町村であり、③及び④は連携がよくとれている市町村である。

第8-(3)-3表にみるように、連携という観点では、そう大きな問題はないと考えてよいであろう。農業地域類型別にも特段の傾向はみられない。表は掲げないが、農業委員会事務局がどこにあるかということは、連携に関係しない。他方、市・町・村別には市より町、町より村と連携関係が良くなる(第8-(3)-4表)。これは事務局長の専兼の有無が影響しているであろう(第8-(3)-5表)。

すなわち、農業委員会をイメージする場合に、主として事務局をイメージする場合と、会議体としての農業委員会をイメージする場合があると考えられる。

この表にみるように、事務局長が兼任でも連携関係は悪いと回答してきている市町村が

41 も存在する。この 41 市町村を分析してみると、29 市町村（70.7%）までが農業委員会事務局に専任の正職員のいない市町村である。

次に農業委員会のあり方について、選択肢を五つ設けて意見を聞いた。選択肢は、①農業委員会の事務をもっときちんと行えるよう体制を強化すべきである、②現状で特に問題はなく、あり方を変える必要はない、③引き続き行政委員会として存置すべきだが、市町村長部局との協力関係を密接にすべきである、④市町村長部局との協力関係を密接にするため、市町村長部局の審議会のようなものにすべきである、⑤農業委員会は不要であり、農地法等は見直すべきである、とした。

アンケート調査の結果は、審議会化は 7.5%、農業委員会不要論は 5.2% しかなかった。しかも、審議会化や農業委員会不要論に関しては、市・町・村別、農業地域類型別、回答者の職名別、回答者の年齢別等でも際だった差異はみえない。

先の市町村長部局との関連と農業委員会のあり方をクロスしてみると、第 8-(3)-6 表の通りであり、協力連携関係が悪いと考えている部課長では、審議会化及び農業委員会不要論を合計して 42.3% を占める。この表から、農業委員会と市町村長部局の連携が悪いと農業委員会の評価が下がるということが言える。

なお、農業委員会の定数とクロスしてみると、第 8-(3)-7 表の通りであり、農業委員の定数が多すぎるとする市町村で、審議会化及び不要論が多い（合わせて 29.7%）。

9. 第 3 セクター等

アンケート調査においては、第 3 セクター等を次のように定義して調査を行った。「第 3 セクターとは、センター、協会、基金、株式会社等その名称如何に拘わらず、市町村が資

本金、基本金その他これに準ずるものを 25% 以上出資している法人をいうものとします。出資比率が 25% に満たない法人を含めていうときには、第 3 セクター等ということにします。第 3 セクター等には様々な事業を行うものが考えられますが、この調査では、農林水産関係、観光・レジャー関係又は地域開発関係（土地開発公社を除く。以下同じ）の業務を行うものだけを対象とします。」すなわち、ここでいう第 3 セクター等とは『地方公社の現況^⑨』でいう地方公社で、業務としては農林水産関係、地域・都市開発関係及び観光レジャー関係のうち、市町村レベルのものに限定して、土地開発公社を除いたものをいうことになった。なお、以下では市町村直営事業を含んで第 3 セクター等と使う場合もあるので、留意願いたい。

地域活性化の観点から第 3 セクター等が注目されるのは、①地域の活性化に地方公共団体の果たす役割が大きい、地方公共団体では制約が大きすぎ、弾力的に活動できる主体が必要になる場合が多いこと、②山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）においても、平成 3 年の法律改正において、いわゆる第 3 セクターに一定の位置づけを与えたこと、③特に農業面においては最近になって担い手の不足が顕在化し、農地利用調整又は農作業に関して第 3 セクターに依存する動きが出ていることなどによるものである。

(1) 第 3 セクター等設置市町村

第 3 セクター等の設置状況をみたのが、第 9-(1)-1 表である。この表からわかるように、第 3 セクターすなわち市町村が 25% 以上出資した法人は、全市町村の 36.9% の市町村（712 市町村）しか設置していない。また、分析してみると、第 3 セクターはないけれども、25% 未満法人を設置している市町村は、89 市町村（4.5%）である。すなわち、第 3 セクター等と定義した法人を含めても、それを

設置しているのは、41.4%にすぎない。

第3セクターが設置されている712市町村を分析してみると、その75.3%に当たる536市町村では25%未満法人はなく、かつ、直営事業も行っていない。また、第3セクターを設置するほか、25%未満法人を設置し、かつ、市町村直営事業も合わせ行っている市町村は0.95%（18市町村）にとどまる。『地方公社の現況』等によれば、第3セクター等は増加しているところであるが、総合農協と違って全国津々浦々にまで行き渡っている状態ではないのである。

第9-(1)-1表からもわかるように、第3セクターは山間農業地域の市町村で多い。また、山間農業地域市町村では第3セクターでやってもいいような事業を市町村直営で行っているところも比較的多い。中山間地域、特に山間農業地域市町村では、市町村直営事業又は25%以上3セク（市町村が25%以上出資する第3セクターをいう。以下同じ）のような公的セクターに近いセクターへの依存度が強い実態が表れている。ただし、逆に、中山間地域では、第3セクター等が設立されていたけれどもその事業が事実上中止になった経験を持つ市町村も3.1%を数えることに留意する必要がある。

第9-(1)-2表にみるように、振興山村に第3セクターが多い。ただし、振興山村では直営事業を行っている市町村も多い。また、面積の大きい市町村で第3セクターが多い（第9-(1)-3表）。人口別には人口が多くなるほど25%未満法人が多くなる傾向が顕著である（第9-(1)-4表）。人口は、財政力指数と密接な関係にある。財政力指数別には、財政力指数が0.6～0.8までは財政力指数が高くなるほど第3セクターを設置する市町村は少なくなるが、財政力が最も高い区分（0.8以上）の市町村では反転して第3セクターを設置する市町村割合が高くなる（第9-(1)-5表）。

役場職員数別には、職員数の多い市町村に

次いで職員数が少ない市町村において第3セクターの設置市町村が多い（第9-(1)-6表）。また、市町村直営事業を行っている市町村割合は、財政力指数の高さ、役場職員数の多さとは、逆の関係にある。こうしたことから、第3セクターの設置を促す要因は、地域活性化の手段としての必要性のほかに、財政力の豊かさがあると考えられる。すなわち、市町村の資金力という観点からみれば、資金力がないから第3セクターを設置する市町村と、資金力があるから第3セクターを設置する市町村に分かれると言ってよいであろう。

なお、表は掲げないが、市・町・村別には第3セクター等に関しては、あまり顕著な傾向はみられない。しかし、第9-(1)-7表にみるように、地方農政局別には第3セクター等に関してかなりの差がみられる。これについても表は掲げないが、その背景には都道府県別の差が大きいことがある。これからみて、第3セクター等の設置には、その市町村のおかれた社会経済的諸条件のほかに、都道府県の姿勢などが影響していると考えられる。

（2）第3セクター等の事業内容等

第3セクター等及び市町村直営事業の事業内容について聞いてみた。25%以上3セク及び25%未満3セクの場合も、半分以上が観光レジャー関係である。市町村直営事業の場合は、75.1%までが観光レジャー関係である。

第3セクターだけをとり農業地域類型別にみると、第9-(2)-1表の通りであり、農林水産関係の第3セクターは都市的地域と山間農業地域に多い。また、都市的地域では観光レジャー関係は少ないのに対し、山間農業地域では観光レジャー関係が多い。なお、地域開発関係の第3セクターは、都市的地域で多く、山間農業地域に近づくほど少なくなる。ほぼ同様の関係は、振興山村の指定の有無別にもみられる（第9-(2)-2表）。

山間農業地域又は振興山村で多い第3セクターは、観光レジャー関係である。このことは、観光レジャー関係の事業が地方公共団体の事業として市民権を得ていることを表していると言えよう⁽¹⁰⁾。ただし、このことをもって、地方公共団体又は第3セクター等であるならばどんな事業をどんなふうにも行えと考えるのは誤りである。地方公共団体又は第3セクター等が行う場合には、その目的と範囲、事業実施方法等を明確にして行う必要がある。

なお、直営事業の場合、回答数が少ないという問題はあるが、第9-(2)-3表にみるように、山間農業地域市町村では特別会計で事業を行っている割合が高い。直営事業の場合、75.1%までが観光レジャー関係であったが、山間農業地域においては特にその割合が高く(83.7%)、また観光レジャー関係では直営事業を特別会計で行う割合が高いことで説明される(第9-(2)-4表)。

第3セクターの事業内容としては、観光レジャー関係が多いが、市町村農業の担い手又は活性化という観点からは、農林水産関係の事業を行う第3セクターが注目される。農林水産関係業務を行う第3セクター等のうち、水稻等の作業一部受託、作業全部受託(経営受託を含む)、粗飼料生産販売事業及びその他農地を事実上使用して行う事業のいずれかを行う法人については、事例調査を行うべく、住所を記載してもらった。今後、事例調査も踏まえて、分析検討を行うこととした。

(3) 第3セクター等の職員体制

先にみたように、第3セクター等があると答えた市町村は、886市町村であったが、そのうち市町村の出資割合が25%以上の法人と25%未満の法人の両方がある場合のダブリを除き、第3セクター等がある市町村の実数を調べると、754市町村となる。このうち、

専任の常勤役員がいる第3セクター等が存在する市町村は、325市町村で43.1%にとどまる。第3セクター等が存在する市町村のうち、常勤役員の有無には農業地域類型別又は財政力指数別に差があるようである(第9-(3)-1及び2表)。財政力指数でみると、0.6あたりを境に、常勤の専任役員の有無に差がみえる。

この325市町村のうち、専任常勤役員に市町村役場出身者のいる市町村は122市町村にとどまり、その割合は37.5%である。従って、専任常勤役員に役場出身者のいる市町村は、第3セクター等が存在する市町村の16%($43.1\% \times 0.375 = 16.2\%$)程度にとどまる。なお、『地方公社の現況』で市町村が25%以上出資する地方公社の常勤役員(2,899人)をみると、地方公共団体退職者は1,057人でその割合は36.5%である。

それでは、専任の常勤役員はどこから調達されているかということ、農協も意外に少ない。農協出身者が第3セクター等の専任常勤役員になっている市町村は50市町村(15.4%)にしかない。

次に第3セクター等の職員についてみておきたい。第3セクター等が存在する754市町村のうち、専任の正職員数は何名かという質問に回答を寄せてきた市町村は、634市町村(84.1%)であった。これに、兼任の正職員数を回答しながら専任の正職員数を回答してこなかった48市町村を加えて考えてみると、第3セクター等の職員数に回答のあった682市町村の第3セクター等のうち、89.9%(613)の市町村の第3セクター等に専任の正職員が在籍しているとみてよいであろう。なお、専任の常勤役員がいる市町村といない市町村では、いる市町村で専任の正職員がいる市町村が多い(第9-(3)-3表)。

農業地域類型別には、第3セクター等の専任職員が30人以上いるような市町村は、都市的地域に多く、次いで山間農業地域である

(第9-(3)-4表)。第3セクター等に専任職員がいる市町村のうち、市町村から出向した専任職員がいる市町村は247市町村(専任職員がいる613市町村に対して40.3%)である。これを農業地域類型別にみたのが、第9-(3)-5表であるが、役場からの出向者の人数は都市的地域で多い傾向が見受けられる。また、農協からの出向者がいる第3セクター等は83市町村で13.5%にとどまる。次に、専任の職員がいるかどうかにかかわらず、市町村の職員で第3セクター等に兼任された職員がいる市町村は、145市町村で回答市町村の21.3%に過ぎない。兼務の職員の第3セクター等における事務割合は、平均で32%となった。

(4) 第3セクター等についての考察

『地方公社の現況』によれば、市町村の出資している地方公社は5,588存在し、そのうち地域都市開発関係(土地開発公社を含む)、観光・レジャー関係及び農林水産関係が4,361である。従って、かなりの割合の市町村に第3セクター等は存在するものと考えていたが、土地開発公社は除いたとはいうものの、意外に第3セクター等に出資している市町村は少なく、25%未満の法人を含んでも、調査市町村のうちの41.4%が出資しているに過ぎなかった。

第3セクターに関しては、地方自治の視点から、①地方自治法の位置づけが不明確、②行政の守備範囲との区別があいまい、③事業の経済性が公共性と矛盾を持つ、④自治体や住民の統制権能が不十分等の問題点が指摘されている⁽¹¹⁾。こうした問題点を指摘されながらも、第3セクター等は増加し続けているのであるが、市町村数で言えば、まだ過半数には達していない状況にあるのである。

農業関連の第3セクター等を、小田切氏は、市町村農業公社として次の三つに類型区分している。土地利用調整型公社、地域振興型公社及び担い手型公社である⁽¹²⁾。従来、農

業関係の第3セクター等は、直接生産支援型と地域振興支援型の2種類に区分するのが一般的であった⁽¹³⁾が、直接生産支援型を土地利用調整型と担い手型に分けた。近年、中山間地域など担い手の不足する地域において、今回の調査ではうまく把握できなかったが、担い手型が増える傾向にあるようである。

だが、農業生産を公的セクターに近い存在が担うことには、農業者との競合の問題がある。

第3セクター等が担い手として農業生産を行えば、農業者の引き受けない農地を引き受けることが原則になろうが、他方で第3セクター等は独立採算が原則になり可能な限り採算ベースにのるような事業実施を求められる。そこに競合問題が発生すると考えられるのである。よく引用される京都府和知町の財団法人ふるさと振興センターに関しても競合問題がある⁽¹⁴⁾。

また、第3セクターにも作業受託は禁止されていないが、作業受託と言いながら全部の作業を行い、経営上の危険を第3セクターが負っている例もあるようである。もちろん全作業受託を行う場合にはそれなりの理由があつてのことであろうが、第3セクターが経営上の責任を負うことには問題があると言わざるを得ない。

こうした問題を同時に解決する一つの方法として、平成5年に農協法や農地法が改正され、農協は農業生産法人に出資できることとされた。出資行為(資産運用のための投資を除く)は、法人の構成員となる行為であるから、出資者が当該法人の行う事業について権利能力を有している必要がある。農協に農業生産法人への出資が認められたのは、昭和45年の法律改正で農協に農業経営の受託が認められていたからである。逆に言えば、市町村には農業経営の受託が法律上認められていないし、農業経営の受託のようなことは本来市町村の事業になじむものではないので、農業

生産法人への市町村や第3セクターの出資は認められなかったと考えられる。

農協が出資して農業経営を行う法人では十分な農地の管理ができない場合があるかもしれない。農協としても出資のために総会の承認を得るのは容易でないことも考えられ、農協出資も必ずしも円滑に進展しない場合もある。そうした場合に、荒廃農地が近隣農地に害を及ぼし、美観等を損ねるという事態が考えられなくはない。そのような事態に対処して、まず考えるべきは、第3セクター等による農業経営ではなく、手数はかかるが、農地の流動化である。それもうまくいかない場合に考えるべきが、第3セクター等による緑地等としての管理ではなかろうか。

なお、今回のアンケート調査の結果によると、農林水産関係事業を行う第3セクター等の具体的事業としては、水稻等の作業受託を行うもののほか、公共育成牧場等の経営を行うものが多かった。公共育成牧場は古く、水稻等の作業受託は新しい。周知の通り、自然村落は入会林野を管理していた場合が多く、その一部は市町村有財産として引き継がれてきた。それが、畜産振興の旗印の下に、改良草地とされ、公共育成牧場として管理されている場合があるのである。市町村が直営で又は第3セクター等を使って行う事業の一部には、事業というよりも自治体財産の管理に属するものがあるのである。先に述べたように、市町村の出資する第3セクター等を分類するのに、その事業の内容又は目的によって分類することが広く行われているが、第3セクター等が所有し又は管理する資産に焦点を当てての整理も必要と考える。

繰り返しになるが、今回の調査で、中山間地域、特に山間農業地域市町村では、市町村直営事業又は25%以上3セクのような公的セクターそのもの、又は公的セクターにより近いセクターへの依存度が強い実態があることがわかった(第9-(1)-1表)。また、第3セ

クター等の事業内容は、半分以上が観光レジャー関係で、市町村直営事業の場合には75.1%までが観光レジャー関係である。

観光レジャー関係の事業は、例えばキャンプ場や宿泊施設のように、その事業の顧客は当該市町村の住民ではなく、他の市町村の住民である場合が多い。なぜ、そうした事業を市町村が行うことが住民から是認されるかと言え、その事業の実施によって、地元市町村住民にも何らかのメリットが生じるからである。しかし、地元住民にメリットが生じるならば、市町村は何でも、いつまでもやれるかと言え、もちろんそうではない。少なくとも地元の民業を圧迫する方法や目的の事業は是認されないであろう。

10. 都道府県出先機関との関係

(1) 都道府県出先機関との連携

都道府県の出先機関との連携を、①頼りになる、②頼りになる場合とならない場合がある、③頼りにならない場合が多い、の3区分で聞いた。前年の調査は市町村長に対する調査だったので、②と③の間に、②'「事務方は連携をとっているが、市町村長としてはどちらかと言えば本庁又は国を頼っている」を加えておいた。前年の調査結果は、①頼りになるが45.1%で、②場合によりけり、②'比較的には本庁と徐々に少なくなっていた。また、①頼りになるのは、都市的地域で最も高く、山間地域に近づくほど低くなった。

今年の市町村の部課長に対する調査では、頼りになるとする回答が37.5%で、市町村長の場合よりも低くなった。逆に、頼りにならないとする回答は、市町村長では1.8%であったが、部課長では3.9%になった。このことから、都道府県の出先機関に対する評価は、市町村長よりも部課長の方がより厳しいものがあると考えてよさそう。

前年の調査結果は農業地域類型別に有意の差が認められたのに対し、今年は統計的に有意の差はでなかった。これは、都道府県の出先機関に対する評価が、市町村長の場合、やや観念的であることを表しているのではなかろうか。都道府県の出先機関としては、心すべきことであろう。なお、市町村の部課長が自らの仕事にやりがいを感じているときには、出先機関が頼りになると感じている割合が高くなるようである（第10-(1)-1表）。すなわち、都道府県出先機関の評価は、出先機関のありように規定されるところがほとんどであるが、市町村の出先機関とのつきあい方にも規定されると考えてよいということである。市町村の部課長が、出先は頼りになると考えて頼っていけば、出先機関の方でもそれに応じてくれる面があるということである。

前年の報告書で、市町村長から出先機関が頼りにされているベスト5の都道府県名（頼りになるが60%を超えた都道府県）を掲げたが、そのうち、今年、部課長からも頼りにされているベスト8に入った都道府県（頼りになるが50%を超えた都道府県）は、3県であった。

(2) 都道府県出先機関への権限委譲

都道府県の出先機関が頼りになるかならないかに決定的影響を与えているのが、出先機関への権限委譲の進展度であろう。第10-(2)-1表にみるように、出先機関への権限委譲が十分進んでいるとみる市町村では、都道府県の出先機関を頼りにしているのである。この表を縦横逆にしてみれば、出先機関の評価の高い市町村では、都道府県の権限委譲が比較的進んでいるとみているのである。

ところが精査してみると、農業生産指数の低い市町村では、都道府県出先機関の権限委譲が進んでいるとみている（第10-(2)-2表）。表は掲げないが、市町村農業の活気別にも同様である。これらを説明するには、アンケー

トで聞いているのは、権限委譲が進んでいるかどうかという事実の問題ではなく、権限委譲が進んでいるとみるかどうかという評価の問題であるという観点が必要であろう。すなわち、農業に活気がある市町村では、例えば、都道府県の出先機関へ行っても用事の済まない場合が多いのに対し、農業の活気の少ない市町村では、逆に都道府県の出先機関から仕事を押しつけられるように感じる人が多いということであると考えられる。

第10-(2)-3表にみるように、農業関係職員数が多い市町村では権限委譲が不十分と考える市町村が多いのに対し、農業関係職員数が少ない市町村ではそうでもない。

11. 集落等との関係

(1) 最末端の地区の概況

市町村のあり方を考える際に無視することができないのは、市町村と住民との接触の仕方である。農業関係の施策推進に当たっての地区数は、回答のあった1市町村平均で45.2地区となった。全市町村数(3,234)に掛け合わせると、146千地区になり、1990年農業センサスによる農業集落数140千集落とほぼ符合する。最末端の地区数が1すなわち区域を分けていないという市町村が249(11.2%)もあったが、非常に大まかに言えば、農業関係の施策は概ね農業集落をベースに行われていると考えて良からう。

全体的にみれば、まずまずの数字が出ているが、11.2%もの市町村が市町村の区域を区分していないということは予想外であった。都市的地域で比較的多くの市町村が1地区と答えていることなどからみると、おそらく「農業関係の施策」推進という文言に引きつけられているのであろう（第11-(1)-1表）。すなわち、農業があまり盛んでない市町村などの場合には、地区分けをしないで施策を推進している場合が考えられるからである。な

お、最末端の地区の代表者については、89.9%までの市町村が把握しているが、市町村の区域を分けていないと回答した市町村では、そのほとんど(97%)が代表者に関する質問に回答を記入していない。

水田転作では多くの市町村が集落機能を活用して目標面積の伝達などを行ったところである。しかし、筆者の知っている事例では、市町村の農業担当者が転作目標面積を各農家ごとにはり付け、それを郵便で伝達していた市があった。おそらくこうした市町村では、市町村の区域を分けていないという回答が帰ってきているのであろう。

農業センサスの集落調査では、1農業集落平均の農家数は27戸である。これに対して、今回の調査では54戸と倍の数字が出た。この原因はどのように考えればよいであろうか。一つには、調査方法の違いである。農業センサスでは農家の定義を明確にしているのに対し、今回のアンケート調査では「関係農家数」として特段の定義をつけなかった。照会があったときは、「天井をにらんで概ねの数字を書き入れていただければよい」とした。しかも54戸は、記載された平均戸数の単純平均である。二つには、よく知られているように、農林統計による農家数(379万戸)と総合農協の正組合員戸数(486万戸=1990年)の間にも約百万戸の違いがある。そうした違いがある程度反映していることが考えられるのである。三つにはバイアスである。どういうバイアスかという点、回答者が常日頃農家との連絡に苦労していることによってかかるバイアスが考えられるのではなかろうか。

農業研究センターの研究によると最末端の地区を集落と考えた場合に廃村せざるをえない集落の限界戸数は、全国平均で5.6戸であるという⁽¹⁵⁾。この戸数は非農家戸数を含む戸数であり、今回のアンケート調査は農家戸数であるという違いはあるが、今回のアンケート調査でも、人口密度が低い市町村には、第

11-(1)-2表にみるように、農家戸数が3戸以下が30.4%、農家戸数が4~6戸が27.2%を占める。人口密度が低い市町村ではかなりの割合で廃村せざるをえない限界集落を抱えていると考えられる。なお、農業地域類型別には最小地区の戸数には目立った傾向はみられない(第11-(1)-3表)。農家戸数で聞いているからであろう。

(2) 農業者との協議連絡

市町村の住民への行政的な連絡は、区長を通じて行われ、各戸へは回覧板などを通じて通報される。しかし、最近では農業集落でも混住化が進展してきているし、農政関係の連絡は全戸に伝える必要がない場合が多い。他方、地域の活性化という観点では、農家を中心として地域住民が集まって合意形成をしていく必要が高いと考えられる。そこで、市町村が中心となって行われる集落座談会の開催などについて聞いてみた。

第11-(2)-1表にみるように、集落座談会の開催頻度には、農業地域類型別に差が出ており、山間農業地域では開催している市町村が多い。財政力指数によっても差がある(第11-(2)-2表)。市町村の面積が大きいほど開かれているし、人口が少ないほど開かれている。従って、人口密度が小さいほど開かれている(第11-(2)-3表)。

残念ながら、市町村農業の活気との関係はあまり明確でない(第11-(2)-4表)。集落座談会を開けば農業に活気が出るなどということは考えがたいが、農業に活気があると考えている市町村では、わずかではあるが、集落座談会の開催頻度が高いと考えられる。なお、こうした集落座談会の開催頻度は、農業関係職員の実数よりもその率と関係が深いようである(第11-(2)-5表)。農業関係職員数が多くても、対象とする農家数等が多ければ、集落座談会は開きにくくなるということであろう。

集落座談会を開催する市町村は山間農業地域で多いが、山間農業地域で協議事項が多いわけではない(第11-(2)-6表)。表は掲げないが、このことからわかるように、協議事項はないがほぼ毎年集落座談会を開催しているとする市町村が21.1%ある。集落座談会の開催には、地域の伝統のようなものも影響し、それ故に地域別に差が出てくるものと考えられる(第11-(2)-7表)。なお、多くの農家が関係する協議事項としては、水田転作関係の協議事項があげられた。

多くの農家が関係する協議事項を持つ市町村にその協議連絡方法を聞いてみた。協議連絡方法として、区長等の行政組織を利用する場合、農協組織を利用する場合及びその他に区分して集計した。行政組織を利用して協議連絡する割合は、第11-(2)-8表にみるように、農業関係職員の率が5%を境に高くなる。また、都市的地域では低い(第11-(2)-9表)。

12. 市町村部課長の意見

既に説明したように、今回の調査では、研修、人事、地方分権などに関して、市町村の部課長の意見を記入してもらったが、最後に再度「市町村農業を活性化させるために、市町村の組織、人事又は仕事に関して、提言がありましたらお書き下さい」と記して記入欄を設けた。その結果、約180市町村(回答総数の7.8%)から意見が寄せられた。

前年度の市町村長に対するアンケート調査においては、20.6%に当たる市町村長から回答があったのに比べると少ないが、これには次の事情が反映しているであろう。一つは、アンケート調査の分量の違いである。前年度のアンケート調査は、2頁であったが、今年度のアンケート調査は8頁にわたっていた。二つは、前年度のアンケート調査では、意見記入欄は一カ所であったが、今年度の調査で

は数カ所に意見記入欄が設けられていたことである。三つは、前年度の意見記入欄は自由記入であったが、今年度は、上に述べたように、目的を市町村農業の活性化、分野を組織、人事又は仕事に限ったことである。

最後の意見記入欄に記入のあった意見のうち、意味の判明したもの169件を資料Ⅲとして掲げた。意見は重複をいわず全て掲げた。この意見を、昨年との意見とも対比しつつ、紹介したい。なお、意見を求める際に、目的、分野等を限定したものの、意見はかなり広範な分野にわたった。このため、収録する際には、意見を1 農政の基本方向、2 中山間地域対策、3 市町村の組織、4 市町村の人事、5 市町村の仕事、6 分権・規制緩和、7 農協等との関係、8 国への要望の8分野に区分した。

(1) 農政の基本方向

農政の基本方向に関しては、前年度の調査は、UR国内対策をどうするか不分明の時期であったため、「ウルグアイ・ラウンド農業合意に関連して」という項目を設けるほどUR合意に関連した意見が多かった。ところが今年度は、対策が決まった後であるということもあって、ウルグアイ・ラウンドという言葉を使った意見はわずか4件にとどまった。

農政の基本方向に関しては、前年は農業を国政の基本に位置づけるべし、農政を単に経済問題としてみるのではなく、社会問題として又は歴史、文化、生活等の視点からみるべきだという意見が目についたが、今年度は「環境」という用語を使った意見が2件(1-4①及び②)あるのみであった。

こうしたことには、調査対象者、調査時期、設問等の違いも影響していると考えられる。そうした中で、前年度の意見にも小農や兼業農家を大切にすべしとする意見があったが、今年度の調査においても同じ意見がいくつかあった(1-5①～③)。周知の通り、大規模化

は基本法農政の路線であり、自由主義経済の必然の方向であると考えるが、総合農協はむしろ兼業農家に基盤をおいて生き延びてきた。市町村の意見は、前年度も今年度も、大規模化を否定するわけではないが、小農保護が基調である。新基本法検討に当たって留意すべき論点の一つである。

新基本法検討に当たっての論点の一つに自給率の問題があるが、これに触れている意見もある。しかし、前年度の意見にあったような、自給率を具体的に示すべきだとか、目標自給率を具体的に掲げてきた意見はなかった(1-2①～③)。

他方、前年ほとんどなかった意見で今回目についた意見は、農業を産業として確立することを目指したり、企業精神を強調する意見である(1-1①～④)。そうした中で今年度は、所得や収入の大切さを強調する意見はあったが、デカップリングを強調する意見は少なく(1-3①～③)、昨年度の意見とは際だった差異を示している。

また、農業の担い手に関しては、前年度は意見が多く、一項目を設けたのに対し、今年度は極めて少なかった(1-9①～③)。担い手の形態として第3セクターの必要性を強調する意見は前年度もあったが、今年度もあった(1-6①及び②)。今年度目についたのは、地方の特色とか末端市町村の意見の尊重を述べる意見である(1-7及び8)。

(2) 中山間地域対策

前年度の意見には、中山間地域に対する特別対策を要請する意見が沢山あったのに対し、今年度は比較的少なかった。すなわち、中山間地域に対する特別対策を求めた意見としては、3件があるだけである(2-3①並びに8-2①及び②)。そのため、今年度の整理に当たっては、農業地域類型が山間農業地域であり、かつ、全域が特定農山村地域、過疎地域又は振興山村に指定されている市町村の

意見を整理してみた。

このように整理したことからもわかるように、市町村の部課長には、中山間地域であることを理由に特別対策を講じるべきだという意向は少ないとみてよいであろう。もちろん、一つの係で沢山の仕事をやっている(2-1①)とか、職員数の増員や専任の職員の配置などを求める意見(2-2)はあるが、特別対策を求める意見は意外に少ない。

こうした現象が発生する原因として考えられる要因は、アンケート調査の主目的が市町村の組織や人事であること、平成7年度のUR緊急対策の一環として中山間地域に配慮した事業が行われたことなどがあるであろう。特に組織や人事は、国の問題ではなく自らの問題であることが自明である。そういうアンケート調査においては、中山間地域の特別対策を書きにくかったのではあるまいか。

そういう事情はあるが、中山間地域対策と関連して注目されるのは、前年度の意見では森林交付税制度の創設を訴える意見がかなりあったが、今年度は1件も見当たらなかった。おそらく森林交付税制度が単なる財源問題として議論され、農林担当部課長が真剣に検討するような段階に立ち至っていないからであろう。

なお、今年度の意見で注目されるのは、交流とか連携をキーワードにした意見がみられたことである。前年度のアンケート調査の結果でも、中山間地域は人材の育成というソフト事業への期待が強かったが、それが交流や連携にまで広がって考えられている。

(3) 組織・体制・人事

組織・体制・人事に関しては、既に触れた部分も多いので、手短にしたい。

アンケートの分析でも指摘したが、UR緊急対策が市町村の農業担当部課の仕事に過重にしている面がある(3-1②及び③)。対策の一つとして打ち出された農業経営改善支援

センターに期待する(3-3①, なお, 従来型をあげるものとして5-7①及び8-6③がある)など, 業務量の増大等に対応した体制づくりを推進, 検討している市町村もある。また, 農業委員会事務局に関しては独立させるべきだとする意見がある(3-8①及び②)。

体制強化のために種々の方策が考えられているが, 一筋縄ではいかないようである(3-9②)。職員増の要請も強い(3-6①~④)。中には, 職員設置に要する経費に対する助成措置を要請する意見もある(3-7①)が, 難しいことは言うまでもない。

職員の人事に関して最も強く訴えられているのは, 専門家の配置や増員である(4-1①~①①)。しかし, その実現可能性は高いとは考えられない。そこで職員の自覚が促されたり(4-2①及び②), 人事交流が考えられたり(4-4①~④)しているが, これとても効果が発生するまでには時間がかかる。そういうことが加味されてであろう, 最も強く主張されているのは国や都道府県職員の派遣である(4-3①~⑨)。

このことに関しては, 将来的な対応方向として, 都道府県派遣職員制度の創設を提唱した(4の(4)参照)。市町村の農業関係事務は明らかに増加しているし, 今後も増加することはあっても減少することはない。農協が非経済事業を行うゆとりは, 益々狭まってくると考えられる。もちろん, 国や都道府県の業務量が減少するわけではないであろうが, 定型的業務は情報処理機器などの発達で相当程度軽減できる。しかし, 市町村の農業関係業務は, 市町村自身が企画立案し実行せざるをえない業務が増え, 今後質的な転換が迫られるからである。

(4) 分権・規制緩和

分権・規制緩和に関しても前年度にも多くの意見があった。ただし, 前年度の意見のな

かには, 環境保全等農業の公益的機能への着目, 農協合併に伴う機能代替等を説明するものがあつたのに, 今年の見解にはそこまで触れていない。単に全国画一を否定するものであつたり(6-5①), 地域の要望に応えたいとするもの(6-5⑥)が多い。

昨年度も補助事業の要件緩和等を求める意見は多かったのであるが, 今年度も同様であつた。農業関係にも法令に基づく許認可事務はあるが, 国の地方における事務事業の多くは補助事業として行われている。厳密には, 補助事業を行う場合の要件は, 権限でも規制でもなく, 契約条件に過ぎないが, 市町村の職員の国との接点は補助事業である場合が多いので, 分権や規制緩和に関する意見の一環として意見が出てくるのである。

補助事業の要件は, 国の補助事業も都道府県の補助事業もバランスがとれていなければならない。同じく税金を使う事業だからである。ところが, 国庫補助事業と都道府県単独補助事業では, 明らかにその要件の厳しさが違う。もちろん, 事業規模等の違いはあるであろうが, 小額だからといっていい加減に使っていいわけではない。

従って, 補助要件の緩和等を主張する際には, 国庫補助事業と都道府県単独補助事業の要件の差異を問題にすべきであると考えられるが, そうした意見は全くあがってこない。その原因を考えるために, 仮にその点を問題にした場合の結果を検討してみよう。問題が取り上げられた場合の結果が重要であるが, 規制が緩くなる方向にすなわち国庫補助事業の要件が県単補助事業の要件と同等に緩和されることが考えられるであろうか。それは, 少なくとも筆者の感覚では考えられない。すなわち, 国と県とで扱いが違うことを指摘しても, 市町村の望む方向には解決されない。従って, 市町村の意見でもその問題を指摘する意見はあがってこないのだと考えられる。

仮にそうだとすると, 国の補助事業の要件

緩和は、枝葉末節はともかく本質的には実現するはずがない。また、補助事業の一般財源化も進むはずがない。現実にも、補助事業は名称が変更され、若干のメニュー化が行われてきたに過ぎないのではなかろうか。

(5) 農協等との関係

農協との関係に関しては、前年度は合併問題に関して質問を設けていたので、種々意見があったのは当然である。今年度は農協についての直接の質問は設けなかったが、意見欄には農協に関するものがいくつかあった。ただし、市町村長に比べて部課長の意見は穏健である。

部課長の意見の代表は、農協と市町村の連携・協調を一層強めていかなければならないとするものである（7—①～④）。具体的にどうするかが問題となるが、意見の一部にはプロジェクトチームの編成や（市町村への）出向を提言しているものもある。既にみた通り、農協から市町村へ出向している例はいくつかある。いずれにしても、前年度の市町村長の意見で連携・協調を端的に表明したものは印象に薄いが、部課長の場合はそれを強調するものが多い。

市町村と農協の関係に関しては、それぞれの機能・役割の異なることを前提として、連携・協調を主張する意見と、農協に注文を出す意見とに分かれるようである。後者の意見としては、農協のリーダーシップの発揮を求める意見（7—2①及び②）や営農指導の強化を求める意見（7—3①～④）がある。

農協は合併を進めていることもあり、農協合併に関連する意見もいくつかあった。具体的には、合併の動きがないことを憂える意見（7—3①）、町村の区域を超えて農協が合併した町から町村合併を提案する意見（7—4①）である。

(6) 国への要望

少ないとはいいながら中山間地域市町村などから補助率のかさあげなどの意見が出ているが、逆の意見もある。強烈なのは、「逆差別」だという意見さえある（8—3①）。また、特定農山村法の対象にならないために活性化が図られないという意見もある（8—3②）。特定地域立法の難しさを感じさせられる意見である。

市町村の財源を問題にする意見も目につく（8—4①～③）が、いずれも平地農業地域に属する市町村であるところが興味深い。農地の流動化に関連し、農業者年金に関しては改善も行われたはずであるが依然として改正意見がある（8—5①）ほか、都市的地域の市町村からは農地の相続税に関する意見が出ている（8—5②）。農地の分割相続防止のために「家督相続制度」を導入せよというのは、少し勉強不足である。せめて納税猶予制度には言及してもらいたいところである。

制度に関連して、第3セクターの行う農地の取得又は転用の規制に関しても規制を緩和してほしいという意見（8—5③）も少し勉強不足ではなかろうか。第3セクターの中には株式会社形態のものも含まれるが、第3セクターの定義又は株式会社の農地取得についての言及がないからである。

水稻の転作が開始されて以来、市町村では転作関係の仕事が増えているので、その関係の意見もいくつかあった。水田の区画が大きくなっているのに、水田の区画と転作割当面積とが異なることに伴う問題を解決してほしいという意見があった（8—7①）。一定の限定はついているが、転作面積の貸し借りの調整もできるはずであるから、それを有効利用して調整できないのであろうか。

13. お わ り に

(1) 中山間地域市町村の特徴

市町村人事・組織等に関連して、中山間地域市町村の特徴を整理しておきたい。

① 山間農業地域では、市であっても課制を採用している場合が多い。

② 中山間地域の課の名称で最も多いのは産業課で、農林課がこれに次ぐ。山間農業地域では、ふるさと振興課、町づくり対策課、新しい村づくり課のような新規性のある課の名称はほとんどみられない。

③ 山間農業地域では農業関係職員数は少ないが、役場職員数も少なく、農業関係職員数の率は比較的高い。

④ 臨時職員がいる割合は財政力指数が低いほど高いが、臨時職員数は山間農業地域では少ない。

⑤ 山間農業地域へ行くほど市町村職員の給与は低い、農協職員との対比では高いと感じている。

⑥ 山間農業地域では職員の5年以上在籍率が高い。

⑦ 都市的地域以外の市町村農業担当課では、3～4年前に比べて忙しさが増している。

⑧ 農林担当部課長は、都市的地域では持ち上がり組が多いのに対し、山間農業地域では総務企画財政関係から回った者が多い。

⑨ 地方分権に関連し、補助要件の緩和を要望する意見は、特に山間農業地域で強い。

⑩ 山間農業地域では定例の幹部会議が開かれている割合が高い。

⑪ 農業委員会に必置義務のある農地主事をおいている割合は農業地域類型別にほぼ同じであるが、山間農業地域の市町村では1人である割合が高い。

⑫ 第3セクターは、山間農業地域に多い。また、山間農業地域市町村では第3セクターで行ってもいいような事業を市町村直営

で行っている例も多い。

⑬ 山間農業地域では、市町村が主体の集落座談会を開催している市町村が多い。

(2) 市町村組織・人事に関する事実

アンケート調査によって、市町村の農業関係の組織・人事に関して、次のような事実が確認できた。

① 全国の市町村で部制を行っているのは全体の2割程度に過ぎないが、市では約8割が部制を行っている。村では部制を行っている市町村は極めて少ないが、1.7%の村で部制を行っていた。

② 農業主務課の名称は多種多様であるが、東北では農林課が多く、近畿では産業課、九州では経済課が多い等の特徴がある。課の名称と所管には一定の関連があり、農林課では商工・観光を所管する例はほとんどない。

③ 組織が大きければ組織改正が行われる頻度が高いが、組織改正の有無又は組織改正の必要性の有無と市町村農業の活気との間には統計的な有意差は認められなかった。

④ 市町村の農業関係職員数は1市町村当たり11人程度であり、市町村職員総数の3.5%程度に過ぎない。

⑤ 農業主務部課の平均職員数は13.9人（ただし課制の場合、最も多いのは6～8人）に過ぎない。

⑥ 市町村の農業主管部長の平均年齢は55.8歳、部制が行われていない農業主管課長の平均年齢は51.8歳であった。在職年数の平均は、部長が34.3年で課長が30.0年であった。

⑦ 農業委員会事務局の54.7%が市町村の農業担当課と同じ場所にあり、村ではその割合は75.4%に達する。

⑧ 全市町村の3分の1程度の市町村には農業委員会事務局に専任の正職員はおらず、専任の正職員総数は全国で65百人程度、専任正職員がいる市町村当たり平均3人と推計

される。

⑨ 市町村の第3セクター等（土地開発公社を除く）のうち、専任の常勤役員がいる第3セクター等の存在する市町村は43.1%で、そのうち市町村役場出身者を専任の常勤役員としてしている第3セクター等が存在する市町村はさらにその37.5%である。

(3) 市町村組織のあり方等に関する提案

農政が従前以上に市町村に依存せざるをえない状況に関しては、多言を要しないであろう。ところが市町村組織を調査してみると、改めて次の二つの事実に驚かざるをえなかった。その一つは、市町村規模の格差の大きさである。端的な表れは人口である。人口の格差は200人にも及ばない村から政令指定都市まで存在する。二つは、市町村における職員組織特に農業関係部局の弱体さである。農業関係職員数は、1市町村当たり10.8人で、役場職員数に占める割合は3.5%（いずれも加重平均）と推定された。そうした貧弱な体制の中で、農地主事の不存在にみるように農業委員会事務局が弱体化している市町村が増えていると考えられる。

市町村の規模に関しては、行政サービスの効率化の観点から大規模化を主張する考え方と、自治の観点から大規模化に反対する考え方がある。現実には、弱小市町村の合併は進まず、政令指定都市のような基礎的自治体とは言い難い市町村が次々に出現し、規模格差は益々拡大している。国の農政を進める場合に、このような格差を放置したままでは、様々な弊害が出ることが予想される。端的な問題が、市町村長の政治性の施策への影響である。こうした問題を解決するために、市町村で行う事務の一部は、都道府県（の出先レベル）段階で行う仕組みが検討されるべきではなかろうか。

中山間地域市町村の最大の悩みは、人口が減少していることである。人口の減少は、住

民税の減少と地方交付税の減少に結びつき、住民サービスの効率を悪化させるからである。他方、経済の発展は、都市住民の農村滞在などを増加させている。そのことは農村地域にも様々なメリットを生むため、今回の調査で明らかになったわけではないが、多くの市町村で、様々な形で都市住民の農村への滞在を推進している⁽¹⁶⁾。

こうした農村滞在を推進し、人口の減少に伴う自主財源（地方交付税を除く）の減少を補い、更には別荘、単身赴任、遠隔通勤者等の二重生活者が増加している実態を踏まえ、都市住民と農村住民との交流を深めるために、次を提案したい。すなわち、全国民が住所を正副二重に持つことができる制度にするのである。その際住民税は、高い方で住民税を徴収し、二等分することが適当であろう（そうでないと住民税の引き下げ競争が起きる）。

この提案は国民全体が夢の持てる提案であると考えるが、提案自体もより明確なものにする必要がある。また、詰めるべき問題も多い。さらに、どこの省庁が担ぐのか、という問題もある。しかし、交通手段が発達し、情報化が進展した安定した社会で、住所が一つと固定的に考える必要がないことだけは確かではなかろうか。もちろん、住所を二重に持つ提案で中山間地域問題などが一気に解決するわけではないであろう。だが、こうした基本制度の見直しを含めて検討すれば、新たな展望が開けることだけは確実である。

(4) 市町村の人事体制に関する提案

今回の調査で始めて明らかになった最重要事項は、市町村の農業担当部課の仕事は、新政策の具体化やUR緊急対策の過程で、以前よりもそして他部局に比べても忙しさが増していることである。その主たる原因は、新政策以後開始され、UR緊急対策で大幅に増額された地方単独事業にあると考えられる。す

なわち、選別的な対策を自らの基準で政治的中立性を確保しながら財政資金を配分する業務は、想像以上にその職員の負担を増加させるのである。

他方、地方分権や規制緩和の流れの中で、財政資金の配分は市町村の自由度を高める方向に進めざるをえないし、従来にも増して農政の末端は市町村依存を強めざるをえない。このため、市町村の部課長からは農業担当職員数を増やしてもらいたいという意見が強いが、増員は無理だとあきらめてしまっている部課長も相当数にのぼる。

そこで市町村の部課長の人事に関する意見では、専門職の配置を要望する意見などが強く主張されることになるのである。しかし、専門職を配置すると、小数職員の体制の下では後々の処遇に困るし、マンネリ化の心配もある。記述された意見を参考にしながら、問題解決の方向を整理すると次のようになる。第1には、事務の見直しとその削減である。第2には、人事を一定の期間でローテーションすることである。第3には、人事異動に当たっては、本人や管理職の意向を聞くことである。

以上は、ほとんどの市町村で行っているところであろうが、今後は、年功序列による人事管理を緩和する方向で若手を登用し、役場以外の人材を登用する方法を検討すべきであろう。既に、年功序列を廃止する方向に動いている市町村もある。

また、都道府県の職員OBを市町村へ派遣する制度の創設を提唱したい。人間の寿命が延びているのに、高齢者を有効活用しないでは、資源のムダである。現在でも都道府県の職員OBが嘱託などの肩書きで、市町村において再雇用されている例は多いが、その業務をより円滑に行い、かつ、彼らの存在意義を高める仕組みが検討されるべきであろう。

注(1) 堀越孝良「中山間を中心とする市町村組織のあり方——市町村長アンケート調査の結果——」(『農総研季報』No. 28, 農業総合研究所, 平成7年)

(2) 『農山漁村地域活力分析指標』(農林水産省統計情報部, 平成6年)。簡単に説明したものとして、鈴木誠「農山漁村地域活力分析指標——山間農業地域への財政支援が課題——」(『農業と経済』1995. 2, 富民協会)がある。なお、市町村別のデータを農林水産省統計情報部から借用して加工した。

(3) ほぼ毎年農業総合研究所において開催されてきたが、平成8年11月に開催された第13回地域農業研究会は東京都北区滝野川会館で開催された。

(4) 同上堀越, 76頁。

(5) 「新しい食料・農業・農村政策の方向」(農林水産省, 平成4年)をいう。

(6) 岩手県東和町については、堀越孝良「新規就農と交流——岩手県東和町現地検討会から——」(農村開発企画委員会『平成7年度新規就農就農者等の確保と農村定住条件の改善の方策に関する調査研究現地検討会資料』, 平成8年)参照。

(7) 農業委員会交付金の平成8年度予算は、14,513百万円である。市町村数で割り戻すと1市町村当たりになると450万円にしかない。なお、10年前の昭和61年度の予算は、14,810百万円で平成7年度まで定額で推移していた。

(8) 農林水産省経済局では、農業委員会等制度研究会報告「農業委員会系統組織の展開方向——地域の特性に応じた農業の確立に向けて——」を受けて、平成8年2月14日付けで「地域の特性に応じた農業の確立に向けての農業委員会等の展開方向について」を発出し、①農用地の確保とその効率的な利用の促進、②地域の担い手への支援、③地域の世話役としての活動等について、農業委員会の積極的かつ主体的な取組みを期待している。

(9) 自治大臣官房地域政策室「地方公社の現況」(平成8年12月)。地域政策研究会編『平成5年版地方公社総覧』(ぎょうせい, 平成5年)。

(10) 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)及び改正後の山村振興法が大きな役割を

果たしていると考えられる。なお、近年の第3セクター等の設立動向に関しては、昭和61年の民活法（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法）や「地方公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体出資に係る法人に対する出資債の取扱い等について」（平成3年1月18日付け自治地第3号，自治企一第2号，自治省財政局地方債課長及び同公営企業第一課長）の影響も大きいと考える。

- (11) 成瀬龍夫「公社・第3セクターの問題点」（宮本憲一/自治体問題研究所第3セクター研究会編『現代の地方自治と公私混合体——第3セクター——』自治体研究社，平成4年）。なお，職員派遣の問題点に関しては，吉田哲「第三セクターへの地方公共団体の職員派遣」（岩崎忠夫編『自治行政と企業』21世紀の地方自治戦略第8巻，ぎょうせい，平成5年）を参照されたい。
- (12) 小田切徳美『中山間地帯における市町村農業公社の性格と課題』（広島県市町村農業公

社等連絡協議会・財団法人広島県農業開発公社，平成8年）

- (13) 中国四国農政局では、『平成7年度中国四国農業情勢報告』において，第3セクターを農業生産支援型，加工販売中心型及び農村交流中心型に区分して分析を行っている。
- (14) 『協同農業研究会会報第34号』（協同農業研究会，平成7年）の和知町集落営農連絡協議会の項参照。
- (15) 『中山間地域の活性化条件の解明に関する研究 平成7年度推進会議資料』（農林水産技術会議事務局・農業研究センター，平成8年）22頁。なお，同じ別枠研究の中で，中国農業試験場は，京都府を対象とした統計解析で，消滅水準を8.5戸と解析している。
- (16) グリーン・ツーリズム研究会（構造改善局長の私的諮問機関で座長は薮滋元農林水産事務次官）の中間報告「グリーン・ツーリズムの提唱」（平成4年）以後，農林水産省も21世紀村づくり塾などを支援して積極的に推進している。

資料 I

地域活性化のための市町村組織等に関するアンケート

(市町村・部課長アンケート)

平成 7 年 9 月

農林水産省農業総合研究所

【基礎データ】

市町村名をお書き下さい。都道府県名〔 〕 市町村名〔 〕

市町村の標準コード（5桁、検査数字は不要）をお書き下さい。（ 〕

回答者（複数の場合は職制上位の者）の年齢及び職名をお書き下さい。

年齢：満（ ）歳、職名〔 〕

記入の数値等について、当方が照会する場合の照会先をお書き下さい。

電話番号： — — 所屬課名： 氏名：

貴市町村の平成6年度の財政力指数はいくつですか（四捨五入して小数点以下二桁まで）：（0. ）

次の地域に指定されている場合には番号に○をつけて下さい（指定されていない場合は不要）。

1. 離島振興対策実施地域、 2. 半島振興対策実施地域

I 以下では、市町村の組織・職員配置等についてお伺いします。

<農林担当部課の組織>

問1 貴市町村の組織についてお伺いします（該当番号に○をつけ、必要事項を記入して下さい）。

-(1) 貴市町村では部制が行われていますか。

1. 行われていない〔農業担当課の名称〕：a. 経済課、b. 産業課、c. 農政課、d. 農務課、e. 農林課、

f. 農林水産課、g. 農地林務課、h. 農業水産課、i. その他〔

〕 係の数はいくつありますか：（ ）係

2. 行われている〔農業担当部の名称〕：a. 経済部、b. 産業部、c. 農政部、d. 農務部、e. 農林部、

f. 農林水産部、g. 農地林務部、h. 農業水産部、i. その他〔

〕 課の数はいくつありますか：（ ）課

-(2) 貴市町村では農業土木事業（関連事務を含む）は、農業担当部又は課（部制が行われていない場合。

以下同じ）で行っていますか。

1. 行っている……行っている課又は係の名称〔 〕

2. 行っていない……行っている部又は課の名称〔 〕

-(3) 最近5年間に農林担当組織（係まで）に変更はありましたか。

1. なかった。

2. あった〔具体的には

-(4) 貴市町村では次の事務は農業担当部又は課で行っていますか。

・ 商 工：1. 行っている。 2. 行っていない〔行っているのは？： 課〕

・ 観 光：1. 行っている。 2. 行っていない〔行っているのは？： 課〕

・ 自然保護：1. 行っている。 2. 行っていない〔行っているのは？： 課〕

<農業担当部課の職員数>

問2 貴市町村の職員数についてお伺いします(番号の1つに○をつけ、必要事項を記入して下さい)。

-(1)農業担当部又は課に、次の担当者(正職員)は何名いますか(部長、課長等については職務の実態に応じて、例えば0.6人という表示をして下さい)。

農業担当()人(うち農業土木担当()人)、林業担当()人、商工担当()人、
観光担当()人、自然保護担当()人、その他を含めて合計()人

-(2)農業担当部又は課に県等からの出向者がいますか(アンケート記入当日の在籍者)。

1.いない。

2.いる…何人?()人、どこから()

-(3)農業担当部又は課に臨時(アルバイト)職員がいますか(アンケート記入当日の在籍者数)。

1.いない。 2.いる…何人?()人

-(4)貴市町村役場の全体の正職員数は何人ですか:()人

<市町村職員の給与と人事>

問3 貴市町村の給与と人事についてお伺いします(番号の1つに○をつけ、必要事項を記入して下さい)。

*-(1)貴市町村の職員給与は都道府県庁職員と比べて……1.低い、2.同程度、3.高い、4.一概に言えない。

*-(2)貴市町村の職員給与は農協職員と比べて……1.低い、2.同程度、3.高い、4.一概に言えない。

-(3)現在の農業関係職員数を在籍年数別にお伺いします。

農業関係職員数()人、うち満5年以上在籍者()人、

また、2年未満在籍者()人

*-(4)農業関係担当職員(課長以上を除く)の人事について意見があれば記入して下さい。

<市町村の研修等>

*問4 貴市町村の組織、職員数又は研修についてお伺いします(○は1つ)。

*-(1)農業担当部又は課の職員数についてお伺いします。

1.ぜひ職員数を増員して貰いたい。 2.職員数を増員して貰いたいが無理であろう。

3.職員数は増員する必要がある。 4.その他(具体的には

*-(2)農業担当部又は課の組織についてお伺いします。

1.組織改正を行う必要がある。 2.組織改正は行ったばかりである。

3.組織改正は行う必要がない。 4.その他(具体的には

*-(3)職員研修に関してお伺いします。

1.研修機会は多く、内容にも問題はない(最も有益だった研修の名称は?

2.研修機会は多いが、内容に問題が多い(具体的には

3.内容に問題はないが、研修機会を増やすべき(具体的には

4.研修機会は少なく、内容にも問題が多い(具体的には

<市町村の仕事の忙しさ等>

*問5 市町村における仕事の忙しさ等についてお伺いします(○は1つ)。

*-(1)最近の市町村の農業関係の仕事は3～4年前に比べて忙しくなっていると思いますか。

- | | | |
|--------------|---|--------------------------------|
| 1.忙しくなっている | — | A.忙しくなった主な理由を1つ選んで下さい。 |
| 2.変わらない。 | | ア.職員減等の戦力ダウン。イ.補助事業等が増えた。 |
| 3.事務量は少なくなった | | ウ.調査等が多くなった。エ.会議等が増えた。 |
| 4.判断できない。 | | オ.多忙は一時的なもの。カ.その他〔具体的に |
| | | B.時期別にお伺いします。 |
| | | ア.年中忙しくなっている。イ.時期別の差が激しくなっている。 |
| | | C.担当別にお伺いします。 |
| | | ア.どの担当も忙しくなっている。 |
| | | イ.担当によって差がある〔最も忙しい担当は？ |

*-(2)部長又は課長の休日出勤がありますか……1.ある。 2.ない。

「①ある」場合、最も多いのは次のどれですか。

- 1.市町村行事の対応, 2.出張者の対応, 3.資料作りなど, 4.その他〔

*-(3)部長又は課長以外の農業担当者の休日出勤がありますか……1.ある。2.ない。

「①ある」場合、最も多いのは次のどれですか。

- 1.市町村行事の対応, 2.出張者の対応, 3.資料作りなど, 4.その他〔

*-(4)多い人は年間何日程度休日出勤をしていますか。

- 1.=5日以内, 2.=10日前後, 3.=20日前後, 4.=30日前後, 5.=40日以上,

<市町村における仕事の進め方>

*問6 市町村における仕事の進め方について、部長又は課長のご意見をお伺いします。

*-(1)市町村長などが加わった会議についてお伺いします(○は1つ、該当欄に記入)。

A.市町村長などと農業担当部長又は課長が入った定例の会議が開催されていますか。

- 1.開催されていない。 2.開催されている：()ヶ月に()度。
：()週に()度。

B.こうした会議の持ち方などについて特段のご意見等があればお書き下さい。

*-(2)地方分権が進められていますが、農業関係ではどのようなことを望みますか(いくつでも○、記入)。

- 1.補助事業の要件を緩和して貰いたい〔具体的には
2.会計検査が厳しすぎる(平成6年度農林担当部又は課で会計検査を受けましたか：はい・いいえ)
3.会議等を少なくして貰いたい〔具体的には
4.許認可権限を地方におろして貰いたい〔具体的には
5.その他〔具体的には

＜部課長の年齢と仕事＞

＊問7 農業担当部長又は課長にお伺いします。

＊-(1)現在何歳ですか：満（ ）歳。

＊-(2)市町村役場に入られてから何年になりますか：満（ ）年

＊-(3)農林水産関係の公務には通算何年従事してきましたか：満（ ）年

＊-(4)農業担当部長又は課長になる直前の仕事は何でしたか（○は1つ）。

1.現在の部又は課の仕事、2.建設関係、3.総務・企画・財政関係、4.衛生・福祉関係、5.その他

＊-(5)近年の農業担当部長又は課長の仕事を、他の部長又は課長の仕事に比べて評価して下さい。

A.年間を平均した忙しさについて（○は1つ）。

1.忙しい。 2.平均的である。 3.それほど忙しくはない。 4.わからない。

B.仕事の難しさについて（○は1つ）

1.難しい。 2.平均的である。 3.問題は少ない。 4.わからない。

└ 最も難しいことはどういうこと？〔

C.仕事のやりがいについて（○は1つ）

1.やりがいがある。 2.平均的である。 3.やりがいがあるとはいえない。 4.わからない。

II 以下では農業委員会と第3セクターについてお伺いします。

＜農業委員会とその事務局＞

問8 農業委員会事務局の場所と職員についてお伺いします（○は1つ、該当欄に記入して下さい）。

-(1)農業委員会事務局はどこにありますか。

1.農業担当課と同じ場所（2枚看板）である。

2.農業担当課と同じ建物の同じ階にある。

3.農業担当課とは同じ建物だが階が違う。

4.農業担当課とは建物が違う。

-(2)農業委員会事務局長についてお伺いします。

1.専任の事務局長がいる……年齢は満（ ）歳。

2.事務局長は兼任である……何と兼任していますか。その職名は？〔 〕

-(3)農地主事はいますか……1.いない。 2.専任でいる：ア.1人、イ.2人、ウ.3人、エ.4人以上

3.兼任でいる：ア.1人、イ.2人、ウ.3人、エ.4人以上

専任の農地主事がある場合にお伺いします（2人以上いる場合には最年長者について）。

・農業委員会事務局職員としての最近の在職年数は満何年ですか：満（ ）年

-(4)農業委員会事務局の正職員（事務局長・農地主事を含む）数について記入して下さい。

A.専任の正職員数（ ）人：うち、在職期間が2年未満の者（ ）人、5年以上の者（ ）人
，前職が農林担当部局であった者でその在職年数と通算して10年以上の者（ ）人

B.兼任の正職員数（ ）人

-(5)貴市町村の現在の農業委員の定数は何人ですか……（ ）人。

<農業委員会に関する意見等>

*問9 農業委員会に関する意見、見解等をお伺いします（○は1つ）。

*-(1)貴市町村の農業委員の定数についてお伺いします。

- ☐ 1.多すぎる。 ☐ 2.少なすぎる。 ☐ 3.概ね適正である。
適正規模は概ね何人程度とお考えですか……（ ）人。

*-(2)農業委員会事務局の実施事務と市町村長部局との連携関係についてお伺いします。

- 1.法令事務だけで、任意事務はほとんど行っておらず、市町村長部局との連携関係は悪い。
- 2.任意事務も比較的良好に行っているが、市町村長部局との連携関係は十分ではない。
- 3.任意事務はあまり行っていないが、市町村長部局とよく連携がとれている。
- 4.任意事務もよく行っており、市町村長部局ともよく連携がとれている。

*-(3)農業委員会のあり方についてのご意見をお伺いします。

- 1.農業委員会の事務をもっときちんといえるよう体制を強化すべきである。
- 2.現状で特に問題はなく、あり方を変える必要はない。
- 3.引き続き行政委員会として存置すべきだが、市町村長部局との協力関係を密接にすべきである。
- 4.市町村長部局との協力関係を密接にするため、市町村長部局の審議会のようなものにすべきである。
- 5.農業委員会は不要であり、農地法等は見直すべきである。

<第3セクター等の有無>

問10 全ての市町村について、第3セクター等に関してお伺いします。

第3セクターとは、センター、公社、協会、基金、株式会社等その名称如何にかかわらず、市町村が資本金、基本金その他これに準ずるものを25%以上出資している法人をいうものとします。出資比率が25%に満たない法人を含めて言うときには、第3セクター等ということにします。第3セクター等には様々な事業を行うものが考えられますが、この調査では、農林水産関係、観光・レジャー関係又は地域開発関係（土地開発公社を除く。以下同じ）の業務を行うものだけを対象とします。

貴市町村が関与している次の第3セクター等がありますか（いくつでも○）。

- 1.市町村の出資比率が25%以上の第3セクターがある。
・次のどれですか……ア.農林水産関係、イ.観光・レジャー関係、ウ.地域開発関係
- 2.市町村の出資比率が25%未満で同種の事業を行う法人がある。
・次のどれですか……ア.農林水産関係、イ.観光・レジャー関係、ウ.地域開発関係
- 3.第3セクター等が行ってもよい事業を市町村が直接行っている。
・次のどの事業に関してですか……ア.農林水産関係、イ.観光・レジャー関係、ウ.地域開発関係
・それはどの会計で行っていますか……ア.一般会計、イ.特別会計
- 4.上記1.2.又は3.のいずれにも該当しない。
- 5.かつて第3セクター等が設立されており、その事業が事実上中止になったことがありますか。
ア.ある〔なぜ中止になりましたか？〕
イ.ない〔今後の計画がありますか……a.ない。 b.ある。〕

＜第3セクター等の実態＞

問11 問10で第3セクター等がある(①又は②)と答えた市町村についてお伺いします。それ以外の市町村については問12へ進んで下さい。

-(1)第3セクター等の法人の形態、名称、その所管課名、総出資額及び貴市町村の出資額を、記載例を参考にして記入して下さい。

＜記載例＞(財)〇〇村振興公社：企画財政課：1千万円：1千万円

(株)〇〇町ふるさと食品公社：経済課：91百万円：28百万円

-(2)第3セクター等の役職員についてお伺いします。複数の第3セクター等がある場合には、合計数値を記入して下さい(〇は1つ、該当欄に記入)。

A.専任の常勤役員(役員待遇の者を含む)はいですか……1.いる：()人， 2.いない。

「①.いる」場合は……うち市町村役場出身者()人，農協、漁協等出身者()人

B.専任の正職員数()人：うち市町村からの出向者()人，農協等からの出向者()人

C.兼任の正職員数()人：第3セクター等での事務量割合は平均して何割ですか()割

-(3)農林水産関係の業務を行う第3セクター等がある場合にお伺いします(該当欄に記入)。

A.次の業務を行っている場合には、該当の番号に〇をつけて下さい(〇はいくつでも)。

1.水稻等の作業受託，2.水稻等の全作業受託(経営受託を含む)，3.粗飼料生産販売事業，

4.それ以外で事実上農地を使用して行う事業〔具体的には 〕

B.上記(A.)の業務を行う第3セクター等の名称と住所を記入して下さい。

名称：

住所：〒

C.その業務開始は何年ですか：昭和・平成()年

D.昨年度の臨時職員数：ピーク時の実員数()人，年間延べ臨時職員数()人日

*-(4)上記-(3)で(A.)の業務を行う第3セクター等がある市町村にお伺いします(〇は1つ)。

A.第3セクター等を設立し、又はその業務を行うに至った最大の動機又はねらいは何ですか。

1.の担い手不足， 2.農地の荒廃防止， 3.第3セクター等の経営資源の有効活用，

4.農作業の効率化， 5.その他〔具体的には 〕

B.第3セクター等のその業務の採算はどうですか。

1.赤字であり、黒字になる見込みは薄い。2.赤字であるが、努力をすれば黒字になる。

3.赤字であったが、黒字になった。 4.ほぼ一貫して黒字である。

C.農協はその第3セクター等にどのように対応していますか。

1.第3セクター等に出資して事業に協力している。

2.第3セクター等に出資しているが、事業には協力していない。

3.第3セクター等に出資していないが、事業には協力している。

4.第3セクター等に出資しておらず、事業にも協力していない。

Ⅲ 以下では昨年の調査と関連し、市町村農業の活気、市町村合併等についてお伺いします。

＜市町村農業の活気＞（注：「活気」「平均」等の意味については、ご自由に解釈して下さい）

＊問12 農業をめぐる情勢には厳しいものがありますが、市町村農業の活気の有無についてお伺いします。

＊-(1)貴市町村の農業の現状に関し、平均的市町村に比べて評価し、○をつけて下さい（○は1つ）。

1.比較的には活気がある。 2.平均的であると考えてる。 3.比較の問題としても活気がない。

＊-(2)市町村の農業の活性化を図る方法としては多様な方法が考えられますが、リーダーシップに着目した場合、貴市町村で最も期待の持てるのは次のうちどれですか（○は1つ）。

1.市町村のリーダーシップ、2.農協等のリーダーシップ、3.個別の農業者等のリーダーシップ、

4.リーダーシップは問題ではない。5.その他のリーダーシップ〔具体的には

＊-(3)貴市町村では、市町村長と農業担当部局の関係は、次のどれに該当すると思いますか（○は1つ）。

1.市町村長がリードし、基本方向は独自の考えを示す場合が多い。

2.市町村長がリードするが、基本方向に関しても事務方によく相談がある。

3.基本方向に関しても事務方が立案するが、市町村長がそれを採用する場合が多い。

4.基本方向に関しても事務方が立案するが、市町村長が関心を示さない場合が多い。

5.その他〔具体的には

＜市町村の合併＞

＊問13 本年「市町村の合併の特例に関する法律」が平成17年まで延長される等の改正が行われ、また、地方分権推進法も公布施行されております。そこで市町村の合併についてお伺いします（○は1つ）。

＊-(1)昭和28年の町村合併促進法では人口8千人以上を標準としていましたが、近年、交通通信の発達にもかかわらず、小規模市町村は増加している傾向にあります。一般論としてどうすべきだと考えますか。

1.離島・山間僻地等を除き、小規模市町村の合併をもっと強力に推進すべきである。

2.小規模市町村にもそれぞれの事情があるのであるから、非効率でも自主合併でよい。

3.基礎的自治体としては人口の多い市が問題であり、自主合併も進める必要はない。

4.その他〔具体的には

＊-(2)貴市町村と周辺市町村との合併についてのご意見をお伺いします。なお、A.及びB.については合併の可能性の有無を考えないで回答して下さい。

A.合併は望ましいと考えますか……1.合併は望ましい。 2.合併は望ましくない。

B.合併は必要と考えますか……1.合併は必要である。2.合併は必要でない。

C.10年以内に合併の可能性ありますか。

1.合併の可能性はある。 2.見通しがつかない。 3.合併の可能性はない。

＜広域的機関の状況＞

＊問14 貴市町村が関与している協議会等（第3セクター等を含む）があると存じますが、そのうち、数市町村にまたがっており、かつ、農林業の活性化を含む地域の活性化に最も大きく貢献する可能性のある協議会等の正式名称を一つだけ記入して下さい。

＜都道府県出先機関との連携＞

*問15 農林水産関係の都道府県出先機関（行政事務を行う出先機関とし、農業改良普及センターを除く）

との連携について伺います（〇は1つ）。

＊-(1)都道府県の出先機関は頼りになりますか。

1. 十分頼りになる。2. 頼りになる場合とならない場合とがある。3. 頼りにならない場合が多い。

*-(2)都道府県の農業関係出先機関への権限委譲についてどう考えますか。

1.権限は十分委譲されている。2.権限委譲は不十分である。3.わからない。

＜集落等との関係＞

問16 市町村役場と集落との関係や情報の伝達方法等について伺います。

-(1)貴市町村ではその区域をいくつの地域に区分して農林業関係の施策を推進している場合が多いと考えますが、その数等についてお伺いします(〇は1つ、該当欄に記入)。

A. 最末端の地区数は？（ ）〔区分していない場合は、1〕

B. 区分している場合に、その関係農家数は何戸ですか。

①最小地区で()戸、 ②最大地区で()戸、 ③平均()戸

C.区分している場合に、代表者を市町村で把握していますか。

1. そうした者はいないと思う。 2. 代表者がいるが全部を正確には把握していない。

3. 代表者の全部を正確に把握している〔代表者を何と呼んでいますか？ 〕

*-(2)貴市町村での農業者又はその代表が集まる会合について伺います（〇は1つ、該当欄に記入）。

A.市町村が（中心となって）開催する集落座談会が全集落で開かれていますか。

1. ほぼ毎年開かれている。2. 重要問題があれば開かれる。3. 全集落では開かれていない。

B. 転作面積の変更等多くの農家が関係する協議事項があれば、一つ記入して下さい。

1.ある…協議事項名：〔 〕 2.そうした協議事項は思い当たらない。

C.上記(B.)で「①.ある」とした場合、その協議連絡方法を伺います。

1.町内会や地区の代表を招集して協議連絡した。

2.農協と連携し、主として農協の下部組織（農事組合等）の代表を招集して協議連絡した。

3. 農業委員、農協等と協議したが、町内会や地区の代表とは協議せず、連絡した。

4.市町村長部局としては、外部とは協議せず内部で協議し、連絡しただけである。

5.その他〔具体的には

ご協力ありがとうございました。＊市町村農業を活性化させるために、市町村の組織、人事又は仕事に関して、提言がありましたらお書き下さい。

資料Ⅱ

人事に関する意見

凡例：

1. 都道府県別に、①専門職の配置を要望する意見、②増員を要望する意見、③人事のローテーションに関する意見、④人事のその他に関する意見に区分し、④人事のその他に関する意見だけ掲載した。
2. 都道府県ごとに市町村別に番号・を付けた。また、市町村ごとに当該市町村の属性のうち、農業地域類型区分(都市、平地、中間、山間と省略した)、過疎地域に指定されている場合にはその旨、及び当該市町村の農業関係職員数を記載した。

(北海道)

1. 当町では農政係が農業委員会も兼務しており、さらに農政係が農道等事業の用地交渉、施設の管理、地籍等を担当しているため、新しい発想や事業の展開が困難である(山間、過疎、農職数1)
2. 現場対応が生じるため、行動力、判断力が望まれる(山間、過疎、農職数6)
3. 一般に市町村職員は、一般行政に幅広く精通していることが住民サービスにつながり、特定の専門部局を要求される農業関係に長期的に関わることで、行政マンとして技量的に劣ることが懸念される(平地、農職数7)
4. 農業振興課題の複雑化高度化に伴い、スタッフ的要員の必要性を感じている(平地、農職数10)
5. 農業関係の技術を有している農政に精通している職員の配置が必要(平地、過疎、農職数12)
6. 係長職は、過去に農業担当経験しているものであるべき(平地、農職数23)

(青森)

1. 農林事業の円滑な推進を図るために

は、生産者と密接な関係を作る必要がある。このことから説明会などは往々にして夜間になる(中間、農職数27)

2. 近年農業に関する仕事の量が多くなってきているので、担当職員の増と事務改善による事務量の削減の必要がある(山間、過疎、農職数4)

(岩手)

1. 本村は農林業を基幹として各種補助事業などにも取り組んでいるほか、村営の牧場もあるなど、村民の村に対する依存度も大きい。職員がゆとりをもって制度などの勉強や住民の意向把握、相談、コンセンサスのとりまとめ、企画立案に集中できるような人的体制を組んで欲しい(山間、過疎、農職数14)

2. 平成6年度決算で農林費は27.5%を占め、あらゆる事業に農林課で対応している。しかし、技術職員は1名だけで、余裕がなく仕事に追われている(中間、農職数13)

(宮城)

1. 激動する厳しい時期に農業の経験のない(非農家出身)職員が、国の方針を理解し、普及推進することは困難で、通常報告(回答)などの一般事務処理に忙殺され、農家の方々と直接話す機会は少なくなる。これらのことを配慮した人事と、農家の方々に分かりやすい補助メニューを望む(都市、農職数12)

(山形)

1. 農業土木担当の担当の事業系の復活(現在農業係のみ)と課長補佐2人体制(山間、過疎、農職数11)

(福島)

1. 実行力のある職員(都市、農職数9)
2. 農業関係専門大学卒がかなりいるにもかかわらず、農業関係担当課に配置されていない。また、職員の異動が激しく仕事に支障がある(山間、過疎、農職数一)

3. 時局との接点が合致していない（中間，農職数 10）

（栃木）

1. 県，事業所などへ 1～2 年出向し，専門的知識を修得する制度の導入（都市，農職数 23）

2. 農業を良く知り，理解があって，やる気のあるものを配属すべき（平地，農職数 16）

3. 農業関係事務は生活環境行政等幅広い見識を求められるので広範な経験を有した者の登用が望ましい（中間，農職数 18）

4. めまぐるしい農業情勢の変化にともない，事務量の増大する事に対して，それが人事に反映されていない。事務事業の点検を行い整合性を図るべきだ（中間，農職数 8）

（埼玉）

1. 他の部署と比較して事務量の多さに驚いている。職員数は現状維持か減が目立つ（都市，農職数 8）

（千葉）

1. 意欲のある職員を望む（都市，農職数 17）

2. 当市の場合，人事異動の基準が概ねイ 同職場 5 年，ロ 新採 3 年，ハ 意向尊重の三点であるが，仕事内容を加味しないため，精通度が必要な農政関係については改善を要望している（都市，農職数 11）

3. 新規事業に対応した人事を望む（平地，農職数 7）

（神奈川）

1. 行政全般に精通した職員配置が望まれる。同時に専門性も必要（山間，農職数 4）

（新潟）

1. 農業体験がある者で，現場をいとわない者がよい（平地，農職数 8）

2. 平成 7. 4 人事異動で 8 割入れ替えて業務が停滞している（平地，農職数 8）

3. 農林関係は他部署に比較して，補助事業も多い。事業実施について職員の習熟が必要（都市，農職数 7）

4. 農業関係職員は地域に密着した行政が求められるので，ある程度の経験年数が必要である。又，農業土木担当は技術職が必要（山間，農職数 5）

5. 当村は，面積の半分以上が農地で主産業はもちろん稲作農業で，そのウエイトは大きい。しかし，職員数に限っては大幅な不足が実態。臨職を 3 人雇用しても月平均残業時間は他課に比べものにならないほど多い。職員配置や組織形態に良い方策はないか目下思案中（平地，農職数 11）

6. 当町は，地滑り常襲地であり，融雪，風水害等による災害（その年により発生件数の増減があるが）もあり，通常ベース業務の他に突発的対応となることに苦慮している（技術者の雇用と配置も少ない。民間委託への予算措置も厳しい。）（平地，過疎，農職数 9）

（富山）

1. 農業のおかれている現状と未来は非常に厳しいものが予想される。地方独自の打開策を作り出していく上でもこれに対応できる人材を確保し，育成していくことが必要である（中間，農職数 28）

2. 平成 7 年 4 月 1 日より係制度を取り入れているが，現在，各係長がいない（中間，農職数 12）

3. 農業の実情をわかる人（中間，過疎，農職数 5）

（長野）

1. 農業土木関係職員は専門職化してほしいが，本人の将来もあり難しい（山間，農職数 1）

2. 農業は非常に厳しい状況になっており，気鋭の職員が必要（中間，農職数 5）

3. ソフト事業を多く導入により人員の増配を（中間，過疎，農職数 4）

4. 農業委員会事務局長など専門職員は経験が必要（中間，農職数 10）

5. 農業土木を担当する者も一般事務職で

あるので、技術を覚えるのに大変である（中間、過疎、農職数 8）

（岐阜）

1. 担当部長の意見を取り入れた人事を要望している（部長権限の拡大）（中間、農職数 33）

2. 過疎町村においては積極的に行動する人材が必要（山間、過疎、農職数 2）

（静岡）

1. 農業は他と異なり、専門性があり、特に地域農業振興を行政が主体的な役割を持って推進するとなれば、末端を把握し、指導性のある体制とすべきである。それには専門職、技術職で長期的に業務に携わる事が重要と考える。地方が中央の政策をより充実を図り発揮できることが、今こそ求められていると考える（都市、農職数 5）

2. やる気があり研究熱心、又、対外的交渉能力を必要とするので総合的な配慮のできる人の確保をいたしたい（都市、農職数 7）

（愛知）

1. 農業精通者の配置。農政、農地担当の分離（都市、農職数 6）

2. 法令、事務内容が複雑であるが、兼務が多いので新たな取り組みができないので職員の適正配置、増員を検討して貰いたい（平地、農職数 23）

（三重）

1. 一般職員と同じスピードで昇格できない（中間、農職数 4）

2. 定期的な異動でなくて農業に関心のある人材の配置を望む（平地、農職数 10）

3. 相当な専門知識又技術を必要とする係もあるので、員数合わせの人事では困る（本町ではこれが多い。）（中間、農職数 8）

4. 事業課であることから、農業に関心を抱いているもの、又、常に創意工夫に意欲的である人材を配置させ、アイディアに満ちた農政を構築させたい（山間、農職数 6）

5. 特殊性があり、ある程度の経験が必要

（中間、過疎、農職数 16）

6. 新採等経験の浅い職員が多く地元折衝できる中堅職員の配置を希望する（都市、農職数 29）

（京都）

1. 新規採用職員より中堅職員を（中間、過疎、農職数 12）

（大阪）

1. 事務量に応じた職員数（都市、農職数 5）

2. 現在、少数精鋭で、人材については何も問題はないが、仕事の分野が多岐にわたるので体制強化をお願いしたい（都市、農職数 7）

（兵庫）

1. 専門技術職がないのでその対応（山間、過疎、農職数 8）

2. 農業課の担当範囲が広範すぎるので機構改革により見通しが必要と思う（中間、過疎、農職数 10）

（和歌山）

1. 農林水産業について、技術職、事務職全て兼務で従事しており行き届いた仕事できていない（都市、農職数 8）

2. 産業課は現在課長を除き 4 名内 1 名は農業委員会事務局専任の形になっており、事務に追われ、農業振興の人材配置ができない（山間、過疎、農職数 1）

3. 技術職の不足と兼務が多く集中して一つの業務に取り組めない（中間、農職数 4）

4. ソフト面の担当は減員の一途。現状は実質 1 名（農業委員会を含む）、最低 2 名はいないと機能しない（山間、過疎、農職数 4）

（島根）

1. ここのところ町職員全体の若返りのため、在籍年数が短くなっている（山間、過疎、農職数 5）

2. 新規採用職員を直ちに農業関係課に配置しないでほしい。職員の性格等を把握して住民対応の悪いものは配置しないでほしい

(山間, 過疎, 農職数 7)

3. 職務内容を考慮した人事を望む(山間, 過疎, 農職数 7)

(岡山)

1. 人員不足から国県の施策に対応できない(中間, 過疎, 農職数 3)

2. 事業実施(例えば農構事業など)をする場合に、職員一人での対応は難しい(山間, 過疎, 農職数 2)

(広島)

1. 農林業関係課を2課に分割したい。又、事務の一部を他課へ移したい(中間, 農職数 28)

2. 課長は職員の人事権を持っていないが、課長の意見を取り入れるシステムをつくってほしい(中間, 農職数 28)

(山口)

1. 農政係には農政のエキスパートを配置すべきである(中間, 過疎, 農職数 19)

2. 行動力と発言力のある人(中間, 過疎, 農職数 21)

3. 協調性のある人(中間, 過疎, 農職数 21)

(香川)

1. 私の所属する産業経済課は、農業関係の担当職員が12人と少し人数が多いと思われるかもしれないが、そのうちで7人までが県営基盤整備事業、土地改良関係の仕事をしている(中間, 農職数 12)

(福岡)

1. 福岡、北九州両政令指定都市中間に位置していることから、都市近郊型農業の施策を考えている中で、その対応について職員人事を考えると、関係の知識が必要であり、また専門化してくるので、その職員の異動などで長期的配置とか予備職員としてのローテーションについて配慮する必要がある(都市, 農職数 7)

(長崎)

1. 農政を担当する専門事務系職員を育成

する必要を感じている(都市, 農職数 48)

2. 在職が長くなりがちなので、後継者を考えた人事をして、いつでも仕事を引き継げるよう配慮すべきだと思います(中間, 農職数 9)

(熊本)

1. 農業行政は、一般事務とは異なり、必要な知識を修得するのに時間がかかるので、在職期間を長くする必要がある。又、専門職の養成にも配慮がほしい(都市, 農職数 35)

2. 課長の意見を聞いて人事異動を行ってほしい(平地, 過疎, 農職数 12)

3. ある程度の経験者の配置を望む(平地, 過疎, 農職数 4)

(大分)

1. 若年層職員が多く又在籍年数も短いため、企画立案力も乏しく、地域の組織団体の対応も不十分である。中堅職員も考えたバランスのとれた人事が望まれる(中間, 過疎, 農職数 10)

2. 生産者等に動いてもらうことが多いので、話技及び行動力のある者が必要(平地, 農職数 21)

3. 個々の力量アップが必要である(中間, 農職数 10)

(宮崎)

1. 2年未満の者も概ね大学卒であるが、農林業の専門技術での指導に難がみられる(都市, 農職数 12)

(鹿児島)

1. 事務職員と技術職員の適正な配置(中間, 過疎, 農職数 15)

2. 農業を知らない職員が増えつつあり、多様化に対応できにくい状況がある(平地, 過疎, 農職数 13)

3. 農家との信頼関係により仕事を進めていく立場であり、異動などについて画一的な基準でなく担当分野において判断する場合も必要と思われる(中間, 過疎, 農職数一)

総 括 意 見

凡例：

1. 意見の後の括弧内は、当該意見を提出した市町村を管轄する都道府県名、市・町・村の別、農業地域類型（都市、平地、中間、山間と省略した）の別、特定農山村地域（市町村の一部が指定されている場合は一部特定と表記）、過疎地域又は振興山村地域（市町村の一部が指定されている場合は一部山村と表記）の別を記載した。特定農山村地域、過疎地域又は振興山村地域について記載がない意見は、当該地域指定が行われていない市町村にかかるものである。
2. 中山間地域対策の項は、山間、全域特定、過疎及び全域振興山村である市町村の意見を収録したに過ぎないので留意されたい。

- 1) 農政の基本方向
- 2) 中山間地域対策
- 3) 市町村の組織・体制
- 4) 市町村の人事
- 5) 市町村の仕事
- 6) 分権・規制緩和
- 7) 農協等との関係
- 8) 国への要望

1) 農政の基本方向

1-1 ① 農業を活性化させるとは、市町村のレベルのナニガシを変えて効果がでるようなものではない。昔と同じ数の農家が農業をやっていたのでは“産業”にならない。それを産業にまで高めることは、少なくとも“農業施策”ではない。（千葉、村、中間）

1-1 ② 今日まで、戦後だけでも50年、それ以上の長い時間、農業生産については管理されてきた面が強い。今後農業者が自立意

識を持ち、経営的に十分成り立つ産業として確立するには、さらに長時間かかると思います。（長崎、中間、一部特定）

1-1 ③ 行政で農業活性化といくら言っても誰もついてこない。なぜなら今まで国の施策に農業者がだまされ続けてきたから。活性化とは所得のアップで、画一的な施策では無理で、企業精神で農業に取り組まないと単なる農家では無理と思われる。（岡山、町、山間、特定、過疎、一部山村）

1-1 ④ 国土の均衡ある発展、このための、産業構造の転換と産業の再配置を強力に推進することが、何よりも重要と思う。市町村での様々な対応も目先、小手先のもので限度がある。（青森、町、中間、一部特定、一部山村）

1-2 ① 自給率向上確保のための施策の確立。（群馬、市、都市）

1-2 ② 財政の貧困故の行政であるが、どうしても道路、建物のハード事業が中心になっている。これは国の政策が自動車を買って農産物を買う方向で来たからの食料自給率の低下であるが、このままでは日本は潰れる。農業は特にそうであるが、日本の教育の問題である。全ての職業の平等性、普遍性を子供達に教え、農業でも自信と誇りを持たせる後継者作りをしなければならない。群馬県の上野村村長が言ったように“農業をなおざりにした国は滅びる”はエジプトの時代から歴史が物語っている。カロリー換算で36%は逼迫を感じる。これでは先進国、国連加盟等論外である。もっと必需品が安く生活が楽になるような施策が急務である。（和歌山、町、山間、特定、過疎、一部山村）

1-2 ③ 食料の安全保障を最低守る運動を農水省主導により強力に展開すべきである。（長崎、町、中間、特定、過疎）

1-3 ① 農業をやらなくなっている理由に農業だけでは生活していけないことが挙げられる。それらを解消するには、農作物価格安定制度というような制度を設け、農業でも一般並の収入を得られれば、後継者不足等の問題も解決し、農業の活性化にもつながると思います。(山梨、町、中間、特定、一部山村)

1-3 ② 農業の国際化が急速に高まり、どの品目も明るく希望のもてる生産条件、意欲が生まれてこない。他産業並みの所得を得られる専業農家の育成には、農産物の生産価格に保障があり、やりがいがある条件が必要。投資しても採算がとれる見通し、展望のある農政を望みます。(静岡、市、都市)

1-3 ③ 本町は後継者がいません。耕作地が少ないため農地の流動化ができないためです。急傾斜地の多い農村集落を維持する最後の手段は、企業または自治体による経営もしくはデカップリング政策が必要かと。(大分、町、中間、特定)

1-4 ① まさしく農政の重要な転換期に入り、国際情報化が必要な時代でもあります。日本経済は為替を機軸にした商品経済が生活のすみずみまで浸透し、全国津々浦々が世界経済と連動して、揺さぶられております。日本農業の体質強化(経営安定)についても、土地条件により限度があり(四国は)、まさしく関税の運用が最大のカギと思われますし、当然、内外格差による輸入量(昨日別)に対応した需給の中での作目選定が農家所得に大きく影響いたしますし、常に刻々とその状況、将来の見通し等(輸入量、単価)情報提供が大切に思う(市町村及び農家において知りたい)。過去における内地材の不振(木材)がよい例と思う。途上国への日本技術による乱伐(パルプ、アビトン等)による環境破壊と国内産木材の下落。(林業の崩壊)(高知、市、山間、特定、一部山村)

1-4 ② 農家に環境保護を義務づけるなら国の責任を明確にすべし。(財政措置など)

(長崎、市、中間、特定、過疎)

1-5 ① 国の農業政策は大規模専業農家を対象に効率性、経済性を求めているが、市町村は2種兼農家も農政のワクの中に入れて農政を進めています。福祉農業的発想が必要と考えています。(埼玉、町、平地)

1-5 ② 市町村では集落営農の話し合い程度で、小農の離農は勧めはできない。(新潟、町、都市)

1-5 ③ 二種兼農家を健全なものにする事が、今後の日本農業に大事なことはないか。担い手農家も後継ぎがない場合その後が心配になる。(福井、町、山間、特定、一部山村)

1-6 ① 21世紀は、高齢化、担い手不足が一層深刻化し、農用地の不耕作地化等により著しく農業の生産性が衰退し食料不足は避けられないと予測する。このため、農作業を主業務とする第三セクターなどへの税制、融資制度に関し、もっと手厚い保護を講ずべきであると思う。(岐阜、市、中間、一部特定、一部山村)

1-6 ② 町も含めた農業法人を設立してはどうか、法人組織には町の有能な人材を配置する。(兵庫、町、中間、一部特定、過疎、一部山村)

1-7 ① UR合意後農業の今後の方向が不明確であり、早期に日本の農業方向を示し、かつ全国一律の対策でなく、地方の特色を生かせる対策を望む。(北海道、町、平地)

1-7 ② 農業に関係する者(農業者含)の考え方(農家の実態、考え方、方向性、問題点)が十分に反映された施策となっていないのではないか?(岩手、村、中間)

1-7 ③ 国の農業政策一般について末端市町村の意見を十分聞いて実施すべき。(福井、町、平地)

1-7 ④ 新しい食料管理法の下での施策については転作も含め、農業者の意向に添って柔軟な発想のもとに、やる気のおこる施策

(農業者にやる気のでる施策)を国の方でも出してほしい。特に水稻は自然災害に弱く、現在の単年度需給方式では危険であると思う。備蓄についてモミ貯蔵の低温貯蔵の要ありと思う。(鹿児島、町、中間、過疎)

1-8 ① 当町のような半島地域で小規模な山間町村には、一般的な国の農業政策はあてはまらないことが多い。地方独自の振興策を幅広く推進する必要がある。(静岡、町、山間、特定、一部山村)

1-8 ② 人間本来の価値観をどこに置くか、地域住民の農村に対する考え方の意識改革をする必要がある。農村に住む豊かさを植え付けるためには、都会的な部分も取り入れる必要があり、地域にあった土地利用に農業側も寛大になるべきである。(静岡、町、中間、一部特定)

1-8 ③ 国、県の施策は、日本の代表的な場所をとらえてのことが多いと思う。各地域の実情に即した対応策が個別にあってもいいのでは。新しい施策が打ち出されると末端農家に頭を下げしかられるのは市町村である。国も、県も直接農民とふれあう機会があってもいいのでは。農業関係は特に補助金づけのところがある。この歴史的体質をかえていく必要があるのでは。(愛知、町、都市)

1-9 ① 私は市町村農業を活性化させるためには、市町村の組織ではなく、養成機関の強化にあるものと思います。例えば時代に適応できる国際的な感覚を持った人材の育成、それには農業高校、大学、専門学校の強化及び農業者がいつでも勉強できる実習機関などの設立強化等を強く望むものであります。(大分、町、山間、過疎、一部山村)

1-9 ② 特別研修制度を創設して、農業後継候補者を育成。(愛知、市、都市)

1-9 ③ 全てについて、行政が手を掛けすぎの行政の姿勢を改め、自立できる農業経営者の育成が急務である。(広島、都市、特定)

2) 中山間地域対策

2-1 ① 末端町村では農業に関する数種類の分野の仕事があるので、管理が大変。集落排水、国土調査、災害復旧事業、転作、野菜、農業土木補助事業、圃場整備換地が一つの係。(福島、町、山間、特定、過疎、山村)

2-2 ① 今まで以上に充実させるため、職員数の増員と専門職員の確保、育成を行ってほしい。(北海道、町、山間、特定、過疎、山村)

2-2 ② 特色ある生産、販売、加工を行うため、専任職員の養成と研修制度の活用。(島根、村、山間、特定、過疎、山村)

2-2 ③ 厳しい農業情勢に加えて、さらに特異的な中山間地域に類するわが町のような町村においては、広く世界に目を向けた対応が必要であることから、これらに対応できる機構を確立させるとともに人材の育成を図るべきだと思います。(佐賀、町、山間、特定、過疎、山村)

2-2 ④ 農業振興の中で、農業技術指導については、JAの指導員による重点指導がなされているが、行政としては、農業経営面に指導の比重を置かなくてはならない。そのためには、農政系の強化が必要と考える。よってある程度農林業の学識を持った職員の配置がなされてほしい。(宮崎、町、山間、特定、過疎、山村)

2-3 ① 地域の実態に合致した適正規模の各種補助事業等の基準を定めてほしい。全国画一的な方法では山間地帯の農業はつぶれてしまう。(岩手、町、山間、特定、過疎、山村)

2-3 ② 農産物、畜産、林産物等の価格の安定を図り、地域の組織を強力なものにする必要があると思う。(宮崎、村、山間、特定、過疎、山村)

2-4 ① 地方分権を具体化するために交付税の算出の見直しを積極的に進め、地域にあった事業展開のための財源の裏付けをする

必要がある。(補助事業の全廃も可)(岩手、町、山間、特定、過疎、山村)

2-4 ② 補助事業(ハード)に関連したソフト事業や、事業毎の計画策定、ヒアリング資料作成、調査報告資料等にかかる市町村職員の事務量が大きなウェイトを占めている。独自の施策推進に起動力を生かせるように、資料などの簡素化を図ってほしい。(岩手、町、山間、特定、過疎、山村)

2-5 ① 市町村の農業を活性化させるためには、市町村と農業関係団体との連携が重要であると考えます。(高知、町、山間、特定、過疎、山村)

2-6 ① 過疎化とは、まさに頭脳の流失である。農業者の高齢化(平均65歳以上)と新規就農者が皆無に等しい中では、地域農業活性化の新しい動きは期待できない。大学教授、専門家など外部頭脳を導入し、「山村振興研修所」を設置し、人づくりはもとより、地域活性化総合計画とその実現に向けた具体性のある行動プランを立案させることを検討中、しかし議会や庁内理解を得るには、時間がかかる。これら事業の国県の支援制度をつくってほしいものだ。(山形、町、山間、特定、過疎、山村)

2-7 ① 農業改良助長法改正により、県機関が幹部のみで現場指導が十分でない。農業技術者を市町村に1名はりつけ、国費(交付税措置)を考えて欲しい。農業技術者とは、その町の特産品(農産物)に限り、指導できるもの。(岐阜、町、山間、特定、過疎、山村)

3) 市町村の組織・体制

3-1 ① 農林分野の行政事務について末端市町村においては広範囲、多岐にわたることから、それぞれの事業推進について熟慮する暇がない。(栃木、市、平地、一部特定、一部山村)

3-1 ② 国及び県はウルグアイラウンド対策など種々の施策を打ち出しております

が、町は農地、専業農家が減少傾向にある中で職員増は見込めず、担当職員は通常業務に追われているのが現状であります。活性化を図るためには、活性化を実践研究できる環境整備が必要だと思います。(千葉、町、都市)

3-1 ③ ウルグアイラウンド対策や景気対策関係で多くの補助事業が予算配分されるが、それに対応した人事配置が困難で担当職員の業務が過重である。(特に年度途中の補正対応)(新潟、町、中間、特定、過疎)

3-1 ④ 農林畜産関係事務を連携よく進めるためには、部制が適当と考えるが、4万の小都市ではなじまない。何らかの方法を考えたい。(宮崎、市、中間)

3-2 ① 農業の活性化は地域活性化の総合的な基本方向のもとに実現すべきものであり、関係機関、団体等あらゆる分野が、参加連携できる体制づくりが肝要と思います。(青森、村、山間、特定、山村)

3-2 ② 地域農業を活性化させるためには、それをリードする組織(町及び農協等)、人材(企画力と実行力を持った職員)、金(財政支出)が大きな役割を果たすものと考えられ、推進体制の整備が必要である。(秋田、町、山間、特定、一部山村)

3-2 ③ 市町村の組織、人事が市町村農業を活性化できる人的配置を十分考慮し、体制整備に本気で取り組まなければならない。(愛媛、市、都市)

3-3 ① 地域農政の展開において、関係機関、団体及び農協との連携が極めて重要である。今回国において提起された農業経営改善支援センターの機能充実とその実行確保が農業推進の決め手。従って、国の財政的支援を含め、支援センターの支援に全力傾注を願いたい。(福島、市、都市、一部山村)

3-3 ② 農業活性化は農業政策担当部局だけでは不可能なので、町行政のなかでの連携を促進するとともに、調整を図るしくみが必要と思われる。(実行能力のあるもの)(秋

田，町，平地，一部山村)

3-3 ③ 町長，農協長，県農業の出先機関の意志統一。(石川，町，中間，一部特定)

3-3 ④ 農業改良普及所，農協等との連携をより強め，併せて専門職を育成し，農業指導を図りたい。(神奈川，村，山間，特定，山村)

3-4 ① 地域の実情に適應する施策を推進できるよう支援体制。(福島，町，中間)

3-4 ② 農業，農村の問題については，各自治体により各々事情が異なり又特殊性がある。このことから国，県，市という縦割的組織では今後の対応は困難と考える。今後は市町村独自の組織体制を打ち出す必要がある。(三重，市，中間，一部特定，一部山村)

3-5 ① 現行の業務においては，農業情勢の実態把握(リサーチ)が非常に甘く，このため計画立案が的外れになることが多い。このため組織構成として，調査係，計画係，事業推進係，工務係という編成がベターと思う。(岩手，町，山間，特定，過疎，一部山村)

3-5 ② 農業集落排水事業(産業課)公共下水道事業，特定環境下水道(建設課)等事業が実施中のため，下水道料金の一体化の為にも，下水道課の設置が必要。(富山，町，平地)

3-6 ① 職員数の増を願いたい。(兵庫，町，中間，一部特定)

3-6 ② 農林水産課職員の増員を望む。(岡山，平地，特定，過疎)

3-6 ③ 職員の質の向上並びに人員体制などの充実が必要である。(愛媛，市，平地，一部特定)

3-6 ④ 担当課に，もう少し職員を増やしてほしい。(愛媛，町，中間，過疎，一部山村)

3-7 ① 農業農村の生産，生活基盤の整備推進には，多くの事務量を処理する機能と人容体制の整備が前提となるが，小さな自治体では財政面では隘路がある。国の UR 対策の推進を図る上でも，各自治体の農林業職員配

置に要する経費の思い切った助成措置が望まれる。(広島，市，都市，一部山村)

3-8 ① 農業委員会事務局は別部局にすべきであるとする。(奈良，町，中間，一部特定)

3-8 ② 農業委員会事務局を独立させたい。(熊本，町，中間，特定，過疎，一部山村)

3-8 ③ 町産業課のバランスのとれた人事と農業委員会事務局の充実を図り，ふるさと振興公社，農業委員会，農協等の連携を密にし，基本計画における推進体制を確立する。(大分，町，中間，特定，過疎)

3-9 ① 組織的には，農業に関する窓口は，一カ所でよい。それぞれの持ち家はあるが農業者は個人である。又，行政機関，団体も農業者が利用し易い窓口であるべし。(鹿児島，市，中間，過疎)

3-9 ② 課，所をつくるは易いが統併合は困難。(鹿児島，町，中間，過疎)

3-9 ③ 農業関係の推進協議会であまりにも細分化しており，又，補助金も少額である。例えば畜産だけで6の推進協議会等があるが整理統合して，補助金の増額により，推進協議会の一層の充実をはかる。その他，農政に関しても同様のことが言える。色々な協議会が多すぎて，小さな町村の組織機構では対応しきれない。特に，会合や研修会等への不参加が多い。(鹿児島，町，平地，過疎)

3-9 ④ 本町の主幹作目は，豚，鶏，肉用牛，乳牛を主とした畜産であり，今後国際化が進展してゆく中で個々の経営技術指導が特に重要と考えられるが，役場に僅か3名の担当者ではサービスに限界があり，課の新設が急務である。(鹿児島，町，平地)

4) 市町村の人事

4-1 ① 農協が広域化し職員の指導力も低下しつつある。又，農政の異動がはやく(2~3年)農家との連携が悪くなる一方である。農業出身者が少なく指導力も弱い。普及員の

能力アップ、異動回数を少なくし地域に根を下ろせ。市町村も専門職を配置。(鹿児島、市、中間)

4-1 ② 現在の「担い手不足」「高齢化」の中で、基幹産業を守る行政側として、UR対策等種々の課題を抱える中で、行政職員のスタッフ不足、専門的職員の配置が急務と思う。(北海道、町、中間、特定、山村)

4-1 ③ 専門の技術者の配置採用が考えられる。(青森、村、中間、特定、過疎、山村)

4-1 ④ 農政、技術等専門職の登用。(山梨、町、中間、一部特定)

4-1 ⑤ 現在、農業、農村活性化のための組織づくりを進めていますが、その事務に専門に携わっていただける適当な人材が得られればと切望しています。(現職員体制では、事務が多くて大変である。)(長野、町、中間、一部山村)

4-1 ⑥ 農業技術、農業経営に知識、経験のある専門職の設置。農協や農業改良普及センターとの職員の交流。(愛知、市、都市)

4-1 ⑦ 最近農業情勢が大変厳しい状況下で、今後の農業の推進に力を入れなければならない。そのために専門的な技術指導を含めた職員の増員を願いたい。(奈良、町、中間)

4-1 ⑧ 農業(農政)の専門職を市町村にも雇用してもよいのではないか。又、それなりの人材を育成すべきではないか。(岡山、町、平地)

4-1 ⑨ 専門研修の開催(福岡、市、都市、過疎)

4-1 ⑩ 行政にプロ的な人材がほしい。(熊本、村、山間、特定、過疎、一部山村)

4-1 ⑪ 農業に精通した専門職員の配置(女性を含む)=農協、普及センター(人事交流)(福岡、市、都市、過疎)

4-2 ① 職員一人一人がプロ意識を持たなければ、町の活性化はありえない。(高知、町、山間、特定、過疎)

4-2 ② 職員一人一人の自覚(職務への意欲、向上心、企画力)(青森、村、平地)

4-3 ① 地方分権が叫ばれる今は、国の行政職員の再教育による地方への派遣制度を充実することにより、地方の人材不足対策にもなると考える。(北海道、町、平地、過疎)

4-3 ② 農水省=県農務部、林務部各課から激変する農林事務に対し、県職員を市町村に出向させ、集中する行政の支援をお願いしたい。(栃木、町、中間、一部特定、一部山村)

4-3 ③ 現在の農業改良普及センター等の専門的職員の充実を望む。(町村駐在制の存続)(岩手、山間、特定、過疎、山村)

4-3 ④ 市町村の役所の農政担当のところに農業改良普及センターの普及員を派遣して農業経営の指導に当たってもらいたい。(埼玉、町、平地)

4-3 ⑤ 担い手等への農用地利用集積が目標通り進まない現状において、大規模圃場整備計画のある団体への県職員の派遣等、手法の指導並びにスタッフの充実を図って頂きたい。(新潟、町、都市)

4-3 ⑥ 国、県職員の市町村への出向(新潟、町、平地、過疎)

4-3 ⑦ 農水省の出先(農政局等)機関、県職員及び市町村職員の交流を活発にする。特に国の職員を市町村等に派遣し研修を行い、末端行政の悩みを体験させ、新農政に活かすべきと考えます。(岐阜、市、中間、一部特定、一部山村)

4-3 ⑧ 市町村の組織、人事については、平成7年度から県庁農政課から出向していたので、大変仕事もスムーズにいつているが、尚、事業が多いため近畿農政局の方から、1名~2名出向をお願いしたい。(奈良、村、中間、一部特定)

4-3 ⑨ 農業技術職員の確保が困難であることから、市町村の交流や農業改良センター等からの技術職員の派遣について制度化してほしい。(鹿児島、町、山間、特定、過疎)

4-4 ① 農林水産省職員と市町村職員の研修交流を積極的に推進願いたい。(北海道, 町, 中間, 一部特定, 過疎, 山村)

4-4 ② 市町村間の職員の交流を行うとよいと思う。(岐阜, 町, 山間, 特定, 一部山村)

4-4 ③ 職員の異業種間の人事交流の推進(岡山, 村, 山間, 特定, 過疎, 山村)

4-4 ④ 農協と市のきめこまかな人材育成計画に基づく人事交流を継続して行うこと(長崎, 市, 都市, 特定)

4-5 ① 地方自治発展のため有能で協働性があり, 積極的な人材を登用することを望む。(青森, 村, 中間, 一部特定, 過疎, 一部山村)

4-5 ② 人事面では, 農業がわかる行政マンが望ましい。(鹿児島, 市, 中間, 過疎)

4-5 ③ 職員も小面積でも意欲を持って農業をするとよい。(滋賀, 町, 平地)

4-5 ④ 知識, 経験豊富な信望あるチームリーダーの配置。(鹿児島, 町, 平地)

4-6 ① 指導者の早期異動は, 農家の不安を招く。(宮城, 市, 都市)

4-6 ② 市町村の農業担当者は用語や人を知るのに時間を要するので, 長期間担当しないと効果がでないと思われる。(大分, 市, 都市, 特定, 一部山村)

4-7 ① 首長は建設オーナー上がりで, 農業振興にはあまり関心を示さないため, 人的配置も冷遇されていて, 非常に不満であり, もっと国の基幹である農業に目を向ける努力をして, 元気のでる農業を目指したい。(福島, 町, 中間, 特定, 一部山村)

4-8 ① 農業担当部局の人件費補助の充実を図ってもらいたい。(神奈川, 町, 平地)

5) 市町村の仕事

5-1 ① 市の農業基本の方針を検討する会をつくり活性化に向けての準備を進める。(愛知, 市, 中間, 一部特定, 一部山村)

5-1 ② 農業を低迷させないためソフト事業を実施しようとする行政主導型になってしまう。例えばイベント催事は農繁期の時期と重なるのが原因となっている。開催時期で悩んでいる。組織とか人事は関係がないと思う。農家の「やる気」と行政の「志気」と思う。村全体のムード作りと思う。(奈良, 村, 中間, 特定, 過疎, 一部山村)

5-1 ③ 関係団体との連絡を密にして, 地域の農業, 農村の振興対策を考えていく。(鳥取, 町, 山間, 特定, 過疎, 山村)

5-2 ① 近年における農産物全般に及ぶ価格の低迷, 不安定等により, 中核となる経営主や後継若年層の農業離れが進んでいる。こうしたことから今後の労働条件はもとより農産物の生産性の向上, 流通の改善により, 価格の安定を図り, 都市近郊の立地条件を生かした作物の導入や, 共販体制の強化を推進し, 農業の活性化と農業経営の安定を図る。(神奈川, 町, 平地, 一部特定)

5-2 ② 中山間地における農産物生産経費と販売経費の割合が悪く, また土地利用でも平地との格差が大きい。流通面をはじめとするすべての生産から販売までの経費高となり現政策は大変である。自然災害が与える影響も平地に比べ, 被害も大きい。(群馬, 村, 中間, 過疎, 山村)

5-3 ① 本町は基幹産業を農業とし, 種々事業を展開している。そのスタッフも類似市町と比較して多く, また, 活性化対策室を設置し, 指導している。典型的な中山間地域で農用地保全の面で苦慮している。都市住民の意識を山村にむける努力をしたい。(山形, 町, 山間, 特定, 過疎, 一部山村)

5-3 ② 我が村は農林業が主産業であり, しかも中山間地域で農地流動化は8%である。中山間地のため中核農家集積は厳しい。都市との交流等よりもDo you 農? 体験農業, 棚田農園, オーナー制, 梨園(観光, オーナー)なども実施, 都市住民を受け入れして,

安全な産物を消費者へ。顔の見える産地づくりが必要である。これ等を積極的に推進指導体制確立のために営農指導でき人事又農委農協理事、各種委員が行政と連携をとり、農家が豊かになるような指導体制を確立すべきである。(福岡、村、中間)

5-4 ① 中山間地域だけの町村アンケートを実施し、話し合いし、事業を展開することが必要である。UR 対策を生き残りにかけて対応するに山間地域で連携するより方法はない。(新潟、村、中間、特定、過疎)

5-4 ② 農業の活性化事業を進めるうえで、地域住民の理解と協力を得ることが不可欠であるということをつくづく感じます。そのための研修会を開催してほしいと思います。(山梨、村、山間、特定、過疎、一部山村)

5-5 ① 農業はある面では営利事業であり全農家が等しく高所得を得ることは難しいし、行政の施策で配分所得が不公平であってはならない。そのためには、第三セクターで活性化事業を積極的に取り組むべきと考ええる。(福島、町、山間)

5-5 ② 制度メニューが多種で都市近郊農業対応事業の取り入れが困難なものが多く、県単事業の積極的援助メニューを望む。(宮城、市、都市)

5-6 ① 活性化事業を積極的に進めたいが、市町村費が大変である。又、ウルグアイラウンドの国費については事業しにくい面が多い。(京都、町、中間、一部特定、一部山村)

5-6 ② ガット合意後の農業農村緊急対策事業として UR 対策の事業化が進む中で、各市町村においては分担金や補助金の予算化がされ、人事、組織体制も見直しせず、末端市町村は国庫 5-3 事務でたいへんであり交付税などの特財で体制の義務づけが必要。(京都、町、中間、一部特定、一部山村)

5-7 ① 当町では農産物の生産、販売等あらゆる情報の中枢として、豊平町農業振興センターを町と農協の出資で農協内に設立して

農協が運営を行っている。このセンターを最大限充実させ、町と農協がさらに連携を深め、各農家の所得の向上と活性化の指導、助言が必要。(広島、町、山間、特定、過疎、一部山村)

6) 分権・規制緩和

6-1 ① 都道府県、国の機関の統合による系列組織の簡略化。(宮城、町、平地、過疎)

6-2 ① 農業施策上の計画策定が氾濫しており、その策定事務に専任を配置せざるを得ず、これらの計画策定された内容においても同一内容のものの積み上げであり、本来の目的に沿っていないように思われるので、国県段階でもっと整理すべきである。(市町村は、補助事業ばかりでなく、町単独事業の占める割合が多く、このような事業に専念すべきでない)(兵庫、町、山間、特定、過疎、一部山村)

6-2 ② 農業農村施策の実施までの手続き簡素化(長崎、市、中間、特定、過疎)

6-3 ① 書類が多過ぎる。協議会などの団体が多過ぎる。農林は他の部署と比べて仕事の段取りが丁寧過ぎる。事務の簡素化をお願いします。(群馬、市、都市、一部特定、一部山村)

6-3 ② 各種農業団体の事務局を行政が代わって行うため雑用に忙殺される。(広島、市、都市、特定)

6-4 ① 事業などに係る規制緩和を図る(採択要件緩和)。市町村の事業選択を容易にする(メニュー統合)。(福井、町、山間、特定、一部山村)

6-4 ② 国の方策、施策が毎年名称のみ変わって、実質何も変わっていないことが多くある。その効果はいかに。市町村はとまどうばかりである。(愛知、町、都市)

6-4 ③ 本町は山間地に位置し今後圃場整備を推進していかなければならない地域である。現在も小規模の整備を行っているが、

いずれの事業も圃場整備と何かを（例えば集会所、堆肥舎）抱き合わせた事業が義務づけられており不合理である。中には整備事業と役にたたない計画書づくり（ソフト事業）を事業採択の要件としている。（熊本、町、中間、特定、過疎）

6-4 ④ 補助事業の採択基準を画一的でなく、地方行政の現状を踏まえて弾力的に運用してほしい。（熊本、町、中間、特定、過疎）

6-4 ⑤ 国レベルでは国政に応じて新しい事業が創設されるが、市町村段階では必ずしも事業の趣旨が浸透せず、予算を使っただけの事業もある。また、国から県に予算がおりてきた段階で県の無理な予算消化のための配分もある。（宮崎、市、都市）

6-5 ① 農振法、農転等地域状況を十分に考慮し、許認可をされたい。全国画一的法であり特例運用が必要である。（長野、村、平地）

6-5 ② 義務的制度は削除すること。（徳島、町、山間、特定、過疎、一部山村）

6-5 ③ 国は積極的に許認可権限の委譲を行ってほしい。（熊本、町、平地）

6-5 ④ 個々の農家の思惑が営農や経営を確立させるよう自由な発想と実行ができるよう、農地法をなくし、自由に規模拡大できるよう法改正が必要である。人の命をあずかる食料生産であり、農家がそれなりの所得が確保されるよう保護すべきである。（熊本、町、平地）

6-5 ⑤ 農業振興地域の整備に関する法律により、農振地域の網がかけられているが、時として地域振興上弊害となっている場合が多い。農振農用地の解除について、弾力的な運用が必要。（大分、町、中間、一部特定、過疎）

6-5 ⑥ 農振法の運用及び計画変更等について、市町村に一部権限を委任して、農家及び農林地域の要望に速やかに応えたい。（沖縄、市、中間、一部特定）

6-6 ① 機構改革を行い、事務を整理すれば、スムーズに行政が行える。（広島、町、中間、特定、過疎、一部山村）

7) 農協等との関係

7-1 ① 農業関係機関等との連携を一層密にしていかなければと考えております。（北海道、市、都市）

7-1 ② 農協ともっと協調してゆくべきと思う。（宮城、町、平地）

7-1 ③ 農協との協力関係が、いっそう必要となるので、人事の交流、農協と一体的なプロジェクトチームの結成などが必要と思われる。（秋田、村、平地）

7-1 ④ 市町村と農協が一体となった、推進体制の強化を図る必要がある。このため出向体制をとり、専従した体制の整備が必要と思われる。（福島、村、中間、過疎）

7-2 ① 農業の活性化のためには、農業者相互の連携と自主性が必要と思う。また、農協は農業者全体を掌握する中で強いリーダーシップを発揮し、行政との協調の中で、地域農業の将来方向を見いだすことが大切であろうと考えておりますが、農協がその気になってくれないのが残念です。（北海道、町、中間、一部特定、過疎、一部山村）

7-2 ② 計画販売、計画生産のため農協組織の強いリーダーシップを求める。農協としての独自性に欠ける。（生産は農家まかせ、それについての販売、施設整備を行うなど独自性がなく計画性に乏しい。農協としての方向、方針がみえない状態では困る。）（北海道、町、中間、過疎）

7-3 ① 市内にはまだ4JAの組織があり、経営内容も違うが、合併の動きもないことから、営農指導の組織的対応が望まれる。（宮城、市、都市）

7-3 ② 現在、JA広域合併が推進されているが、行政区域と合併後のJA区域の差異を考慮し、弊害が生じないように、体制作り

が必要である。特にJAの営農指導体制との連携が気になる。(宮城、町、平地)

7-3 ③ 地域農業の活性化は、行政、JAの連携体制の強化にあるといっても過言ではない。当町では残念ながらJAの営農関係に対する消極的姿勢が活性化の災いの源になっているように思う。JAは農業並びに農家の親としての存在でなければならないのが、最近では、葬儀屋迄営んでいる利潤追求型の一企業であり、儲からない農業に関してはまったく軽視も甚だしい。又、農業協同組合法第8条「営利の禁止」に抵触しそうな運営方針である。よって地域のJAの現行体制を制度的な措置をもって改善されることを望む。(三重、町、山間、特定、一部山村)

7-3 ④ 農協組織も農業者に対し技術、指導を(奈良、町、中間、一部特定)。

7-4 ① 町村行政のワクを越えて、農協が合併したが、組合員相互の關係に矛盾を感じるので、一行政内に一農協が適当ではないか、町合併を望む。(岐阜、町、平地)

7-4 ② 農協の農政に対する取り組みが弱い。(佐賀、町、中間、一部特定)

7-4 ③ 市町村における農業活性化は第一に農協の体質改善を図らなければならない。(組織強化)(沖縄、町、平地、過疎)

8) 国への要望

8-1 ① 米の部分解放によって転作強化になっている現在、国のUR関連対策で農業施策を手厚くされていることは理解できるが、あくまでも大規模農家、経営改善計画認定農家を主体とされているが、本町のような山間地域においては大規模農家は見込めず兼業小規模農家が主体であるので、そちらの面にも重点的に施策上目に向けていただきたいと思います。(兵庫、町、山間、特定、過疎、一部山村)

8-2 ① 耕作放棄田を抑制するには、たとえば山間地等の用水、排水の修繕費助成を

100%に。(富山、町、山間、特定、一部山村)

8-2 ② 中山間地域における農業基盤整備事業に対する国庫補助率の大幅な増額を望みたい。(長野、市、中間、一部特定、過疎、一部山村)

8-2 ③ 財政的援助を拡大する。(補助率アップ)(福井、町、山間、特定、一部山村)

8-3 ① 先にも述べたが、農水省の補助メニューを利用して自治体が率先して活性化対策を講じたいが、へき地などの指定の無い自治体にとって財政的負担能力に限界があり、逆差別的な現象がある。UR対策期間だけでもへき地と同様の財政対応がとれないか、これは組織人事以前の公平なスタンスをお願いしたいということである。(北海道、町、平地)

8-3 ② 中山間地域を市内に抱えるが、特定農山村法の対象にならないため、その活性化が十分に図られない。国庫補助の対象になることを望む。(愛知、市、都市)

8-4 ① 自主財源の確立(起債の依存が高い)(青森、村、平地)

8-4 ② 中央と地方の財源配分は7:3とになっているのだがせめて5:5から3:7ぐらいにすべきである。これがなければ地方分権も地方自治も絵に書いた餅になってしまう。行政改革とは民主主義の徹底であると思う。(栃木、町、平地)

8-4 ③ 農林事業(国庫補助対象となるもの)全てに起債(一般公共事業債)を認めてほしい。補助採択要綱を各々の地域に合ったものにしてほしい。(石川、町、平地)

8-5 ① 農地流動化、特に貸借の点で実施することにより、農業者年金が停止となり流動化が図れない。本人の拠出年金であるので停止にならない様な施策に早期実現(改正)を望む。(群馬、町、平地)

8-5 ② 農地の相続(税)の抜本的改革を望む→担い手の確保と農地の分散化防止のために。農地の相続を市町村農業委員会で認め

る範囲において、同居等の担い手に家督相続制度を導入し、その農地に対する税の軽減措置を行う。現行法では、農地の分散化が激しいと同時に耕作放棄地が増加する一方である。それを流動化（補助金＝税金）することは、非常に難しい。愚策と思う。現所有者（高齢耕作者）が死亡し相続が発生しても、所有権が同居の担い手に担保にされず、農業離れをしている。（埼玉、市、都市）

8—5 ③ 自治体や自治体を構成員とする第三セクターが地域活性化のために行う事業については、農地の取得、転用の規制を緩和してほしい。（三重、市、都市、一部特定）

8—6 ① 担い手の育成確保を図る施策の充実。（千葉、町、平地）

8—6 ② 農業協同組合を中心とした後継者の育成と農業の活性化を図る支援組織を設け、その補助支援を国は行ってほしい。（愛知、市、都市）

8—6 ③ 担い手不足、高齢化などに対応した農業を技術的に指導する「農業技術センター」の開設を考えている。JA、町、農業OBで組織し、JAと一体となった施設、ハウス、実験圃場などに補助金で援助をお願いしたい。（人件費、施設設備等）（秋田、町、平地、一部山村）

8—7 ① 当町は麦作地帯であり転作面積の指標を麦の播種に間に合うようにお願いしたい。圃場整備が進み圃場が大区画となる中で、集落での互助転作に取り組んでいるが、転作互助金の負担が大きにならないよう、正確に割り当てられることによって、大区画を区割りされて転作が要求されます。そこで3年間等で集落内転作達成ができるような増減方式が考えられないか、是非お願いします。（滋賀、町、平地）

8—7 ② 転作目標面積（特に配分となる元の面積等）の市町村配分根拠を県を通じて明

らかにされたい。（現状では配分面積のみの通知であり、町で基本としている面積配分の元の面積に相違があると思われる）（兵庫、町、山間、特定、過疎、一部山村）

8—7 ③ 水田転作は、関係農協で全面的に行ってほしい。農協のために、一本化が必要である。（岩手、村、山間、過疎）

8—7 ④ 本町は水稲単作地帯であり、米の産地間競争が激化する中で販路拡大のための消費地特産市及び交流会を開くための補助事業の拡大を望む。（宮城、町、平地）

8—8 ① 畦畔の雑草刈りの省力化のため、たとえば芝、アジュガ等（丈が短く草刈をしなくてもよい植物）導入に助成金を出してほしい。（富山、町、山間、特定、一部山村）

8—8 ② 農業の活性化は市町村担当者のリーダーシップが重要であり、農業土木については近畿圏等の研修があるが、農業振興に関しては余り聞いたことがない。国、府県による研修機会の提供が必要と思う。（京都、市、中間、特定、一部山村）

8—9 ① 国、県等の補助事業は全てでないにしても、年度途中になって出る。残り少ない時期に対応を迫られるとどうしても内容が中途半端な結果になる。このような場合は2年間の継続事業としてはどうでしょうか。（鳥根、町、山間、特定、過疎、山村）

8—9 ② 選択できる補助制度（高率）を導入。（徳島、町、山間、特定、過疎、一部山村）

8—9 ③ 農家が規模拡大して他の市町村で補助事業計画したが申請が他の市町村からしかできなかったのも、事業導入できなかった例があるので問題である。（沖縄、町、都市）

8—9 ④ 認定農業者等への直接補助など具体的な事業が必要である。（福島、町、山間）

表 一 覧

第 1-(1)-1 表	農政局別・都道府県別回収率
第 1-(1)-2 表	農業地域類型別財政力指数
第 1-(1)-3 表	農業地域類型別農業関係職員数
第 1-(1)-4 表	農業地域類型別農業関係職員の率
第 1-(2)-1 表	農業地域類型別市町村農業の活気
第 1-(2)-2 表	市町村農業の活気別農業生産指数
第 1-(2)-3 表	農業地域類型別合併への態度
第 1-(2)-4 表	合併への態度（望ましいか）別可能性
第 1-(2)-5 表	合併への態度（望ましいか）別合併の一般論
第 2-(1)-1 表	市町村別課制部制
第 2-(1)-2 表	農業地域類型別市町村別課制部制
第 2-(1)-3 表	役場職員数別課制部制
第 2-(1)-4 表	役場職員数別農業主務部課計職員数
第 2-(1)-5 表	課制部制別所管
第 2-(2)-1 表	市町村の農業担当課名
第 2-(2)-2 表	農業地域類型別課の名称
第 2-(2)-3 表	地方農政局別課の名称
第 2-(2)-4 表	特定農山村地域別課の名称
第 2-(2)-5 表	課の名称別所管
第 2-(3)-1 表	市町村の農業担当部名
第 2-(3)-2 表	市町村別部の名称
第 2-(3)-3 表	農業地域類型別部の名称
第 2-(3)-4 表	特定農山村地域別部の名称
第 2-(3)-5 表	地方農政局別部の名称
第 2-(3)-6 表	部の名称別所管
第 2-(4)-1 表	係数又は課数
第 2-(4)-1 図	S 市組織図（その 1）
第 2-(4)-2 図	S 市組織図（その 2）
第 2-(5)-1 表	市町村別組織改正の有無
第 2-(5)-2 表	課の名称別組織改正の有無
第 2-(5)-3 表	部の名称別組織改正の有無
第 2-(5)-4 表	役場職員数別組織改正の有無
第 3-(1)-1 表	財政力指数別役場職員数
第 3-(1)-2 表	財政力指数別農業関係職員数
第 3-(1)-3 表	財政力指数別農業関係職員の率
第 3-(1)-4 表	農業地域類型別農業関係職員数
第 3-(1)-5 表	農業地域類型別農業関係職員の率

第 3-(2)-1 表	課の名称別農業主務部課計職員数
第 3-(2)-2 表	農業地域類型別農業主務部課計職員数
第 3-(2)-3 表	農業地域類型別農業担当者数
第 3-(2)-4 表	農業地域類型別農業担当者数
第 3-(2)-5 表	回答者職名別増員の必要性
第 3-(2)-6 表	農業地域類型別増員の必要性
第 3-(2)-7 表	農業関係職員の率別増員の必要性
第 3-(2)-8 表	多忙さの変化別増員の必要性
第 3-(3)-1 表	農業関係職員数別出向者の有無
第 3-(3)-2 表	市町村別臨時職員の有無人数
第 3-(3)-3 表	財政力指数別臨時職員の有無人数
第 3-(3)-4 表	農業地域類型別臨時職員の有無人数
第 3-(3)-5 表	農業関係職員数別臨時職員の有無人数
第 3-(3)-6 表	役場職員数別臨時職員の有無人数
第 4-(1)-1 表	国家公務員と地方公務員の給与水準の比較
第 4-(1)-2 表	全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況
第 4-(1)-3 表	市町村別県庁給与との比較
第 4-(1)-4 表	市町村別農協給与との比較
第 4-(1)-5 表	農業地域類型別県庁給与との比較
第 4-(1)-6 表	農業地域類型別農協給与との比較
第 4-(1)-7 表	財政力指数別県庁給与との比較
第 4-(1)-8 表	県庁給与比較と農協給与比較との関係
第 4-(2)-1 表	市町村別 5 年以上在籍率
第 4-(2)-2 表	財政力指数別 5 年以上在籍率
第 4-(2)-3 表	農業地域類型別 5 年以上在籍率
第 4-(2)-4 表	市町村別農業委員会職員の 5 年以上在籍率
第 4-(3)-1 表	市町村別研修の評価
第 4-(3)-2 表	役場職員数別研修の評価
第 5-(1)-1 表	農業地域類型別多忙さの変化
第 5-(1)-2 表	回答者職名別多忙さの変化
第 5-(1)-3 表	農業地域類型別多忙さの変化
第 5-(1)-4 表	農業地域類型別忙しさの程度
第 5-(1)-5 表	財政力指数別多忙さの変化
第 5-(1)-6 表	役場職員数別多忙さの変化
第 5-(2)-1 表	農業地域類型別多忙の理由
第 5-(2)-2 表	財政力指数別多忙の理由
第 5-(2)-3 表	農業関係職員数別多忙の理由
第 5-(3)-1 表	農業地域類型別部課長休日出勤の理由
第 5-(3)-2 表	多忙さの変化別一般職員休日出勤の理由
第 5-(3)-3 表	農業地域類型別休日出勤の日数

第 5-(3)-4 表	財政力指数別休日出勤の日数
第 5-(4)-1 表	財政力指数別役場職員数
第 5-(4)-2 表	財政力指数別農業関係職員数
第 6-(1)-1 表	市町村別課長の年齢
第 6-(1)-2 表	農業地域類型別農林関係年数
第 6-(1)-3 表	役場職員数別農林関係年数
第 6-(1)-4 表	農業地域類型別直前の仕事
第 6-(2)-1 表	忙しさの程度別難しさの程度
第 6-(2)-2 表	忙しさの程度別やりがい
第 6-(2)-3 表	難しさの程度別やりがい
第 6-(2)-4 表	農業地域類型別忙しさの程度
第 6-(2)-5 表	農業地域類型別難しさの程度
第 6-(2)-6 表	農業地域類型別やりがい
第 6-(2)-7 表	臨時職員有無別やりがい
第 6-(2)-8 表	財政力指数別やりがい
第 6-(3)-1 表	農業地域類型別地方分権への希望
第 7-(1)-1 表	農業地域類型別幹部会議開催の有無
第 7-(1)-2 表	農業関係職員の率別幹部会議開催の有無
第 7-(1)-3 表	人口密度別幹部会議開催の有無
第 7-(2)-1 表	回答者の年齢別農業のリーダーシップ
第 7-(2)-2 表	地方農政局別農業のリーダーシップ
第 7-(2)-3 表	役場職員数別農業のリーダーシップ
第 7-(2)-4 表	市町村別農業のリーダーシップ
第 7-(2)-5 表	リーダーシップ別農業の活気
第 7-(3)-1 表	農業の活気別市町村長と職員の関係
第 7-(3)-2 表	市町村長と職員の関係別農業生産指数
第 7-(3)-3 表	農業地域類型別市町村長と職員の関係
第 7-(3)-4 表	財政力指数別市町村長と職員の関係
第 7-(3)-5 表	人口区分別市町村長と職員の関係
第 7-(3)-6 表	役場職員数別市町村長と職員の関係
第 7-(3)-7 表	農業関係職員の率別市町村長と職員の関係
第 7-(3)-8 表	幹部会議開催頻度別市町村長と職員の関係
第 8-(1)-1 表	市町村別農業委員会の場所
第 8-(1)-2 表	農業地域類型別農業委員会の場所
第 8-(1)-3 表	財政力指数別農業委員会の場所
第 8-(1)-4 表	面積区分別農業委員会の場所
第 8-(1)-5 表	人口区分別農業委員会の場所
第 8-(1)-6 表	課制部制別農業委員会の場所
第 8-(1)-7 表	農業主務課計職員数別農業委員会の場所
第 8-(2)-1 表	農業地域類型別農業委員会正職員数

第 8-(2)-2 表	財政力指数別正職員数
第 8-(2)-3 表	財政力指数別農地主事の有無
第 8-(2)-4 表	市町村別農地主事の有無
第 8-(2)-5 表	農業地域類型別農地主事の有無
第 8-(2)-6 表	農業地域類型別専任主事の人数
第 8-(2)-7 表	農業地域類型別兼任主事の人数
第 8-(2)-8 表	農業地域類型別専任事務局長の有無
第 8-(3)-1 表	農業地域類型別農業委員定数
第 8-(3)-2 表	農業地域類型別定数の評価
第 8-(3)-3 表	農業地域類型別市町村長部局との関係
第 8-(3)-4 表	市町村別市町村長部局との関係
第 8-(3)-5 表	専任事務局長の有無別市町村長部局との関係
第 8-(3)-6 表	市町村長部局との関係別農業委員会のあり方
第 8-(3)-7 表	定数の評価別農業委員会のあり方
第 9-(1)-1 表	農業地域類型別 3 セク等の形態
第 9-(1)-2 表	振興山村指定別 3 セク等の形態
第 9-(1)-3 表	面積区分別 3 セク等の形態
第 9-(1)-4 表	人口区分別 3 セク等の形態
第 9-(1)-5 表	財政力指数別 3 セク等の形態
第 9-(1)-6 表	役場職員数別 3 セク等の形態
第 9-(1)-7 表	地方農政局別 3 セク等の形態
第 9-(2)-1 表	農業地域類型別 3 セクの事業
第 9-(2)-2 表	振興山村地域別 3 セクの事業
第 9-(2)-3 表	農業地域類型別直営事業の会計区分
第 9-(2)-4 表	直営事業の事業別会計区分
第 9-(3)-1 表	農業地域類型別専任役員の有無
第 9-(3)-2 表	財政力指数別専任役員の有無
第 9-(3)-3 表	専任役員の有無別 3 セク等専任職員数
第 9-(3)-4 表	農業地域類型別 3 セク等専任職員数
第 9-(3)-5 表	農業地域類型別役場出向者数
第 10-(1)-1 表	部課長のやりがい別出先機関の評価
第 10-(2)-1 表	権限委譲の評価別出先機関の評価
第 10-(2)-2 表	農業生産指数別権限委譲の評価
第 10-(2)-3 表	農業関係職員数別権限委譲の評価
第 11-(1)-1 表	農業地域類型別最末端の地区数
第 11-(1)-2 表	人口密度別最小地区戸数
第 11-(1)-3 表	農業地域類型別最小地区戸数
第 11-(2)-1 表	農業地域類型別集落座談会の開催
第 11-(2)-2 表	財政力指数別集落座談会の開催
第 11-(2)-3 表	人口密度別集落座談会の開催

第 11-(2)-4 表	農業の活気別集落座談会の開催
第 11-(2)-5 表	農業関係職員の率別集落座談会の開催
第 11-(2)-6 表	農業地域類型別協議事項の有無
第 11-(2)-7 表	地方農政局別集落座談会の開催
第 11-(2)-8 表	農業関係職員の率別協議連絡方法
第 11-(2)-9 表	農業地域類型別協議連絡方法

第 1-(1)-1 表 農政局別・都道府県別回収率

地方農政局・ 都道府県	調査対象 市町村	調査回答 市町村	回収率(%) ()内は前回	地方農政局・ 都道府県	調査対象 市町村	調査回答 市町村	回収率(%) ()内は前回
北海道	205	153	74.6 (92.9)	近畿農政局	279	204	73.1 (81.7)
東北農政局	395	306	77.5 (82.0)	滋賀県	50	31	62.0 (84.0)
青森県	67	55	82.1 (94.0)	京都府	43	36	83.7 (67.4)
岩手県	59	46	67.8 (93.3)	大阪府	20	15	75.0 (74.4)
宮城県	67	50	74.6 (88.6)	兵庫県	82	62	75.6 (88.9)
秋田県	69	56	81.2 (84.1)	奈良県	37	24	64.9 (72.3)
山形県	44	36	81.8 (81.8)	和歌山県	47	36	76.6 (94.0)
福島県	89	69	77.5 (58.9)	中四国農政局	518	371	71.6 (84.8)
関東農政局	650	489	75.2 (79.0)	鳥取県	39	30	76.9 (92.3)
茨城県	86	58	67.4 (71.6)	島根県	58	47	81.0 (93.2)
栃木県	48	35	72.9 (77.6)	岡山県	77	53	68.8 (85.9)
群馬県	68	51	75.0 (77.1)	広島県	78	54	69.2 (82.4)
埼玉県	77	60	77.9 (83.7)	山口県	55	39	70.9 (83.9)
千葉県	74	58	78.4 (58.2)	徳島県	50	33	60.0 (78.0)
東京都	11	7	63.6 (73.2)	香川県	42	29	69.0 (83.2)
神奈川県	31	23	74.2 (88.6)	愛媛県	66	55	83.3 (88.6)
山梨県	62	49	79.0 (92.3)	高知県	53	31	53.4 (75.5)
長野県	110	90	75.0 (79.3)	九州農政局	500	364	72.8 (76.3)
静岡県	73	58	79.5 (93.2)	福岡県	90	64	71.1 (53.7)
北陸農政局	222	176	79.3 (83.0)	佐賀県	49	37	75.5 (77.6)
新潟県	111	93	83.8 (84.8)	長崎県	72	56	77.8 (72.2)
富山県	35	30	85.7 (94.3)	熊本県	94	69	73.4 (75.5)
石川県	41	29	70.7 (85.4)	大分県	58	42	72.4 (94.8)
福井県	35	24	68.6 (62.9)	宮崎県	44	30	68.2 (93.2)
東海農政局	239	199	83.3 (83.9)	鹿児島県	93	66	71.0 (83.3)
岐阜県	92	77	83.7 (83.8)	沖縄県	48	36	75.0 (86.8)
愛知県	80	71	88.8 (95.4)	全国計	3056	2298	75.2 (81.9)
三重県	67	51	76.1 (69.6)				

注. 調査対象市町村数は、平成 7 年 3 月 31 日現在の市町村数（3234）から、政令指定都市数及び農業振興地域の指定されていない市町村数（167）を除いた数である。

第1-(1)-2 表 農業地域類型別財政力指数

(単位:市町村数, %)

		合 計	財政力指数				
			0.2未満	0.2~0.4	0.4~0.6	0.6~0.8	0.8以上
全 体		2028 100.0	489 24.1	713 35.2	396 19.5	242 11.9	188 9.3
農 業 地 域 類 型	都市的地域	360	5	19	66	127	143
		100.0	1.4	5.3	18.3	35.3	39.7
	平地農業地域	548	54	219	185	68	22
		100.0	9.9	40.0	33.8	12.4	4.0
	中間農業地域	671	182	315	116	38	20
		100.0	27.1	46.9	17.3	5.7	3.0
	山間農業地域	449	248	160	29	9	3
		100.0	55.2	35.6	6.5	2.0	0.7

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
1190.47 12 0.0000 [**]

第1-(1)-3 表 農業地域類型別農業関係職員数

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業関係職員数					
			3人以下	4・5人	6・7人	8~10人	11~15人	16人以上
全 体		2190 100.0	258 11.8	349 15.9	366 16.7	451 20.6	409 18.7	357 16.3
農 業 地 域 類 型	都市的地域	380	28	40	36	55	72	149
		100.0	7.4	10.5	9.5	14.5	18.9	39.2
	平地農業地域	588	18	81	115	160	126	88
		100.0	3.1	13.8	19.6	27.2	21.4	15.0
	中間農業地域	744	77	128	130	157	151	101
		100.0	10.3	17.2	17.5	21.1	20.3	13.6
	山間農業地域	478	135	100	85	79	60	19
		100.0	28.2	20.9	17.8	16.5	12.6	4.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
395.05 15 0.0000 [**]

第 1-(1)-4 表 農業地域類型別農業関係職員の率

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業関係職員の率			
			3%未満	5%未満	10%未満	10%以上
全 体		1998 100.0	439 22.0	475 23.8	838 41.9	246 12.3
農 業 地 域 類 型	都市的地域	350	241	81	27	1
		100.0	68.9	23.1	7.7	0.3
	平地農業地域	544	42	124	304	74
		100.0	7.7	22.8	55.9	13.6
	中間農業地域	661	84	169	315	93
		100.0	12.7	25.6	47.7	14.1
	山間農業地域	443	72	101	192	78
		100.0	16.3	22.8	43.3	17.6

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
616.13 9 0.0000 [* *]

第 1-(2)-1 表 農業地域類型別市町村農業の活気

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業の活気		
			活気がある	平均的	活気がない
全 体		2253 100.0	337 15.0	1313 58.3	603 26.8
農 業 地 域 類 型	都市的地域	382	53	238	91
		100.0	13.9	62.3	23.8
	平地農業地域	613	140	386	87
		100.0	22.8	63.0	14.2
	中間農業地域	765	103	455	207
		100.0	13.5	59.5	27.1
	山間農業地域	493	41	234	218
		100.0	8.3	47.5	44.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
148.47 6 0.0000 [* *]

第 1-(2)-2 表 市町村農業の活気別農業生産指数

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業生産指数			
			低い	やや低い	やや高い	高い
全 体		2298 100.0	196 8.5	1125 49.0	646 28.1	331 14.4
農 業 の 活 気	活気がある	337	4	93	140	100
		100.0	1.2	27.6	41.5	29.7
	平均的	1313	73	642	407	191
		100.0	5.6	48.9	31.0	14.5
	活気がない	603	114	371	83	35
		100.0	18.9	61.5	13.8	5.8

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 323.88 6 0.0000 [**]

第 1-(2)-3 表 農業地域類型別合併への態度

(単位:市町村数, %)

		合 計	合併への態度			
			望ましい	望ましくない	必要である	必要でない
全 体		2180 100.0	1119 51.3	1003 46.0	1047 48.0	1028 47.2
農 業 地 域 類 型	都市的地域	365	237	121	217	128
		100.0	64.9	33.2	59.5	35.1
	平地農業地域	579	320	246	302	256
		100.0	55.3	42.5	52.2	44.2
	中間農業地域	750	383	343	353	358
		100.0	51.1	45.7	47.1	47.7
	山間農業地域	486	179	293	175	286
		100.0	36.8	60.3	36.0	58.8

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 124.31 9 0.0000 [**]

第1-(2)-4 表 合併への態度（望ましいか）別可能性

(単位：市町村数，%)

		合 計	合併の可能性		
			可能性がある	見通しがつかない	可能性はない
全 体		2195 100.0	137 6.2	973 44.3	1085 49.4
望 ま し い か	望ましい	1096 100.0	110 10.0	665 60.7	321 29.3
	望ましくない	982 100.0	20 2.0	251 25.6	711 72.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
413.79 2 0.0000 [**]

第1-(2)-5 表 合併への態度（望ましいか）別合併の一般論

(単位：市町村数，%)

		合 計	合併の一般論			
			強力に推 進すべき	自主合併 でよい	合併は必 要ない	その他
全 体		2227 100.0	453 20.3	1556 69.9	168 7.5	50 2.2
望 ま し い か	望ましい	1100 100.0	395 35.9	676 61.5	10 0.9	19 1.7
	望ましくない	991 100.0	32 3.2	784 79.1	151 15.2	24 2.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
464.52 3 0.0000 [**]

第2-(1)-1 表 市町村別課制部制

(単位：市町村数，%)

		合 計	課制部制	
			課制	部制
全 体		2298 100.0	1852 80.6	446 19.4
市 ・ 町 ・ 村 別	市	433 100.0	92 21.2	341 78.8
	町	1458 100.0	1360 93.3	98 6.7
	村	407 100.0	400 98.3	7 1.7

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
1206.38 2 0.0000 [**]

第2-(1)-2表 農業地域類型別市町村別課制部制

(単位:市町村数, %)

		市町村計			市			町			村		
		全体	課制	部制	全体	課制	部制	全体	課制	部制	全 体	課制	部制
全 体		2298 100.0	1852 80.6	446 19.4	434 100.0	92 21.2	342 78.8	1457 100.0	1360 93.3	97 6.7	407 100.0	400 98.3	7 1.7
農 業 地 域 類 型	都市の地域	394	121	273	261	27	234	130	93	37	3	1	2
		100.0	30.7	69.3	100.0	10.3	89.7	100.0	71.5	28.5	100.0	33.3	66.7
	平地農業地域	617	533	84	63	16	47	462	427	35	92	90	2
		100.0	86.4	13.6	100.0	25.4	74.6	100.0	92.4	7.6	100.0	97.8	2.2
	中間農業地域	785	706	79	93	38	55	577	555	22	115	113	2
		100.0	89.9	10.1	100.0	40.9	59.1	100.0	96.2	3.8	100.0	98.3	1.7
	山間農業地域	502	492	10	17	11	6	288	285	3	197	196	1
		100.0	98.0	2.0	100.0	64.7	35.3	100.0	99.0	1.0	100.0	99.5	0.5

第2-(1)-3表 役場職員数別課制部制

(単位:市町村数, %)

		合 計	課制部制	
			課制	部制
全 体		2298 100.0	1852 80.6	446 19.4
役 場 職 員 数	50 人未満	80 100.0	79 98.8	11 1.3
	50～100 人未満	518 100.0	515 99.4	3 0.6
	100～150 人未満	532 100.0	519 97.6	13 2.4
	150～250 人未満	412 100.0	371 90.0	41 10.0
	250～500 人未満	280 100.0	161 57.5	119 42.5
	500 人以上	263 100.0	28 10.6	235 89.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 1276.05 5 0.0000 [**]

第2-(1)-4表 役場職員数別農業主務部課計職員数

(単位:市町村数,%)

		合 計	農業主務部課計職員数					
			5人以下	6～8人	9～12人	13～20人	21～40人	40人以上
全 体		1781 100.0	266 14.9	488 27.4	458 25.7	316 17.7	161 9.0	92 5.2
役場職員数	50人未満	65 100.0	27 41.5	29 44.6	7 10.8	2 3.1	—	—
	50～100人未満	411 100.0	109 26.5	185 45.0	88 21.4	26 6.3	2 0.5	1 0.2
	100～150人未満	417 100.0	66 15.8	153 36.7	141 33.8	51 12.2	6 1.4	—
	150～250人未満	328 100.0	23 7.0	65 19.8	120 36.6	103 31.4	16 4.9	1 0.3
	250～500人未満	205 100.0	6 2.9	13 6.3	39 19.0	81 39.5	53 25.9	13 6.3
	500人以上	203 100.0	9 4.4	6 3.0	15 7.4	25 12.3	74 36.5	74 36.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
1299.56 25 0.0000 [**]

第2-(1)-5表 課制部制別所管

(単位:市町村数,%)

		全 体	農業土木		商 工		観 光		自然保護	
			所管する	所管しない	担当する	担当しない	所管する	所管しない	所管する	所管しない
全 体		2298 100.0	1699 75.5	551 24.5	1144 50.5	1120 49.5	1023 45.5	1226 54.5	1065 48.7	1121 51.3
課制部制	課制	1852 100.0	1304 71.8	512 28.2	923 50.4	907 49.6	809 44.5	1007 55.5	890 50.2	884 49.8
	部制	446 100.0	395 91.0	39 9.0	221 50.9	213 49.1	214 49.4	219 50.6	175 42.5	237 57.5

第2-(2)-1 表 市町村の農業担当課名

区 分	I (三桁)	II (二桁)	III (一桁)
産業課	産業課 (534), 産業振興課 (110)	産業観光課, 産業建設課	産業開発課, 産業商工課, 観光産業課, 建設産業課, 産業企画課, 企画産業課, 産業土木課, 土木産業課, 産業労働課, 産業交流課
農林課	農林課 (359)	農林水産課, 農林商工課, 農林振興課	農業水産課, 農林土木課, 農林畜産課, 水産農林課, 農林経済課, 農林建設課, 農業林務課, 農水産課, 農林観光課, 農林水産班課
経済課	経済課 (242)	産業経済課	経済観光課, 農地経済課, 建設経済課, 観光経済課, 水産経済課
農政課	農政課 (162)	農業振興課, 農務課	農産課, 農村整備課, 農政商工課, 農村振興課, 農政企画課, 建設農政課
振興関連課		振興課	地域振興課, 企画振興課, ふるさと振興課, 町づくり対策課, 新しい村づくり課
その他			建設課, 住民課, 生活課, 環境整備課, 事業課

注. I, II, IIIの区分は、当該課名を持つ市町村（部制の市町村を除く）数による区分であり、Iの括弧内は、当該課名を持つ市町村（部制の市町村を除く）の実数である。

第2-(2)-2 表 農業地域類型別課の名称

(単位:市町村数, %)

		合 計	課 の 名 称							
			経済課	産業課	農政課	農務課	農林課	農 林 水産課	農 業 水産課	産業振 興課等
全 体		1824 100.0	242 13.3	534 29.3	162 8.9	12 0.7	357 19.6	97 5.3	7 0.4	140 7.7
農 業 地 域 類 型	都市的地域	117 100.0	23 19.7	22 18.8	20 17.1	1 0.9	11 9.4	9 7.7	—	9 7.7
	平地農業地域	528 100.0	91 17.2	165 31.3	72 13.6	4 0.8	64 12.1	25 4.7	1 0.2	32 6.1
	中間農業地域	694 100.0	94 13.5	191 27.5	43 6.2	1 0.1	164 23.6	53 7.6	4 0.6	54 7.8
	山間農業地域	485 100.0	34 7.0	156 32.2	27 5.6	6 1.2	118 24.3	10 2.1	2 0.4	45 9.3

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
132.92 24 0.0000 [* *]

第2-(2)-3表 地方農政局別課の名称

(単位:市町村数, %)

		合 計	課 の 名 称				
			経済課	産業課	農林課等	産業振興課等	その他
全 体		1823 100.0	242 13.3	534 29.3	634 34.8	140 7.7	273 15.0
地方農政局	北海道	110 100.0	— —	38 34.5	61 55.5	2 1.8	9 8.2
	東 北	256 100.0	8 3.1	65 25.4	146 57.0	10 3.9	27 10.5
	関 東	362 100.0	59 16.3	89 24.6	121 33.4	42 11.6	51 14.1
	北 陸	151 100.0	5 3.3	45 29.8	71 47.0	11 7.3	19 12.6
	東 海	129 100.0	11 8.5	46 35.7	49 38.0	4 3.1	19 14.7
	近 畿	140 100.0	3 2.1	69 49.3	28 20.0	18 12.9	22 15.7
	中四国	325 100.0	45 13.8	124 38.2	54 16.6	26 8.0	76 23.4
	九 州	350 100.0	111 31.7	58 16.6	104 29.7	27 7.7	50 14.3

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 354.98 28 0.0000 [* *]

第2-(2)-4表 特定農山村地域別課の名称

(単位:市町村数, %)

		合 計	課 の 名 称				
			経済課	産業課	農林課等	産業振興課等	その他
全 体		1823 100.0	242 13.3	534 29.3	634 34.8	140 7.7	273 15.0
特定農山村	全域指定	822 100.0	83 10.1	259 31.5	277 33.7	79 9.6	124 15.1
	一部地域指定	271 100.0	23 8.5	65 24.0	134 49.4	16 5.9	33 12.2
	指定なし	730 100.0	136 18.6	210 28.8	223 30.5	45 6.2	116 15.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 60.67 8 0.0000 [* *]

第2-(2)-5表 課の名称別所管

(単位:市町村数, %)

		全 体	農業土木		商 工		観 光		自然保護	
			所管する	所 管 しない	担当する	担 当 しない	所管する	所 管 しない	所管する	所 管 しない
全 体		2298 100.0	1699 75.5	551 24.5	1144 50.5	1120 49.5	1023 45.5	1226 54.5	1065 48.7	1121 51.3
課 の 名 称	経済課	242 100.0	156 66.7	78 33.3	197 82.1	43 17.9	176 74.3	61 25.7	135 58.2	97 41.8
	産業課	534 100.0	323 61.8	200 38.2	411 77.7	118 22.3	350 66.7	175 33.3	301 58.7	212 41.3
	農林課等	634 100.0	498 79.9	125 20.1	16 2.6	607 97.4	14 2.3	607 97.7	202 33.2	406 66.8
	産業振興課等	140 100.0	101 73.2	37 26.8	111 79.9	28 20.1	99 71.7	39 28.3	80 60.2	53 39.8
	その他	273 100.0	205 76.2	64 23.8	175 64.8	95 35.2	157 59.0	109 41.0	154 59.5	105 40.5

第2-(3)-1 表 市町村の農業担当部名

区 分	I (二桁以上)	II (一桁複数)	III (単数)
経済部	経済部 (45), 産業経済部 (20), 経済環境部 (20), 建設経済部 (10), 市民経済部 (10)	環境経済部, 経済建設部, 経済振興部, 生活経済部	水産経済部, 経済施設部, 土木経済部, 民生経済部, 経済衛生部, 観光経済部, 企画経済部, 経済厚生部, 福祉経済部, 経済衛生部
産業部	産業部 (45), 産業建設部 (27)	建設産業部, 産業港湾部	産業開発部, 産業民生部, 産業市民部, 産業労働部, 産業情報部, 民生産業部
農林部	農林部 (17), 農林水産部 (15), 農政部 (11)	農林商工部, 農務部	農林振興部, 農林経済部, 商工農林部, 土木農林部, 農林水産局, 水産農林部
その他	建設部 (21)	事業部, 市民部, 総務部, 市民生活部, 生活環境部	振興部, 開発部, 事業建設部, 都市整備部, 福祉部

注. I, II, IIIの区分は, 当該部名を持つ市町村数による区分であり, Iの括弧内は, 当該部名を持つ市町村の実数である。

第2-(3)-2 表 市町村別部の名称

(単位: 市町村数, %)

		合 計	部 の 名 称				
			経済部	産業部	農林部等	産業建設部等	その他
全 体		444 100.0	159 35.8	45 10.1	47 10.6	57 12.8	136 30.6
市・町・村別	市	341 100.0	129 37.8	43 12.6	47 13.8	15 4.4	107 31.4
	町	96 100.0	28 29.2	2 2.1	— —	40 41.7	26 27.1
	村	7 100.0	2 28.6	— —	— —	2 28.6	3 42.9
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
108.00		8	0.0000	[**]			

第2-(3)-3 表 農業地域類型別部の名称

(単位：市町村数, %)

		合 計	部 の 名 称				
			経済部	産業部	農林部等	産業建設部等	その他
全 体		444 100.0	159 35.8	45 10.1	47 10.6	57 12.8	136 30.6
農業地域類型	都市的地域	272	88	22	41	23	98
		100.0	32.4	8.1	15.1	8.5	36.0
	平地農業地域	83	31	12	1	24	15
		100.0	37.3	14.5	1.2	28.9	18.1
	中間農業地域	79	38	9	5	8	19
		100.0	48.1	11.4	6.3	10.1	24.1
	山間農業地域	10	2	2	—	2	4
		100.0	20.0	20.0	—	20.0	40.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 53.12 12 0.0000 [* *]

第2-(3)-4 表 特定農山村地域別部の名称

(単位：市町村数, %)

		合 計	部 の 名 称				
			経済部	産業部	農林部等	産業建設部等	その他
全 体		444 100.0	159 35.8	45 10.1	47 10.6	57 12.8	136 30.6
特定農山村	全域指定	52	19	8	3	7	15
		100.0	36.5	15.4	5.8	13.5	28.8
	一部地域指定	103	35	19	19	6	24
		100.0	34.0	18.4	18.4	5.8	23.3
	指定なし	289	105	18	25	44	97
		100.0	36.3	6.2	8.7	15.2	33.6

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 29.00 8 0.0003 [* *]

第2-(3)-5表 地方農政局別部の名称

(単位:市町村数, %)

		合 計	部 の 名 称				
			経済部	産業部	農林部等	産業建設部等	その他
全 体		444 100.0	159 35.8	45 10.1	47 10.6	57 12.8	136 30.6
地方農政局	北海道	40 100.0	28 70.0	1 2.5	5 12.5	— —	6 15.0
	東 北	39 100.0	11 28.2	15 38.5	7 17.9	1 2.6	5 12.8
	関 東	122 100.0	59 48.4	8 6.6	6 4.9	10 8.2	39 32.0
	北 陸	20 100.0	6 30.0	5 25.0	4 20.0	2 10.0	3 15.0
	東 海	68 100.0	10 14.7	2 2.9	7 10.3	21 30.9	28 41.2
	近 畿	63 100.0	11 17.5	4 6.3	4 6.3	12 19.0	32 50.8
	中四国	44 100.0	16 36.4	9 20.5	3 6.8	7 15.9	9 20.5
	九 州	48 100.0	18 37.5	1 2.1	11 22.9	4 8.3	14 29.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 152.85 28 0.0000 [* *]

第2-(3)-6表 部の名称別所管

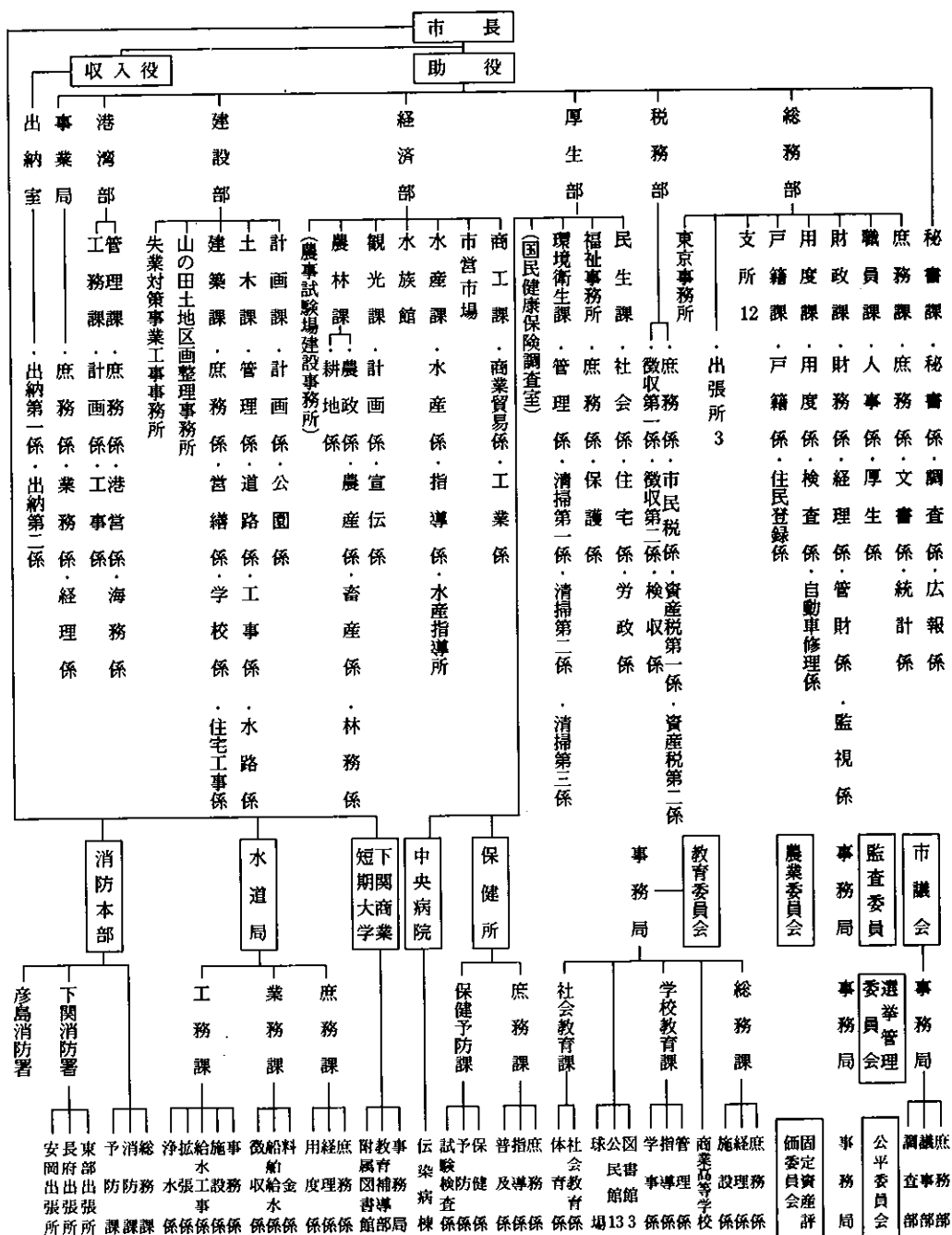
(単位:市町村数, %)

		全 体	農業土木		商 工		観 光		自然保護	
			所管する	所 管 しない	担当する	担 当 しない	所管する	所 管 しない	所管する	所 管 しない
全 体		2298 100.0	1699 75.5	551 24.5	1144 50.5	1120 49.5	1023 45.5	1226 54.5	1065 48.7	1121 51.3
部の名称	経済部	159 100.0	142 90.4	15 9.6	80 51.0	77 49.0	77 49.4	79 50.6	59 41.3	84 58.7
	産業部	45 100.0	42 93.3	3 6.7	26 59.1	18 40.9	26 59.1	18 40.9	16 38.1	26 61.9
	農林部等	47 100.0	45 95.7	2 4.3	— —	46 100.0	— —	46 100.0	8 17.8	37 82.2
	産業建設部等	57 100.0	52 96.3	2 3.7	41 74.5	14 25.5	39 70.9	16 29.1	36 67.9	17 32.1
	その他	136 100.0	112 86.8	17 13.2	72 55.4	58 44.6	70 53.8	60 46.2	54 42.5	73 57.5

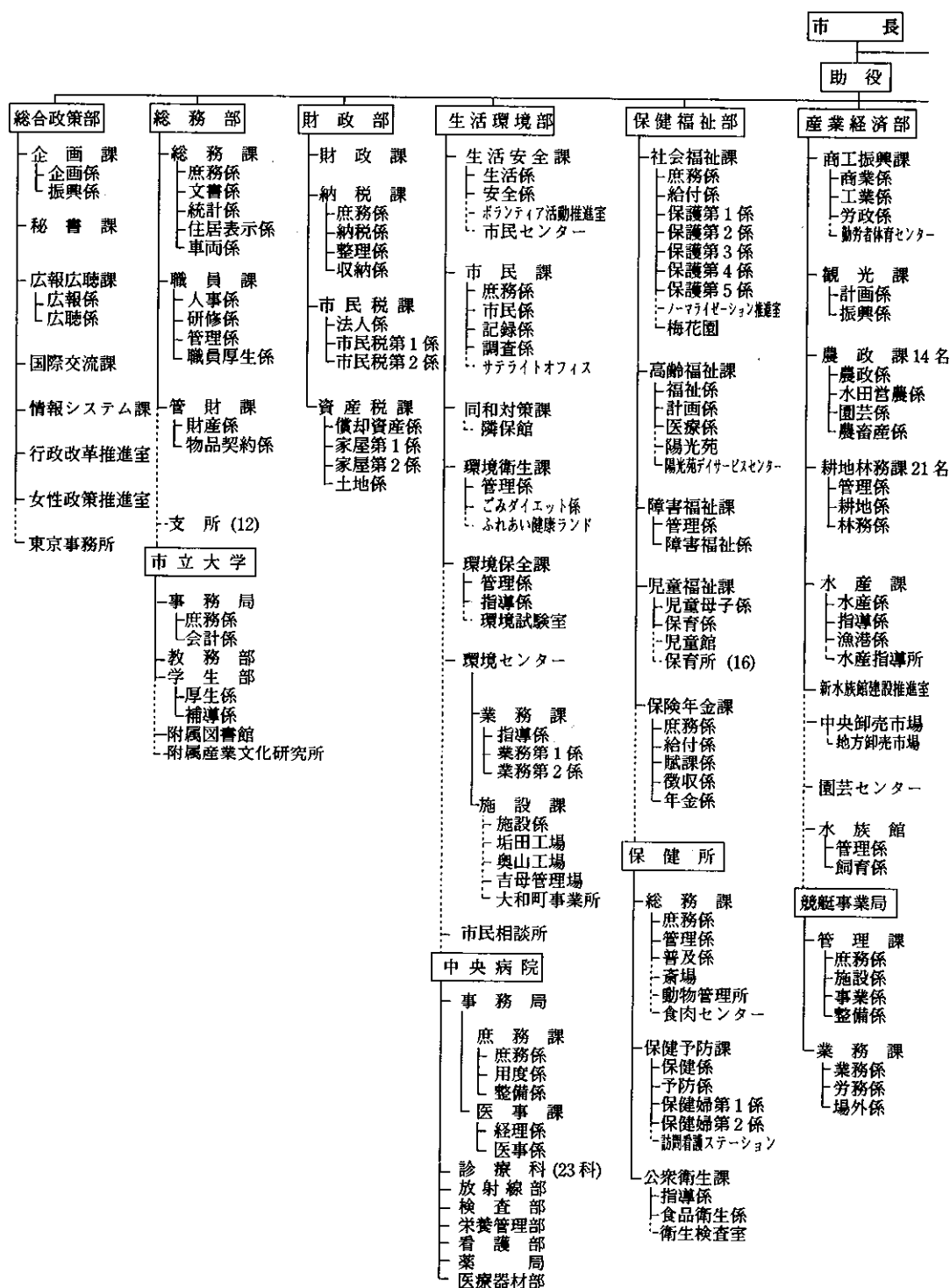
第 2-(4)-1 表 係数又は課数

(単位：市町村数、%)

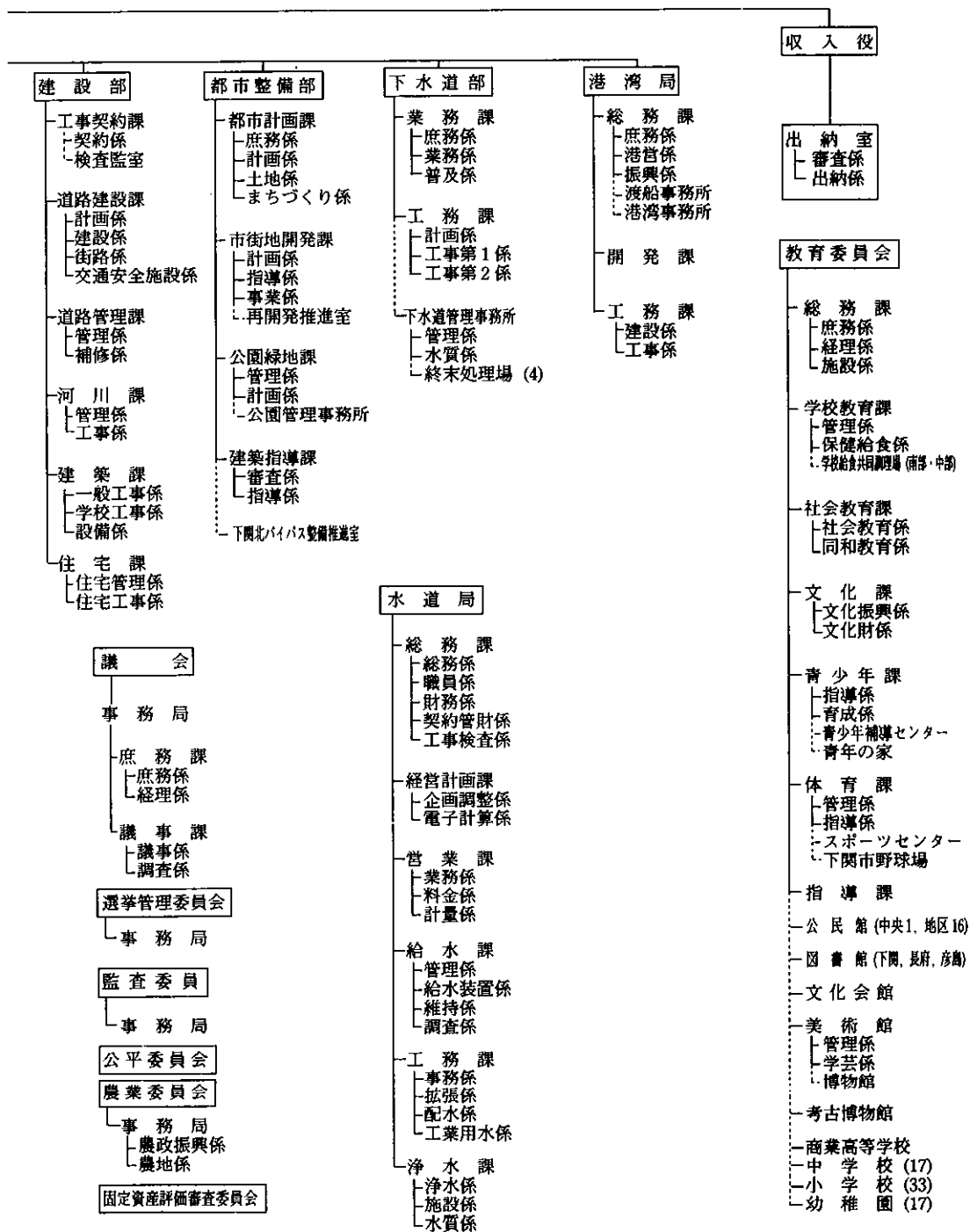
係数又は課数	全 体	1	2	3	4	5	6 以上
係（課制）	1852	59	393	449	254	134	130
	100.0	4.2	27.7	31.6	17.9	9.4	9.2
課（部制）	446	20	68	128	96	65	45
	100.0	4.7	16.1	30.4	22.7	15.4	10.7



第2-(4)-1 図 S市組織図 (その1) 昭和32年4月1日現在



第2-(4)-2図 S市組織図



(その2) 平成8年4月1日現在

第 2-(5)-1 表 市町村別組織改正の有無

(単位:市町村数, %)

		合 計	組織改正有無	
			なかった	あった
全 体		2250 100.0	1499 66.6	751 33.4
市・町・村別	市	424 100.0	257 60.6	167 39.4
	町	1428 100.0	938 65.7	490 34.3
	村	398 100.0	304 76.4	94 23.6
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定
24.50		2	0.0000	[* *]

第 2-(5)-2 表 課の名称別組織改正の有無

(単位：市町村数、%)

		合 計	組織改正有無	
			なかった	あった
全 体		1813 100.0	1241 68.5	572 31.5
課 の 名 称	経済課	236 100.0	186 78.8	50 21.2
	産業課	525 100.0	400 76.2	125 23.8
	農林課等	622 100.0	371 59.6	251 40.4
	産業振興課等	135 100.0	85 63.0	50 37.0
	その他	266 100.0	180 67.7	86 32.3
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定
51.44		4	0.0000	[* *]

第 2-(5)-3 表 部の名称別組織改正の有無

(単位：市町村数、%)

		合 計	組織改正有無	
			なかった	あった
全 体		437 100.0	258 59.0	179 41.0
部 の 名 称	経済部	155 100.0	88 56.8	67 43.2
	産業部	45 100.0	31 68.9	14 31.1
	農林部等	45 100.0	21 46.7	24 53.3
	産業建設部等	55 100.0	36 65.5	19 34.5
	その他	135 100.0	81 60.0	54 40.0
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定
6.00		4	0.1992	[]

第2-(5)-4表 役場職員数別組織改正の有無

(単位:市町村数, %)

		合 計	組織改正の有無	
			なかった	あった
全 体		2250 100.0	1499 66.6	751 33.4
役場職員数	50人未満	77 100.0	63 81.8	14 18.2
	50～100人未満	505 100.0	367 72.7	138 27.3
	100～150人未満	521 100.0	347 66.6	174 33.4
	150～250人未満	406 100.0	250 61.6	156 38.4
	250～500人未満	277 100.0	174 62.8	103 37.2
	500人以上	257 100.0	154 59.9	103 40.1

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 30.56 5 0.000 [**]

第3-(1)-1表 財政力指数別役場職員数

(単位:市町村数, %)

		合 計	役場職員数					
			50人未満	50～100人未満	100～150人未満	150～250人未満	250～500人未満	500人以上
全 体		2085 100.0	80 3.8	518 24.8	532 25.5	412 19.8	280 13.4	263 12.6
財政力指数	0.2未満	443 100.0	47 10.6	240 54.2	109 24.6	39 8.8	5 1.1	3 0.7
	0.2～0.4	660 100.0	14 2.1	169 25.6	228 34.5	161 24.4	72 10.9	16 2.4
	0.4～0.6	370 100.0	3 0.8	33 8.9	105 28.4	111 30.0	77 20.8	41 11.1
	0.6～0.8	223 100.0	3 1.3	5 2.2	33 14.8	50 22.4	65 29.1	67 30.0
	0.8以上	175 100.0	— —	3 1.7	7 4.0	17 9.7	31 17.7	117 66.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 1283.09 20 0.0000 [**]

第3-(1)-2 表 財政力指数別農業関係職員数

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業関係職員数					
			3人以下	4・5人	6・7人	8～10人	11～15人	16人以上
全 体		2190 100.0	258 11.8	349 15.9	366 16.7	451 20.6	409 18.7	357 16.3
財政力指数	0.2未満	465	102	101	97	95	54	16
		100.0	21.9	21.7	20.9	20.4	11.6	3.4
	0.2～0.4	677	71	105	119	163	130	89
		100.0	10.5	15.5	17.6	24.1	19.2	13.1
	0.4～0.6	380	29	49	51	86	94	71
		100.0	7.6	12.9	13.4	22.6	24.7	18.7
	0.6～0.8	230	11	27	27	35	58	72
		100.0	4.8	11.7	11.7	15.2	25.2	31.3
	0.8以上	181	11	15	18	28	32	77
		100.0	6.1	8.3	9.9	15.5	17.7	42.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 329.36 20 0.0000 [**]

第3-(1)-3 表 財政力指数別農業関係職員の率

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業関係職員の率			
			3%未満	5%未満	10%未満	10%以上
全 体		1998 100.0	439 22.0	475 23.8	838 41.9	246 12.3
財政力指数	0.2未満	423	45	80	198	100
		100.0	10.6	18.9	46.8	23.6
	0.2～0.4	628	72	131	334	91
		100.0	11.5	20.9	53.2	14.5
	0.4～0.6	358	78	110	147	23
		100.0	21.8	30.7	41.1	6.4
	0.6～0.8	212	85	67	55	5
		100.0	40.1	31.6	25.9	2.4
	0.8以上	168	118	39	11	—
		100.0	70.2	23.2	6.5	—

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 515.77 12 0.0000 [**]

第3-(1)-4 表 農業地域類型別農業関係職員数

(単位：市町村数、%)

		合 計	農業関係職員数					
			3人以下	4・5人	6・7人	8～10人	11～15人	16人以上
全 体		2190	258	349	366	451	409	357
		100.0	11.8	15.9	16.7	20.6	18.7	16.3
農 業 地 域 類 型	都市的地域	380	28	40	36	55	72	149
		100.0	7.4	10.5	9.5	14.5	18.9	39.2
	平地農業地域	588	18	81	115	160	126	88
		100.0	3.1	13.8	19.6	27.2	21.4	15.0
	中間農業地域	744	77	128	130	157	151	101
		100.0	10.3	17.2	17.5	21.1	20.3	13.6
	山間農業地域	478	135	100	85	79	60	19
		100.0	28.2	20.9	17.8	16.5	12.6	4.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 395.05 15 0.0000 [* *]

第3-(1)-5 表 農業地域類型別農業関係職員の率

(単位：市町村数、%)

		合 計	農業関係職員の率			
			3%未満	5%未満	10%未満	10%以上
全 体		1998	439	475	838	246
		100.0	22.0	23.8	41.9	12.3
農 業 地 域 類 型	都市的地域	350	241	81	27	1
		100.0	68.9	23.1	7.7	0.3
	平地農業地域	544	42	124	304	74
		100.0	7.7	22.8	55.9	13.6
	中間農業地域	661	84	169	315	93
		100.0	12.7	25.6	47.7	14.1
	山間農業地域	443	72	101	192	78
		100.0	16.3	22.8	43.3	17.6

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 616.13 9 0.0000 [* *]

第3-(2)-1 表 課の名称別農業主務部課計職員数

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業主務部課計職員数					
			5人以下	6~8人	9~12人	13~20人	21~40人	40人以上
全 体		1428 100.0	236 16.5	464 32.5	424 29.7	260 18.2	43 3.0	1 0.1
課 の 名 称	経済課	191	24	64	64	32	7	—
		100.0	12.6	33.5	33.5	16.8	3.7	—
	産業課	438	88	173	117	54	6	—
		100.0	20.1	39.5	26.7	12.3	1.4	—
	農林課等	440	44	91	151	126	27	1
		100.0	10.0	20.7	34.3	28.6	6.1	0.2
	産業振興課等	123	26	49	33	15	—	—
		100.0	21.1	39.8	26.8	12.2	—	—
	その他	214	49	81	52	31	1	—
		100.0	22.9	37.9	24.3	14.5	0.5	—

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
131.15 20 0.0000 [**]

第3-(2)-2 表 農業地域類型別農業主務部課計職員数

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業主務部課計職員数					
			5人以下	6~8人	9~12人	13~20人	20~40人	40人以上
全 体		1781 100.0	266 14.9	488 27.4	458 25.7	316 17.7	161 9.0	92 5.2
農 業 地 域 類 型	都市的地域	296	29	39	46	46	69	67
		100.0	9.8	13.2	15.5	15.5	23.3	22.6
	平地農業地域	487	62	153	147	75	43	7
		100.0	12.7	31.4	30.2	15.4	8.8	1.4
	中間農業地域	605	90	166	153	141	40	15
		100.0	14.9	27.4	25.3	23.3	6.6	2.5
	山間農業地域	393	85	130	112	54	9	3
		100.0	21.6	33.1	28.5	13.7	2.3	0.8

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
382.94 15 0.0000 [**]

第3-(2)-3 表 農業地域類型別農業担当者数

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業担当者数					
			3人以下	4・5人	6・7人	8~10人	11~15人	16人以上
全 体		2174 100.0	423 19.5	455 20.9	394 18.1	389 17.9	222 10.2	291 13.4
農 業 地 域 類 型	都市の地域	371 100.0	41 11.1	41 11.1	43 11.6	53 14.3	54 14.6	139 37.5
	平地農業地域	580 100.0	59 10.2	137 23.6	114 19.7	133 22.9	63 10.9	74 12.8
	中間農業地域	736 100.0	144 19.6	152 20.7	155 21.1	138 18.8	80 10.9	67 9.1
	山間農業地域	487 100.0	179 36.8	125 25.7	82 16.8	65 13.3	25 5.1	11 2.3
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定				
404.64		15	0.0000	[**]				

第3-(2)-4 表 農業地域類型別農業担当者数

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業担当者数					
			3人以下	4・5人	6・7人	8~10人	11~15人	16人以上
全 体		1756 100.0	391 22.3	430 24.5	360 20.5	341 19.4	153 8.7	81 4.6
農 業 地 域 類 型	都市の地域	115 100.0	27 23.5	29 25.2	23 20.0	19 16.5	12 10.4	5 4.3
	平地農業地域	502 100.0	53 10.6	128 25.5	111 22.1	126 25.1	51 10.2	33 6.6
	中間農業地域	662 100.0	134 20.2	149 22.5	146 22.1	132 19.9	67 10.1	34 5.1
	山間農業地域	477 100.0	177 37.1	124 26.0	80 16.8	64 13.4	23 4.8	9 1.9
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定				
127.24		15	0.0000	[**]				

第3-(2)-5 表 回答者職名別増員の必要性

(単位：市町村数，%)

		合 計	増員の必要性			
			増員して もらいたい	無理で あろう	必要がない	その他
全 体		2283 100.0	880 38.5	1123 49.2	246 10.8	34 1.5
同 答 者 職 名	部 長	118 100.0	28 23.7	70 59.3	18 15.3	2 1.7
	課 長	1753 100.0	690 39.4	853 48.7	187 10.7	23 1.3
	課長補佐	86 100.0	34 39.5	46 53.5	6 7.0	--
	係 長	93 100.0	41 44.1	39 41.9	9 9.7	4 4.3
	その他	147 100.0	52 35.4	75 51.0	19 12.9	1 0.7

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
24.81 12 0.0158 [*]

第3-(2)-6 表 農業地域類型別増員の必要性

(単位：市町村数，%)

		合 計	増員の必要性			
			増員して もらいたい	無理であろう	必要がない	その他
全 体		2283 100.0	880 38.5	1123 49.2	246 10.8	34 1.5
農 業 地 域 類 型	都市的地域	392 100.0	127 32.4	202 51.5	59 15.1	4 1.0
	平地農業地域	614 100.0	250 40.7	288 46.9	67 10.9	9 1.5
	中間農業地域	781 100.0	319 40.8	376 48.1	72 9.2	14 1.8
	山間農業地域	496 100.0	184 37.1	257 51.8	48 9.7	7 1.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
17.95 9 0.0358 [*]

第3-(2)-7 表 農業関係職員の率別増員の必要性

(単位:市町村数, %)

		合 計	増員の必要性			
			増員して もらいたい	無理で あろう	必要がない	その他
全 体		2283 100.0	880 38.5	1123 49.2	246 10.8	34 1.5
農 業 関 係 職 員 の 率	3%未満	439 100.0	139 31.7	232 52.8	64 14.6	4 0.9
	5%未満	474 100.0	173 36.5	243 51.3	50 10.5	8 1.7
	10%未満	835 100.0	345 41.3	392 46.9	89 10.7	9 1.1
	10%以上	245 100.0	97 39.6	123 50.2	19 7.8	6 2.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
24.15 9 0.0041 [**]

第3-(2)-8 表 多忙さの変化別増員の必要性

(単位:市町村数, %)

		合 計	増員の必要性			
			増員して もらいたい	無理であらう	必要がない	その他
全 体		2283 100.0	880 38.5	1123 49.2	246 10.8	34 1.5
多 忙 さ の 変 化	忙しくなっている	1893 100.0	815 43.1	928 49.0	126 6.7	24 1.3
	変わらない	305 100.0	48 15.7	149 48.9	99 32.5	9 3.0
	事務量は少なくなった	20 100.0	2 10.0	8 40.0	10 50.0	—
	判断できない	57 100.0	14 24.6	34 59.6	9 15.8	—

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
260.62 9 0.0000 [**]

第3-(3)-1 表 農業関係職員数別出向者の有無

(単位：市町村数、%)

		合 計	出向者有無	
			いない	いる
全 体		2284 100.0	2146 94.0	138 6.0
農 業 関 係 職 員 数	3 人以下	257 100.0	248 96.5	9 3.5
	4・5 人	347 100.0	334 96.3	13 3.7
	6・7 人	365 100.0	347 95.1	18 4.9
	8～10 人	447 100.0	422 94.4	25 5.6
	11～15 人	408 100.0	383 93.9	25 6.1
	16 人以上	356 100.0	316 88.8	40 11.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
25.45 5 0.0001 [**]

第3-(3)-2 表 市町村別臨時職員の有無人数

(単位：市町村数、%)

		合 計	臨時職員の有無人数					
			いない	いる	1 人	2 人	3・4 人	5 人以上
全 体		2276 100.0	671 29.5	1605 70.5	688 30.2	422 18.5	292 12.8	188 8.3
市・町・村別	市	430 100.0	73 17.0	357 83.0	81 18.8	80 18.6	86 20.0	105 24.4
	町	1449 100.0	441 30.4	1008 69.6	477 32.9	281 19.4	176 12.1	67 4.6
	村	397 100.0	157 39.5	240 60.5	130 32.7	61 15.4	30 7.6	16 4.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
255.05 10 0.0000 [**]

第3-(3)-3表 財政力指数別臨時職員の有無人数

(単位:市町村数, %)

		合 計	臨時職員の有無人数					
			いない	いる	1人	2人	3・4人	5人以上
全 体		2016 100.0	588 29.2	1428 70.8	608 30.2	374 18.6	262 13.0	169 8.4
財政力指数	0.2未満	484 100.0	131 27.1	353 72.9	189 39.0	89 18.4	49 10.1	21 4.3
		0.2～0.4	708 100.0	199 28.1	509 71.9	204 28.8	140 19.8	100 14.1
	0.4～0.6		395 100.0	122 30.9	273 69.1	105 26.6	81 20.5	49 12.4
		0.6～0.8	242 100.0	73 30.2	169 69.8	66 27.3	34 14.0	37 15.3
	0.8以上		187 100.0	63 33.7	124 66.3	44 23.5	30 16.0	27 14.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
47.65 20 0.0005 [**]

第3-(3)-4表 農業地域類型別臨時職員の有無人数

(単位:市町村数, %)

		合 計	臨時職員の有無人数					
			いない	いる	1人	2人	3・4人	5人以上
全 体		2276 100.0	671 29.5	1605 70.5	688 30.2	422 18.5	292 12.8	188 8.3
農業地域類型	都市の地域	392 100.0	128 32.7	264 67.3	86 21.9	60 15.3	60 15.3	55 14.0
		平地農業地域	610 100.0	180 29.5	430 70.5	176 28.9	126 20.7	78 12.8
	中間農業地域		779 100.0	195 25.0	584 75.0	247 31.7	144 18.5	117 15.0
		山間農業地域	495 100.0	168 33.9	327 66.1	179 36.2	92 18.6	37 7.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
85.30 15 0.0000 [**]

第3-(3)-5 表 農業関係職員数別臨時職員の有無人数

(単位：市町村数、%)

		合 計	臨時職員の有無人数					
			いない	いる	1人	2人	3・4人	5人以上
全 体		2173 100.0	645 29.7	1528 70.3	664 30.6	405 18.6	268 12.3	180 8.3
農 業 関 係 職 員 数	3人以上	255 100.0	140 54.9	115 45.1	83 32.5	25 9.8	2 0.8	4 1.6
	4・5人	345 100.0	132 38.3	213 61.7	188 40.0	50 14.5	14 4.1	7 2.0
	6・7人	362 100.0	128 35.4	234 64.6	135 37.3	65 18.0	29 8.0	5 1.4
	8～10人	449 100.0	134 29.8	315 70.2	145 32.3	89 19.8	63 14.0	17 3.8
	11～15人	406 100.0	76 18.7	330 81.3	115 28.3	107 26.4	73 18.0	32 7.9
	16人以上	356 100.0	35 9.8	321 90.2	48 13.5	69 19.4	87 24.4	115 32.3

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
640.38 25 0.0000 [**]

第3-(3)-6 表 役場職員数別臨時職員の有無人数

(単位：市町村数、%)

		合 計	臨時職員の有無人数					
			いない	いる	1人	2人	3・4人	5人以上
全 体		2076 100.0	605 29.1	1471 70.9	628 30.3	393 18.9	259 12.5	178 8.6
役 場 職 員 数	50人未満	78 100.0	37 47.4	41 52.6	29 37.2	8 10.3	2 2.6	1 1.3
	50～100人未満	516 100.0	175 33.9	341 66.1	189 36.6	96 18.6	40 7.8	12 2.3
	100～150人未満	529 100.0	157 29.7	372 70.3	185 35.0	107 20.2	55 10.4	23 4.3
	150～250人未満	411 100.0	116 28.2	295 71.8	124 30.2	83 20.2	56 13.6	30 7.3
	250～300人未満	279 100.0	70 25.1	209 74.9	60 21.5	51 18.3	51 18.3	45 16.1
	500人以上	263 100.0	50 19.0	213 81.0	41 15.6	48 18.3	55 20.9	67 25.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
254.52 25 0.0000 [**]

第4-(1)-1表 国家公務員と地方公務員の給与水準の比較

区 分	昭 58	昭 63	平 5	平 6
都道府県	106.2	104.5	104.0	103.8
指定都市	109.4	107.6	106.1	105.7
市	109.0	105.4	103.6	103.3
町 村	98.3	96.8	96.5	96.5
特別区	109.4	107.0	106.0	105.2
平 均	105.9	103.4	102.4	102.1

出典：平成6年度版及び8年度版『図表解説財政データブック——財政の現状と展望——』（財政政策研究会）による。

注. ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対応させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

第4-(1)-2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況

区 分	昭 58	昭 63	平 5	平 6
120～130	24	—	—	—
115～120	69	1	—	—
110～115	245	55	5	—
105～110	452	388	242	206
100～105	849	816	848	863
100未満	1686	2055	2211	2236
合 計	3325	3315	3036	3035

出典：第4-(1)-1表に同じ。

第4-(1)-3表 市町村別県庁給与との比較

（単位：市町村数、％）

		合 計	県庁給与との比較			
			低 い	同程度	高 い	一 概 に 言えない
全 体		2205 100.0	1637 74.2	392 17.8	13 0.6	163 7.4
市・町・村別	市	405 100.0	177 43.7	164 40.5	6 1.5	58 14.3
	町	1411 100.0	1125 79.7	190 13.5	6 0.4	90 6.4
	村	389 100.0	335 86.1	38 9.8	1 0.3	15 3.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
252.03 6 0.0000 [**]

第4-(1)-4表 市町村別農協給与との比較

(単位:市町村数, %)

		合 計	農協給与との比較			
			低 い	同程度	高 い	一 概 に 言えない
全 体		2185 100.0	99 4.5	590 27.0	1048 48.0	448 20.5
市・町・村別	市	402 100.0	5 1.2	93 23.1	216 53.7	88 21.9
	町	1391 100.0	65 4.7	381 27.4	664 47.7	281 20.2
	村	392 100.0	29 7.4	116 29.6	168 42.9	79 20.2
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定		
25.44		6	0.0003	[**]		

第4-(1)-5表 農業地域類型別県庁給与との比較

(単位:市町村数, %)

		合 計	県庁給与との比較			
			低 い	同程度	高 い	一 概 に 言えない
全 体		2205 100.0	1637 74.2	392 17.8	13 0.6	163 7.4
農業地域類型	都市的地域	373 100.0	158 42.4	141 37.8	8 2.1	66 17.7
	平地農業地域	593 100.0	451 76.1	99 16.7	1 0.2	42 7.1
	中間農業地域	752 100.0	610 81.1	107 14.2	2 0.3	33 4.4
	山間農業地域	487 100.0	418 85.8	45 9.2	2 0.4	22 4.5
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定		
261.68		9	0.0000	[**]		

第4-(1)-6表 農業地域類型別農協給与との比較

(単位:市町村数, %)

		合 計	農協給与との比較			
			低 い	同程度	高 い	一 概 に 言えない
全 体		2185 100.0	99 4.5	590 27.0	1048 48.0	448 20.5
農 業 地 域 類 型	都市的地域	370	15	91	172	92
		100.0	4.1	24.6	46.5	24.9
	平地農業地域	585	37	179	228	141
		100.0	6.3	30.6	39.0	24.1
	中間農業地域	742	25	186	399	132
		100.0	3.4	25.1	53.8	17.8
	山間農業地域	488	22	134	249	83
		100.0	4.5	27.5	51.0	17.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 40.11 9 0.0000 [**]

第4-(1)-7表 財政力指数別県庁給与との比較

(単位:市町村数, %)

		合 計	県庁給与との比較			
			低 い	同程度	高 い	一 概 に 言えない
全 体		2205 100.0	1637 74.2	392 17.8	13 0.6	163 7.4
財 政 力 指 数	0.2未満	467	401	48	1	17
		100.0	85.9	10.3	0.2	3.6
	0.2~0.4	690	556	90	4	40
		100.0	80.6	13.0	0.6	5.8
	0.4~0.6	384	276	79	2	27
		100.0	71.9	20.6	0.5	7.0
	0.6~0.8	229	139	61	1	28
		100.0	60.7	26.6	0.4	12.2
	0.8以上	180	75	74	5	26
		100.0	41.7	41.1	2.8	14.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 201.85 12 0.0000 [**]

第 4-(1)-8 表 県庁給与比較と農協給与比較との関係

(単位：市町村数，%)

		合 計	農協給与との比較			
			低 い	同程度	高 い	一 概 に 言えない
全 体		2185 100.0	99 4.5	590 27.0	1048 48.0	448 20.5
県庁給与との比較	低 い	1605 100.0	88 5.5	441 27.5	778 48.5	298 18.6
	同程度	386 100.0	6 1.6	131 33.9	193 50.0	56 14.5
	高 い	13 100.0	— —	1 7.7	9 69.2	3 23.1
	一概に言えない	160 100.0	4 2.5	14 8.8	52 32.5	90 56.3
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定		
161.03		9	0.0000	[* *]		

第 4-(2)-1 表 市町村別 5 年以上在籍率

(単位：市町村数，%)

		合 計	5 年以上在籍率				
			20% 未満	40% 未満	60% 未満	80% 未満	80% 以上
全 体		1644 100.0	393 23.9	571 34.7	320 19.5	211 12.8	149 9.1
市・町・村別	市	343 100.0	124 36.2	123 35.9	49 14.3	22 6.4	25 7.3
	町	1045 100.0	222 21.2	362 34.6	219 21.0	147 14.1	95 9.1
	村	256 100.0	47 18.4	86 33.6	52 20.3	42 16.4	29 11.3
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
51.59		8	0.0000	[* *]			

第4-(2)-2表 財政力指数別5年以上在籍率

(単位:市町村数, %)

		合 計	5年以上在籍率				
			20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	80%以上
全 体		1644 100.0	393 23.9	571 34.7	320 19.5	211 12.8	149 9.1
財政力指数	0.2未満	324 100.0	49 15.1	116 35.8	73 22.5	51 15.7	35 10.8
	0.2~0.4	523 100.0	118 22.6	178 34.0	96 18.4	77 14.7	54 10.3
	0.4~0.6	294 100.0	76 25.9	101 34.4	58 19.7	32 10.9	27 9.2
	0.6~0.8	180 100.0	55 30.6	75 41.7	29 16.1	11 6.1	10 5.6
	0.8以上	140 100.0	53 37.9	45 32.1	24 17.1	10 7.1	8 5.7

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 59.33 16 0.0000 [**]

第4-(2)-3表 農業地域類型別5年以上在籍率

(単位:市町村数, %)

		合 計	5年以上在籍率				
			20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	80%以上
全 体		1644 100.0	393 23.9	571 34.7	320 19.5	211 12.8	149 9.1
農業地域類型	都市的地域	301 100.0	97 32.2	116 38.5	51 16.9	22 7.3	15 5.0
	平地農業地域	463 100.0	119 25.7	161 34.8	88 19.0	51 11.0	44 9.5
	中間農業地域	578 100.0	126 21.8	192 33.2	114 19.7	80 13.8	66 11.4
	山間農業地域	302 100.0	51 16.9	102 33.8	67 22.2	58 19.2	24 7.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 48.50 12 0.0000 [**]

第 4-(2)-4 表 市町村別農業委員会職員の 5 年以上在籍率

(単位：市町村数、%)

	合 計	5 年以上在籍率					
		20% 未満	40% 未満	60% 未満	80% 未満	80% 以上	不 明
全 体	2298 100.0	49 7.9	226 36.3	163 26.2	57 9.1	128 20.5	1675 ---
市・町・村別	市	434 100.0	43 19.7	103 47.2	35 16.1	23 10.6	14 6.4
	町	1457 100.0	6 1.7	113 32.6	112 32.3	27 7.8	89 25.6
	村	407 100.0	— —	10 17.2	16 27.6	7 12.1	25 43.1

第 4-(3)-1 表 市町村別研修の評価

(単位：市町村数、%)

	合 計	研修の評価			
		問題ない	内容に問題	機会に問題	ともに問題
全 体	2101 100.0	701 33.4	501 23.8	539 25.7	360 17.1
市・町・村別	市	392 100.0	139 35.5	71 18.1	123 31.4
	町	1349 100.0	461 34.2	343 25.4	331 24.5
	村	360 100.0	101 28.1	87 24.2	85 23.6

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
29.56 6 0.0000 [* *]

第 4-(3)-2 表 役場職員数別研修の評価

(単位：市町村数，%)

		合 計	研修の評価			
			問題ない	内容に問題	機会に問題	ともに問題
全 体		2101 100.0	701 33.4	501 23.8	539 25.7	360 17.1
役場職員数	50 人未満	69 100.0	17 24.6	17 24.6	13 18.8	22 31.9
	50～100 人未満	478 100.0	149 31.2	113 23.6	125 26.2	91 19.0
	100～150 人未満	487 100.0	158 32.4	121 24.8	116 23.8	92 18.9
	150～250 人未満	382 100.0	128 33.5	102 26.7	101 26.4	51 13.4
	250～500 人未満	259 100.0	85 32.8	70 27.0	68 26.3	36 13.9
	500 人以上	242 100.0	92 38.0	40 16.5	75 31.0	35 14.5
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定		
36.03		15	0.0018	[**]		

第 5-(1)-1 表 農業地域類型別多忙さの変化

(単位：市町村数，%)

		合 計	多忙さの変化			
			忙しくなっている	変わらない	事務量は少なくなった	判断できない
全 体		2283 100.0	1898 83.1	308 13.5	20 0.9	57 2.5
農業地域類型	都市的地域	391 100.0	280 71.6	88 22.5	8 2.0	15 3.8
	平地農業地域	609 100.0	513 84.2	81 13.3	5 0.8	10 1.6
	中間農業地域	784 100.0	675 86.1	87 11.1	5 0.6	17 2.2
	山間農業地域	499 100.0	430 86.2	52 10.4	2 0.4	15 3.0
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定		
51.48		9	0.0000	[**]		

第5-(1)-2 表 回答者職名別多忙さの変化

(単位：市町村数，%)

		合 計	多忙さの変化			
			忙しくなっている	変わらない	事務量は少なくなった	判断できない
全 体		2283 100.0	1898 83.1	308 13.5	20 0.9	57 2.5
回答者職名	部 長	118 100.0	86 72.9	26 22.0	3 2.5	3 2.5
		1753 100.0	1464 83.5	229 13.1	14 0.8	46 2.6
	課 長	86 100.0	80 93.0	5 5.8	— —	1 1.2
		93 100.0	76 81.7	14 15.1	— —	3 3.2
	課長補佐	147 100.0	122 83.0	21 14.3	3 2.0	1 0.7
	係 長					
	その他					

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
24.42 12 0.0178 [*]

第5-(1)-3 表 農業地域類型別多忙さの変化

(単位：市町村数，%)

		合 計	多忙さの変化			
			忙しくなっている	変わらない	事務量は少なくなった	判断できない
全 体		1753 100.0	1464 83.5	229 13.1	14 0.8	46 2.6
農業地域類型	都市的地域	262 100.0	188 71.8	60 22.9	4 1.5	10 3.8
		471 100.0	398 84.5	62 13.2	4 0.8	7 1.5
	平地農業地域	612 100.0	528 86.3	65 10.6	4 0.7	15 2.5
		408 100.0	350 85.8	42 10.3	2 0.5	14 3.4
	中間農業地域					
	山間農業地域					

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
37.03 9 0.0000 [**]

第5-(1)-4表 農業地域類型別忙しさの程度

(単位：市町村数，%)

		合 計	忙しさの程度			
			忙しい	平均的	忙しくない	わからない
全 体		2275 100.0	1500 65.9	719 31.6	22 1.0	34 1.5
農 業 地 域 類 型	都市的地域	392	221	164	4	3
		100.0	56.4	41.8	1.0	0.8
	平地農業地域	612	411	190	5	6
		100.0	67.2	31.0	0.8	1.0
	中間農業地域	776	545	210	7	14
		100.0	70.2	27.1	0.9	1.8
	山間農業地域	495	323	155	6	11
		100.0	65.3	31.3	1.2	2.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 31.13 9 0.0003 [**]

第5-(1)-5表 財政力指数別多忙さの変化

(単位：市町村数，%)

		合 計	多忙さの変化			
			忙しくなっている	変わらない	事務量は少なくなった	判断できない
全 体		2283 100.0	1898 83.1	308 13.5	20 0.9	57 2.5
財 政 力 指 数	0.2未満	487	420	54	2	11
		100.0	86.2	11.1	0.4	2.3
	0.2～0.4	709	599	85	7	18
		100.0	84.5	12.0	1.0	2.5
	0.4～0.6	392	323	55	2	12
		100.0	82.4	14.0	0.5	3.1
	0.6～0.8	241	190	40	4	7
		100.0	78.8	16.6	1.7	2.9
	0.8以上	188	133	44	5	6
		100.0	70.7	23.4	2.7	3.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 37.02 12 0.0002 [**]

第5-(1)-6表 役場職員数別多忙さの変化

(単位:市町村数, %)

		合 計	多忙さの変化			
			忙しくなっている	変わらない	事務量は少なくなった	判断できない
全 体		2283 100.0	1898 83.1	308 13.5	20 0.9	57 2.5
役場職員数	50人未満	80 100.0	76 95.0	2 2.5	1 1.3	1 1.3
	50～100人未満	517 100.0	442 85.5	60 11.6	3 0.6	12 2.3
	100～150人未満	530 100.0	451 85.1	64 12.1	2 0.4	13 2.5
	150～250人未満	411 100.0	333 81.0	61 14.8	5 1.2	12 2.9
	250～500人未満	279 100.0	221 79.2	48 17.2	3 1.1	7 2.5
	500人以上	262 100.0	196 74.8	51 19.5	6 2.3	9 3.4
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定		
36.78		15	0.0014	[**]		

第5-(2)-1表 農業地域類型別多忙の理由

(単位:市町村数, %)

		合 計	多忙の理由					
			職員減等	事業等の増	調査等の増	会議等の増	一時的	その他
全 体		1799 100.0	274 15.2	739 41.1	468 26.0	141 7.8	37 2.1	140 7.8
農業地域類型	都市的地域	268 100.0	34 12.7	90 33.6	81 30.2	29 10.8	5 1.9	29 10.8
	平地農業地域	481 100.0	76 15.8	193 40.1	123 25.6	37 7.7	11 2.3	41 8.5
	中間農業地域	643 100.0	111 17.3	274 42.6	144 22.4	52 8.1	13 2.0	49 7.6
	山間農業地域	407 100.0	53 13.0	182 44.7	120 29.5	23 5.7	8 2.0	21 5.2
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定				
29.64		15	0.0133	[*]				

第 5-(2)-2 表 財政力指数別多忙の理由

(単位：市町村数，%)

		合 計	多忙の理由					
			職員減等	事業等の増	調査等の増	会議等の増	一時的	その他
全 体		1799 100.0	274 15.2	739 41.1	468 26.0	141 7.8	37 2.1	140 7.8
財政力指数	0.2 未満	401 100.0	62 15.5	170 42.4	110 27.4	22 5.5	9 2.2	28 7.0
	0.2～0.4	564 100.0	81 14.4	236 41.8	139 24.6	53 9.4	11 2.0	44 7.8
	0.4～0.6	307 100.0	62 20.2	118 38.4	75 24.4	21 6.8	8 2.6	23 7.5
	0.6～0.8	178 100.0	21 11.8	66 37.1	53 29.8	20 11.2	3 1.7	15 8.4
	0.8 以上	128 100.0	18 14.1	45 35.2	30 23.4	14 10.9	2 1.6	19 14.8

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 32.36 20 0.0396 [*]

第 5-(2)-3 表 農業関係職員数別多忙の理由

(単位：市町村数，%)

		合 計	多忙の理由					
			職員減等	事業等の増	調査等の増	会議等の増	一時的	その他
全 体		1799 100.0	274 15.2	739 41.1	468 26.0	141 7.8	37 2.1	140 7.8
農業関係職員数	5 人以下	476 100.0	86 18.1	179 37.6	153 32.1	27 5.7	9 1.9	22 4.6
	6～10 人	650 100.0	106 16.3	252 38.8	164 25.2	52 8.0	19 2.9	57 8.8
	11～15 人	318 100.0	44 13.8	152 47.8	67 21.1	27 8.5	6 1.9	22 6.9
	16 人以上	280 100.0	30 10.7	121 43.2	66 23.6	26 9.3	3 1.1	34 12.1

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 47.03 15 0.0000 [* *]

第 5-(3)-1 表 農業地域類型別部課長休日出勤の理由

(単位：市町村数、%)

		合 計	休日出勤の理由			
			市町村行事	出張者の対応	資料作り等	その他
全 体		2082 100.0	1827 87.8	10 0.5	93 4.5	152 7.3
農 業 地 域 類 型	都市的地域	362	326	—	8	28
		100.0	90.1	—	2.2	7.7
	平地農業地域	570	499	4	25	42
		100.0	87.5	0.7	4.4	7.4
	中間農業地域	699	604	4	41	50
		100.0	86.4	0.6	5.9	7.2
	山間農業地域	451	398	2	19	32
		100.0	88.2	0.4	4.2	7.1

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 10.24 9 0.3313 []

第 5-(3)-2 表 多忙さの変化別一般職員休日出勤の理由

(単位：市町村数、%)

		合 計	休日出勤の理由			
			市町村行事	出張者の対応	資料作り等	その他
全 体		2132 100.0	1187 55.7	12 0.6	744 34.9	189 8.9
多 忙 さ の 変 化	忙しくなっている	1779	947	8	669	155
		100.0	53.2	0.4	37.6	8.7
	変わらない	274	181	3	63	27
		100.0	66.1	1.1	23.0	9.9
	事務量は少なくなった	20	15	1	3	1
		100.0	75.0	5.0	15.0	5.0
	判断できない	53	40	—	7	6
		100.0	75.5	—	13.2	11.3

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 46.79 9 0.0000 [**]

第 5-(3)-3 表 農業地域類型別休日出勤の日数

(単位:市町村数, %)

		合 計	休日出勤の日数				
			5 日以内	10 日前後	20 日前後	30 日前後	40 日以上
全 体		2216 100.0	414 18.7	1053 47.5	523 23.6	152 6.9	74 3.3
農 業 地 域 類 型	都市的地域	374	106	179	71	14	4
		100.0	28.3	47.9	19.0	3.7	1.1
	平地農業地域	603	120	288	125	51	19
		100.0	19.9	47.8	20.7	8.5	3.2
	中間農業地域	749	118	348	197	55	31
		100.0	15.8	46.5	26.3	7.3	4.1
	山間農業地域	490	70	238	130	32	20
		100.0	14.3	48.6	26.5	6.5	4.1

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 53.50 12 0.0000 [* *]

第 5-(3)-4 表 財政力指数別休日出勤の日数

(単位:市町村数, %)

		合 計	休日出勤の日数				
			5 日以内	10 日前後	20 日前後	30 日前後	40 日以上
全 体		2216 100.0	414 18.7	1053 47.5	523 23.6	152 6.9	74 3.3
財 政 力 指 数	0.2 未満	474	59	229	133	33	20
		100.0	12.4	48.3	28.1	7.0	4.2
	0.2~0.4	691	123	323	170	48	27
		100.0	17.8	46.7	24.6	6.9	3.9
	0.4~0.6	381	79	188	76	27	11
		100.0	20.7	49.3	19.9	7.1	2.9
	0.6~0.8	233	59	104	53	11	6
		100.0	25.3	44.6	22.7	4.7	2.6
	0.8 以上	181	52	84	38	5	2
		100.0	28.7	46.4	21.0	2.8	1.1

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 49.94 16 0.0000 [* *]

第 5-(4)-1 表 財政力指数別役場職員数

(単位:市町村数, %)

		合 計	役場職員数					
			50 人未満	50~100 人 未満	100~150 人 未満	150~250 人 未満	250~500 人 未満	500 人以上
全 体		2085 100.0	80 3.8	518 24.8	532 25.5	412 19.8	280 13.4	263 12.6
財政力指数	0.2 未満	443 100.0	47 10.6	240 54.2	109 24.6	39 8.8	5 1.1	3 0.7
	0.2~0.4	660 100.0	14 2.1	169 25.6	228 34.5	161 24.4	72 10.9	16 2.4
	0.4~0.6	370 100.0	3 0.8	33 8.9	105 28.4	111 30.0	77 20.8	41 11.1
	0.6~0.8	223 100.0	3 1.3	5 2.2	33 14.8	50 22.4	65 29.1	67 30.0
	0.8 以上	175 100.0	— —	3 1.7	7 4.0	17 9.7	31 17.7	117 66.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
1283.09 20 0.0000 [**]

第 5-(4)-2 表 財政力指数別農業関係職員数

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業関係職員数					
			3 人以下	4・5 人	6・7 人	8~10 人	11~15 人	16 人以上
全 体		2190 100.0	258 11.8	349 15.9	366 16.7	451 20.6	409 18.7	357 16.3
財政力指数	0.2 未満	465 100.0	102 21.9	101 21.7	97 20.9	95 20.4	54 11.6	16 3.4
	0.2~0.4	677 100.0	71 10.5	105 15.5	119 17.6	163 24.1	130 19.2	89 13.1
	0.4~0.6	380 100.0	29 7.6	49 12.9	51 13.4	86 22.6	94 24.7	71 18.7
	0.6~0.8	230 100.0	11 4.8	27 11.7	27 11.7	35 15.2	58 25.2	72 31.3
	0.8 以上	181 100.0	11 6.1	15 8.3	18 9.9	28 15.5	32 17.7	77 42.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
329.36 20 0.0000 [**]

第6-(1)-1 表 市町村別課長の年齢

(単位：市町村数、%)

		合 計	課長の年齢					
			45 歳未満	48 歳未満	51 歳未満	54 歳未満	57 歳未満	57 歳以上
全 体		1836 100.0	80 4.4	277 15.1	359 19.6	412 22.4	416 22.7	292 15.9
市・町・村別	市	91 100.0	1 1.1	3 3.3	8 8.8	14 15.4	31 34.1	34 37.4
	町	1350 100.0	44 3.3	202 15.0	264 19.6	311 23.0	313 23.2	216 16.0
	村	395 100.0	35 8.9	72 18.2	87 22.0	87 22.0	72 18.2	42 10.6
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定				
86.28		10	0.0000	[**]				

第6-(1)-2 表 農業地域類型別農林関係年数

(単位：市町村数、%)

		合 計	農林関係年数					
			4 年未満	8 年未満	12 年未満	16 年未満	20 年未満	20 年以上
全 体		2156 100.0	555 25.7	489 22.7	386 17.9	240 11.1	128 5.9	358 16.6
農業地域類型	都市的地域	367 100.0	146 39.8	62 16.9	45 12.3	31 8.4	14 3.8	69 18.8
	平地農業地域	574 100.0	141 24.6	136 23.7	112 19.5	70 12.2	41 7.1	74 12.9
	中間農業地域	740 100.0	159 21.5	172 23.2	128 17.3	91 12.3	45 6.1	145 19.6
	山間農業地域	475 100.0	109 22.9	119 25.1	101 21.3	48 10.1	28 5.9	70 14.7
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定				
71.86		15	0.0000	[**]				

第6-(1)-3表 役場職員数別農林関係年数

(単位：市町村数，%)

		合 計	農林関係年数						
			4 年未満	8 年未満	12 年未満	16 年未満	20 年未満	20 年以上	
全 体		2156 100.0	555 25.7	489 22.7	386 17.9	240 11.1	128 5.9	358 16.6	
役場職員数	50 人未満	74 100.0	9 12.2	13 17.6	21 28.4	17 23.0	4 5.4	10 13.5	
		50～100 人未満	491 100.0	111 22.6	118 24.0	104 21.2	52 10.6	26 5.3	80 16.3
	100～150 人未満		499 100.0	128 25.7	119 23.8	93 18.6	59 11.8	31 6.2	69 13.8
		150～250 人未満	392 100.0	92 23.5	88 22.4	75 19.1	49 12.5	27 6.9	61 15.6
	250～500 人未満		262 100.0	78 29.8	56 21.4	39 14.9	22 8.4	18 6.9	49 18.7
		500 人以上	247 100.0	96 38.9	43 17.4	25 10.1	14 5.7	11 4.5	58 23.5
	カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定				
	87.49		25	0.0000	[**]				

第6-(1)-4表 農業地域類型別直前の仕事

(単位：市町村数，%)

		合 計	前 職				
			農業担当部課	建設関係	総務企画財政	衛生福祉	その他
全 体		2267 100.0	331 14.6	329 14.5	502 22.1	316 13.9	789 34.8
農 業 地 域 類 型	都市の地域	391 100.0	66 16.9	72 18.4	78 19.9	47 12.0	128 32.7
		平地農業地域	608 100.0	95 15.6	84 13.8	128 21.1	94 15.5
	中間農業地域		777 100.0	115 14.8	95 12.2	177 22.8	100 12.9
		山間農業地域	491 100.0	55 11.2	78 15.9	119 24.2	75 15.3
	カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定		
	21.35	12	0.0455	[*]			

第6-(2)-1 表 忙しさの程度別難しさの程度

(単位：市町村数，%)

		合 計	難しさの程度			
			難しい	平均的	問題は少ない	わからない
全 体		2264 100.0	1265 55.9	937 41.4	28 1.2	34 1.5
忙しさの程度	忙しい	1492	1036	433	11	12
		100.0	69.4	29.0	0.7	0.8
	平均的	709	206	482	15	6
		100.0	29.1	68.0	2.1	0.8
	忙しくない	22	4	16	2	—
		100.0	18.2	72.7	9.1	—
	わからない	33	13	4	—	16
		100.0	39.4	12.1	—	48.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
848.11 9 0.0000 [**]

第6-(2)-2 表 忙しさの程度別やりがい

(単位：市町村数，%)

		合 計	や り が い			
			やりがいがある	平均的である	あるとはいえない	わからない
全 体		2255 100.0	1270 56.3	789 35.0	150 6.7	46 2.0
忙しさの程度	忙しい	1478	947	395	101	35
		100.0	64.1	26.7	6.8	2.4
	平均的	715	303	368	40	4
		100.0	42.4	51.5	5.6	0.6
	忙しくない	22	5	12	4	1
		100.0	22.7	54.5	18.2	4.5
	わからない	33	12	12	4	5
		100.0	36.4	36.4	12.1	15.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
179.25 9 0.0000 [**]

第 6-(2)-3 表 難しさの程度別やりがい

(単位：市町村数，%)

		合 計	や り が い			
			やりがい がある	平均的である	あるとはい えない	わからない
全 体		2255 100.0	1270 56.3	789 35.0	150 6.7	46 2.0
難 し さ の 程 度	難しい	1241 100.0	792 63.8	310 25.0	102 8.2	37 3.0
		935 100.0	443 47.4	451 48.2	39 4.2	2 0.2
	平均的	28 100.0	17 60.7	6 21.4	4 14.3	1 3.6
		34 100.0	10 29.4	15 44.1	3 8.8	6 17.6
	問題は少ない					
	わからない					

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
193.51 9 0.0000 [* *]

第 6-(2)-4 表 農業地域類型別忙しさの程度

(単位：市町村数，%)

		合 計	忙しさの程度			
			忙しい	平均的	忙しくない	わからない
全 体		2275 100.0	1500 65.9	719 31.6	22 1.0	34 1.5
農 業 地 域 類 型	都市的地域	392 100.0	221 56.4	164 41.8	4 1.0	3 0.8
		612 100.0	411 67.2	190 31.0	5 0.8	6 1.0
	平地農業地域	776 100.0	545 70.2	210 27.1	7 0.9	14 1.8
		495 100.0	323 65.3	155 31.3	6 1.2	11 2.2
	中間農業地域					
	山間農業地域					

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
31.13 9 0.0003 [* *]

第 6-(2)-5 表 農業地域類型別難しさの程度

(単位：市町村数, %)

		合 計	難しさの程度			
			難しい	平均的	問題は少ない	わからない
全 体		2264 100.0	1265 55.9	937 41.4	28 1.2	34 1.5
農 業 地 域 類 型	都市的地域	391	170	208	4	9
		100.0	43.5	53.2	1.0	2.3
	平地農業地域	610	352	243	9	6
		100.0	57.7	39.8	1.5	1.0
	中間農業地域	770	464	287	10	9
		100.0	60.3	37.3	1.3	1.2
	山間農業地域	493	279	199	5	10
		100.0	56.6	40.4	1.0	2.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 35.50 9 0.0000 [**]

第 6-(2)-6 表 農業地域類型別やりがい

(単位：市町村数, %)

		合 計	や り が い			
			やりがい がある	平均的 である	あるとはい えない	わからない
全 体		2255 100.0	1270 56.3	789 35.0	150 6.7	46 2.0
農 業 地 域 類 型	都市的地域	386	194	168	20	4
		100.0	50.3	43.5	5.2	1.0
	平地農業地域	608	352	197	46	13
		100.0	57.9	32.4	7.6	2.1
	中間農業地域	768	445	254	51	18
		100.0	57.9	33.1	6.6	2.3
	山間農業地域	493	279	170	33	11
		100.0	56.6	34.5	6.7	2.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 17.58 9 0.0403 [*]

第6-(2)-7表 臨時職員有無別やりがい

(単位:市町村数, %)

		合 計	や り が い			
			やりがい がある	平均的 である	あるとはい えない	わからない
全 体		2255 100.0	1270 56.3	789 35.0	150 6.7	46 2.0
臨時職員有無	いない	658 100.0	331 50.3	268 40.7	49 7.4	10 1.5
	いる	1576 100.0	928 58.9	513 32.6	99 6.3	36 2.3

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
17.37 3 0.0006 [**]

第6-(2)-8表 財政力指数別やりがい

(単位:市町村数, %)

		合 計	や り が い			
			やりがい がある	平均的 である	あるとはい えない	わからない
全 体		2255 100.0	1270 56.3	789 35.0	150 6.7	46 2.0
財政力指数	0.2未満	479	291	148	30	10
		100.0	60.8	30.9	6.3	2.1
	0.2～0.4	702	400	230	53	19
		100.0	57.0	32.8	7.5	2.7
	0.4～0.6	391	198	151	32	10
		100.0	50.6	38.6	8.2	2.6
	0.6～0.8	239	131	96	11	1
		100.0	54.8	40.2	4.6	0.4
	0.8以上	185	103	75	5	2
		100.0	55.7	40.5	2.7	1.1

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
29.70 12 0.0031 [**]

第 6-(3)-1 表 農業地域類型別地方分権への希望

(単位：市町村数、%)

		合 計	地方分権への希望				
			補助要件 の緩和	会計検査 の緩和	会議回数 の減少	許認可権 限の委譲	その他
全 体		2143 100.0	1524 71.1	712 33.2	339 15.8	605 28.2	194 9.1
農 業 地 域 類 型	都市的地域	361	220	95	59	92	41
		100.0	60.9	26.3	16.3	25.5	11.4
	平地農業地域	578	408	204	69	180	40
		100.0	70.6	35.3	11.9	31.1	6.9
	中間農業地域	732	535	259	131	202	73
		100.0	73.1	35.4	17.9	27.6	10.0
	山間農業地域	472	361	154	80	131	40
		100.0	76.5	32.6	16.9	27.8	8.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
22.69 12 0.0305 [*]

第 7-(1)-1 表 農業地域類型別幹部会議開催の有無

(単位：市町村数、%)

		合 計	幹部会議の開催	
			開催され ていない	開催され ている
全 体		2278 100.0	1073 47.1	1205 52.9
農 業 地 域 類 型	都市的地域	391	206	185
		100.0	52.7	47.3
	平地農業地域	614	298	316
		100.0	48.5	51.5
	中間農業地域	777	363	414
		100.0	46.7	53.3
	山間農業地域	496	206	290
		100.0	41.5	58.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
11.62 3 0.0088 [* *]

第7-(1)-2 表 農業関係職員の率別幹部会議開催の有無
(単位:市町村数, %)

		合 計	幹部会議の開催	
			開催されて いない	開催され ている
全 体		2278 100.0	1073 47.1	1205 52.9
農 業 関 係 職 員 の 率	3%未満	438 100.0	238 54.3	200 45.7
	5%未満	473 100.0	230 48.6	243 51.4
	10%未満	834 100.0	373 44.7	461 55.3
	10%以上	245 100.0	100 40.8	145 59.2
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定
17.62		3	0.0005	[**]

第7-(1)-3 表 人口密度別幹部会議開催の有無
(単位:市町村数, %)

		合 計	幹部会議の開催	
			開催されて いない	開催され ている
全 体		2278 100.0	1073 47.1	1205 52.9
人 口 密 度 4 区 分	60.9人以下	535 100.0	212 39.6	323 60.4
	179.4人以下	591 100.0	276 46.7	315 53.3
	481.3人以下	597 100.0	297 49.7	300 50.3
	481.3人超	555 100.0	288 51.9	267 48.1
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定
18.83		3	0.0003	[**]

第7-(2)-1表 回答者の年齢別農業のリーダーシップ

(単位:市町村数, %)

		合 計	リーダーシップ				
			市町村	農協等	農業者等	問題ではない	その他
全 体		2233 100.0	311 13.9	794 35.6	1001 44.8	84 3.8	43 1.9
回 答 者 の 年 齢	45歳未満	274	42	80	131	21	—
		100.0	15.3	29.2	47.8	7.7	—
	45～48	316	51	101	149	10	5
		100.0	16.1	32.0	47.2	3.2	1.6
	48～51	382	48	120	194	11	9
		100.0	12.6	31.4	50.8	2.9	2.4
	51～54	455	62	167	204	9	13
		100.0	13.6	36.7	44.8	2.0	2.9
	54～57	443	49	183	187	15	9
		100.0	11.1	41.3	42.2	3.4	2.0
	57歳以上	330	53	128	126	17	6
		100.0	16.1	38.8	38.2	5.2	1.8

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
51.56 20 0.0001 [**]

第7-(2)-2表 地方農政局別農業のリーダーシップ

(単位:市町村数, %)

		合 計	リーダーシップ				
			市町村	農協等	農業者等	問題ではない	その他
全 体		2233 100.0	311 13.9	794 35.6	1001 44.8	84 3.8	43 1.9
地 方 農 政 局	北海道	148	19	70	54	3	2
		100.0	12.8	47.3	36.5	2.0	1.4
	東 北	296	32	114	136	9	5
		100.0	10.8	38.5	45.9	3.0	1.7
	関 東	476	75	160	217	12	12
		100.0	15.8	33.6	45.6	2.5	2.5
	北 陸	174	18	61	81	9	5
		100.0	10.3	35.1	46.6	5.2	2.9
	東 海	195	21	69	90	12	3
		100.0	10.8	35.4	46.2	6.2	1.5
	近 畿	197	25	75	88	7	2
		100.0	12.7	38.1	44.7	3.6	1.0
	中四国	359	55	130	144	23	7
		100.0	15.3	36.2	40.1	6.4	1.9
	九 州	388	66	115	191	9	7
		100.0	17.0	29.6	49.2	2.3	1.8

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
46.32 28 0.0162 [*]

第7-(2)-3 表 役場職員数別農業のリーダーシップ

(単位：市町村数，%)

		合 計	リーダーシップ				
			市町村	農協等	農業者等	問題ではない	その他
全 体		2233 100.0	311 13.9	794 35.6	1001 44.8	84 3.8	43 1.9
役場職員数	50 人未満	75 100.0	18 24.0	21 28.0	31 41.3	3 4.0	2 2.7
	50～100 人未満	509 100.0	78 15.3	167 32.8	225 44.2	29 5.7	10 2.0
	100～150 人未満	524 100.0	74 14.1	181 34.5	241 46.0	17 3.2	11 2.1
	150～250 人未満	395 100.0	59 14.9	151 38.2	165 41.8	13 3.3	7 1.8
	250～500 人未満	276 100.0	21 7.6	114 41.3	133 48.2	6 2.2	2 0.7
	500 人以上	255 100.0	25 9.8	95 37.3	119 46.7	9 3.5	7 2.7

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 40.22 20 0.0047 [**]

第7-(2)-4 表 市町村別農業のリーダーシップ

(単位：市町村数，%)

		合 計	リーダーシップ				
			市町村	農協等	農業者等	問題ではない	その他
全 体		2233 100.0	311 13.9	794 35.6	1001 44.8	84 3.8	43 1.9
市・町・村別	市	419 100.0	44 10.5	164 39.1	191 45.6	13 3.1	7 1.7
	町	1419 100.0	197 13.9	511 36.0	637 44.9	48 3.4	26 1.8
	村	395 100.0	70 17.7	119 30.1	173 43.8	23 5.8	10 2.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 19.08 8 0.0144 [*]

第7-(2)-5表 リーダーシップ別農業の活気

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業の活気		
			活気がある	平均的	活気がない
全 体		2253 100.0	337 15.0	1313 58.3	603 26.8
リー ダ ー シ ッ プ	市町村	309 100.0	64 20.7	166 53.7	79 25.6
	農協等	791 100.0	108 13.7	485 61.3	198 25.0
	農業者等	992 100.0	150 15.1	584 58.9	258 26.0
	問題ではない	84 100.0	6 7.1	31 36.9	47 56.0
	その他	42 100.0	7 16.7	27 64.3	8 19.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
50.26 8 0.0000 [* *]

第7-(3)-1表 農業の活気別市町村長と職員の関係

(単位:市町村数, %)

		合 計	市町村長と職員				
			市町村長 がリード	事務方 に相談	事務方 が立案	関心を示 さない	その他
全 体		2241 100.0	170 7.6	548 24.5	1436 64.1	70 3.1	17 0.8
農 業 の 活 気	活気がある	335 100.0	24 7.2	112 33.4	191 57.0	5 1.5	3 0.9
	平均的	1295 100.0	91 7.0	312 24.1	853 65.9	30 2.3	9 0.7
	活気がない	594 100.0	53 8.9	122 20.5	380 64.0	35 5.9	4 0.7

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
40.50 8 0.0000 [* *]

第7-(3)-2表 市町村長と職員の関係別農業生産指数

(単位:市町村数,%)

		合 計	農業生産指数			
			低い	やや低い	やや高い	高い
全 体		2298 100.0	196 8.5	1125 49.0	646 28.1	331 14.4
市町村長と職員	市町村長がリード	170	17	85	50	18
		100.0	10.0	50.0	29.4	10.6
	事務方に相談	548	38	231	180	99
		100.0	6.9	42.2	32.8	18.1
	事務方が立案	1436	126	730	383	197
		100.0	8.8	50.8	26.7	13.7
	関心を示さない	70	8	43	13	6
		100.0	11.4	61.4	18.6	8.6
	その他	17	3	7	4	3
		100.0	17.6	41.2	23.5	17.6

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 30.94 12 0.0020 [**]

第7-(3)-3表 農業地域類型別市町村長と職員の関係

(単位:市町村数,%)

		合 計	市町村長と職員				
			市町村長 がリード	事務方 に相談	事務方 が立案	関心を示 さない	その他
全 体		2241 100.0	170 7.6	548 24.5	1436 64.1	70 3.1	17 0.8
農業地域 類型	都市的地域	382	20	60	292	9	1
		100.0	5.2	15.7	76.4	2.4	0.3
	平地農業地域	607	38	177	366	21	5
		100.0	6.3	29.2	60.3	3.5	0.8
	中間農業地域	765	73	182	480	23	7
		100.0	9.5	23.8	62.7	3.0	0.9
	山間農業地域	487	39	129	298	17	4
		100.0	8.0	26.5	61.2	3.5	0.8

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 40.62 12 0.0001 [**]

第7-(3)-4 表 財政力指数別市町村長と職員の関係

(単位:市町村数,%)

		合 計	市町村長と職員				
			市町村長 がリード	事務方 に相談	事務方 が立案	関心を示 さない	その他
全 体		2241 100.0	170 7.6	548 24.5	1436 64.1	70 3.1	17 0.8
財政力指数	0.2未満	475 100.0	53 11.2	133 28.0	273 57.5	11 2.3	5 1.1
	0.2～0.4	700 100.0	42 6.0	200 28.6	430 61.4	21 3.0	7 1.0
	0.4～0.6	387 100.0	23 5.9	84 21.7	260 67.2	18 4.7	2 0.5
	0.6～0.8	234 100.0	18 7.7	44 18.8	166 70.9	5 2.1	1 0.4
	0.8以上	187 100.0	14 7.5	27 14.4	137 73.3	8 4.3	1 0.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
52.65 16 0.0000 [**]

第7-(3)-5 表 人口区分別市町村長と職員の関係

(単位:市町村数,%)

		合 計	市町村長と職員				
			市町村長 がリード	事務方 に相談	事務方 が立案	関心を示 さない	その他
全 体		2241 100.0	170 7.6	548 24.5	1436 64.1	70 3.1	17 0.8
人口4区分	5827人以下	549 100.0	54 9.8	149 27.1	320 58.3	18 3.3	8 1.5
	10451人以下	563 100.0	50 8.9	155 27.5	342 60.7	14 2.5	2 0.4
	24061人以下	589 100.0	39 6.6	146 24.8	378 64.2	20 3.4	6 1.0
	24061人超	540 100.0	27 5.0	98 18.1	396 73.3	18 3.3	1 0.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
42.66 12 0.0000 [**]

第7-(3)-6表 役場職員数別市町村長と職員の関係

(単位:市町村数, %)

		合 計	市町村長と職員				
			市町村長 がリード	事務方 に相談	事務方 が立案	関心を示 さない	その他
全 体		2241 100.0	170 7.6	548 24.5	1436 64.1	70 3.1	17 0.8
役場職員数	50人未満	77 100.0	9 11.7	21 27.3	43 55.8	4 5.2	— —
	50～100人未満	513 100.0	41 8.0	137 26.7	315 61.4	12 2.3	8 1.6
	100～150人未満	519 100.0	42 8.1	123 23.7	333 64.2	17 3.3	4 0.8
	150～250人未満	395 100.0	29 7.3	110 27.8	239 60.5	15 3.8	2 0.5
	250～500人未満	277 100.0	16 5.8	61 22.0	189 68.2	10 3.6	1 0.4
	500人以上	256 100.0	13 5.1	38 14.8	197 77.0	7 2.7	1 0.4
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
41.20		20	0.0035	[**]			

第7-(3)-7表 農業関係職員の率別市町村長と職員の関係

(単位:市町村数, %)

		合 計	市町村長と職員				
			市町村長 がリード	事務方 に相談	事務方 が立案	関心を示 さない	その他
全 体		2241 100.0	170 7.6	548 24.5	1436 64.1	70 3.1	17 0.8
農業関係職員の率	3%未満	428 100.0	28 6.5	76 17.8	303 70.8	18 4.2	3 0.7
	5%未満	460 100.0	32 7.0	96 20.9	317 68.9	14 3.0	1 0.2
	10%未満	820 100.0	58 7.1	222 27.1	510 62.2	21 2.6	9 1.1
	10%以上	242 100.0	21 8.7	74 30.6	138 57.0	9 3.7	— —
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
36.85		12	0.0002	[**]			

第 7-(3)-8 表 幹部会議開催頻度別市町村長と職員の関係

(単位:市町村数, %)

		合 計	市町村長と職員				
			市町村長 がリード	事務方 に相談	事務方 が立案	関心を示 さない	その他
全 体		2241 100.0	170 7.6	548 24.5	1436 64.1	70 3.1	17 0.8
開催頻度	1カ月に数度	353	35	97	206	10	5
		100.0	9.9	27.5	58.4	2.8	1.4
	1カ月に1度	533	37	148	329	15	4
		100.0	6.9	27.8	61.7	2.8	0.8
	数カ月に1度	284	22	62	194	5	1
		100.0	7.7	21.8	68.3	1.8	0.4
カイ自乗値 自由度		確 率	有意差判定				
20.82 8		0.0076	[**]				

第 8-(1)-1 表 市町村別農業委員会の場所

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業委員会の場所			
			2 枚看板	同じ階	別な階	別な建物
全 体		2286 100.0	1251 54.7	669 29.3	246 10.8	120 5.2
市・町・村別	市	433	89	230	70	44
		100.0	20.6	53.1	16.2	10.2
	町	1450	858	375	147	70
		100.0	59.2	25.9	10.1	4.8
	村	403	304	64	29	6
		100.0	75.4	15.9	7.2	1.5
カイ自乗値 292.09		自由度 6	確 率 0.0000	有意差判定 [**]		

第8-1)-2表 農業地域類型別農業委員会の場所

(単位：市町村数、%)

		合 計	農業委員会の場所			
			2枚看板	同じ階	別な階	別な建物
全 体		2286 100.0	1251 54.7	669 29.3	246 10.8	120 5.2
農業地域類型	都市的地域	394	158	158	48	30
		100.0	40.1	40.1	12.2	7.6
	平地農業地域	616	269	227	76	44
		100.0	43.7	36.9	12.3	7.1
	中間農業地域	780	447	213	86	34
		100.0	57.3	27.3	11.0	4.4
	山間農業地域	496	377	71	36	12
		100.0	76.0	14.3	7.3	2.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 163.01 9 0.0000 [**]

第8-1)-3表 財政力指数別農業委員会の場所

(単位：市町村数、%)

		合 計	農業委員会の場所			
			2枚看板	同じ階	別な階	別な建物
全 体		2286 100.0	1251 54.7	669 29.3	246 10.8	120 5.2
財政力指数	0.2未満	483	290	117	59	17
		100.0	60.0	24.2	12.2	3.5
	0.2～0.4	709	391	203	71	44
		100.0	55.1	28.6	10.0	6.2
	0.4～0.6	395	221	121	32	21
		100.0	55.9	30.6	8.1	5.3
	0.6～0.8	242	121	86	21	14
		100.0	50.0	35.5	8.7	5.8
	0.8以上	188	75	75	24	14
		100.0	39.9	39.9	12.8	7.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 41.47 12 0.0000 [**]

第8-(1)-4 表 面積区分別農業委員会の場所

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業委員会の場所			
			2 枚看板	同じ階	別な階	別な建物
全 体		2286 100.0	1251 54.7	669 29.3	246 10.8	120 5.2
面 積 4 区 分	35.5 平方キロ未満	567	424	103	31	9
		100.0	74.8	18.2	5.5	1.6
	72.5 平方キロ未満	592	327	175	61	29
		100.0	55.2	29.6	10.3	4.9
	142.5 平方キロ未満	575	319	167	58	31
		100.0	55.5	29.0	10.1	5.4
	142.5 平方キロ以上	552	181	224	96	51
		100.0	32.8	40.6	17.4	9.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 207.39 9 0.0000 [* *]

第8-(1)-5 表 人口区分別農業委員会の場所

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業委員会の場所			
			2 枚看板	同じ階	別な階	別な建物
全 体		2286 100.0	1251 54.7	669 29.3	246 10.8	120 5.2
人 口 4 区 分	5827 人以下	557	424	76	50	7
		100.0	76.1	13.6	9.0	1.3
	10451 人以下	571	343	140	59	29
		100.0	60.1	24.5	10.3	5.1
	24061 人以下	604	331	178	59	36
		100.0	54.8	29.5	9.8	6.0
	24061 人超	554	153	275	78	48
		100.0	27.6	49.6	14.1	8.7

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 291.20 9 0.0000 [* *]

第 8-(1)-6 表 課制部制別農業委員会の場所

(単位：市町村数，%)

		合 計	農業委員会の場所			
			2 枚看板	同じ階	別な階	別な建物
全 体		2286 100.0	1251 54.7	669 29.3	246 10.8	120 5.2
課 制 部 制	課 制	1840	1112	476	176	76
		100.0	60.4	25.9	9.6	4.1
	部 制	446	139	193	70	44
		100.0	31.2	43.3	15.7	9.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 128.38 3 0.0000 [**]

第 8-(1)-7 表 農業主務課計職員数別農業委員会の場所

(単位：市町村数，%)

		合 計	農業委員会の場所			
			2 枚看板	同じ階	別な階	別な建物
全 体		2286 100.0	1251 54.7	669 29.3	246 10.8	120 5.2
農 業 主 務 部 課 計 職 員 数	5 人以下	263 100.0	212 80.6	32 12.2	17 6.5	2 0.8
	6～8 人	488 100.0	345 70.7	91 18.6	42 8.6	10 2.0
	9～12 人	456 100.0	245 53.7	138 30.3	47 10.3	26 5.7
	13～20 人	315 100.0	151 47.9	108 34.3	36 11.4	20 6.3
	21～40 人	161 100.0	34 21.1	82 50.9	27 16.8	18 11.2
	40 人以上	92 100.0	18 19.6	47 51.1	13 14.1	14 15.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 337.69 15 0.0000 [**]

第 8-(2)-1 表 農業地域類型別農業委員会正職員数

(単位：市町村数、%)

		合 計	正職員数				
			1 人	2 人	3 人	4・5 人	6 人以上
全 体		1525 100.0	402 26.4	384 25.2	314 20.6	266 17.4	159 10.4
農 業 地 域 類 型	都市の地域	301	25	37	50	91	98
		100.0	8.3	12.3	16.6	30.2	32.6
	平地農業地域	483	94	129	125	103	32
		100.0	19.5	26.7	25.9	21.3	6.6
	中間農業地域	520	157	160	115	63	25
		100.0	30.2	30.8	22.1	12.1	4.8
	山間農業地域	221	126	58	24	9	4
		100.0	57.0	26.2	10.9	4.1	1.8

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 417.19 12 0.0000 [**]

第 8-(2)-2 表 財政力指数別正職員数

(単位：市町村数、%)

		合 計	正職員数				
			1 人	2 人	3 人	4・5 人	6 人以上
全 体		1525 100.0	402 26.4	384 25.2	314 20.6	266 17.4	159 10.4
財 政 力 指 数	0.2 未満	282	126	91	53	10	2
		100.0	44.7	32.3	18.8	3.5	0.7
	0.2～0.4	484	127	128	107	96	26
		100.0	26.2	26.4	22.1	19.8	5.4
	0.4～0.6	274	66	53	65	53	37
		100.0	24.1	19.3	23.7	19.3	13.5
	0.6～0.8	173	22	38	32	45	36
		100.0	12.7	22.0	18.5	26.0	20.8
	0.8 以上	143	13	18	22	44	46
		100.0	9.1	12.6	15.4	30.8	32.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 291.75 16 0.0000 [**]

第 8-(2)-3 表 財政力指数別農地主事の有無

(単位：市町村数、%)

		合 計	農地主事の有無		
			いない	専任でいる	兼任でいる
全 体		2256 100.0	826 36.6	799 35.4	631 28.0
財政力指数	0.2 未満	477 100.0	190 39.8	132 27.7	155 32.5
	0.2～0.4	704 100.0	252 35.8	251 35.7	201 28.6
	0.4～0.6	386 100.0	129 33.4	154 39.9	103 26.7
	0.6～0.8	239 100.0	85 35.6	96 40.2	58 24.3
	0.8 以上	187 100.0	57 30.5	81 43.3	49 26.2
カイ自乗値 27.24		自由度 8	確 率 0.0006	有意差判定 [**]	

第 8-(2)-4 表 市町村別農地主事の有無

(単位：市町村数、%)

		合 計	農地主事の有無		
			いない	専任でいる	兼任でいる
全 体		2256 100.0	826 36.6	799 35.4	631 28.0
市・町・村別	市	426 100.0	124 29.1	228 53.5	74 17.4
	町	1431 100.0	546 38.2	485 33.9	400 28.0
	村	399 100.0	156 39.1	86 21.6	157 39.3
カイ自乗値 105.75		自由度 4	確 率 0.0000	有意差判定 [**]	

第 8-(2)-5 表 農業地域類型別農地主事の有無

(単位：市町村数，%)

		合 計	農地主事の有無		
			いない	専任でいる	兼任でいる
全 体		2256 100.0	826 36.6	799 35.4	631 28.0
農 業 地 域 類 型	都市的地域	389	125	173	91
		100.0	32.1	44.5	23.4
	平地農業地域	607	224	253	130
		100.0	36.9	41.7	21.4
	中間農業地域	769	281	269	219
		100.0	36.5	35.0	28.5
	山間農業地域	491	196	104	191
		100.0	39.9	21.2	38.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
80.76 6 0.0000 [* *]

第 8-(2)-6 表 農業地域類型別専任主事の人数

(単位：市町村数，%)

		合 計	専任主事の人数			
			1 人	2 人	3 人	4 人以上
全 体		768 100.0	565 73.6	123 16.0	55 7.2	25 3.3
農 業 地 域 類 型	都市的地域	170	96	31	27	16
		100.0	56.5	18.2	15.9	9.4
	平地農業地域	241	185	33	16	7
		100.0	76.8	13.7	6.6	2.9
	中間農業地域	259	192	53	12	2
		100.0	74.1	20.5	4.6	0.8
	山間農業地域	98	92	6	—	—
		100.0	93.9	6.1	—	—

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
78.57 9 0.0000 [* *]

第8-(2)-7表 農業地域類型別兼任主事の人数

(単位：市町村数、%)

		合 計	兼任主事の人数			
			1人	2人	3人	4人以上
全 体		613 100.0	505 82.4	79 12.9	21 3.4	8 1.3
農 業 地 域 類 型	都市的地域	88	62	16	7	3
		100.0	70.5	18.2	8.0	3.4
	平地農業地域	126	101	19	4	2
		100.0	80.2	15.1	3.2	1.6
	中間農業地域	213	176	25	9	3
		100.0	82.6	11.7	4.2	1.4
	山間農業地域	186	166	19	1	—
		100.0	89.2	10.2	0.5	—

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
22.02 9 0.0088 [**]

第8-(2)-8表 農業地域類型別専任事務局長の有無

(単位：市町村数、%)

		合 計	専任事務局長の有無	
			専任	兼任
全 体		2250 100.0	1019 45.3	1231 54.7
農 業 地 域 類 型	都市的地域	392	211	181
		100.0	53.8	46.2
	平地農業地域	607	336	271
		100.0	55.4	44.6
	中間農業地域	766	341	425
		100.0	44.5	55.5
	山間農業地域	485	131	354
		100.0	27.0	73.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
101.93 3 0.0000 [**]

第8-(3)-1 表 農業地域類型別農業委員定数

(単位:市町村数, %)

		合 計	農業委員定数				
			10～14 人	15～19 人	20～24 人	25～29 人	30 人以上
全 体		2149 100.0	473 22.0	847 39.4	552 25.7	174 8.1	103 4.8
農 業 地 域 類 型	都市の地域	376 100.0	30 8.0	79 21.0	105 27.9	80 21.3	82 21.8
		平地農業地域	568 100.0	78 13.7	252 44.4	193 34.0	40 7.0
	中間農業地域		724 100.0	157 21.7	323 44.6	183 25.3	47 6.5
		山間農業地域	481 100.0	208 43.2	193 40.1	71 14.8	7 1.5
	カイ自乗値 自由度		確 率	有意差判定			
	615.89 12		0.0000	[* *]			

第8-(3)-2 表 農業地域類型別定数の評価

(単位:市町村数, %)

		合 計	定数の評価			
			多すぎる	少なすぎる	適正である	
全 体		2265 100.0	361 15.9	45 2.0	1859 82.1	
農 業 地 域 類 型	都市的地域	389 100.0	69 17.7	6 1.5	314 80.7	
		平地農業地域	608 100.0	69 11.3	15 2.5	524 86.2
	中間農業地域		775 100.0	123 15.9	18 2.3	634 81.8
		山間農業地域	493 100.0	100 20.3	6 1.2	387 78.5
	カイ自乗値 自由度		確 率	有意差判定		
	19.79 6		0.0030	[**]		

第 8-(3)-3 表 農業地域類型別市町村長部局との関係

(単位：市町村数、%)

		合 計	市町村長部局との関係			
			協力連携 が悪い	任意事務 は行う	連携はと れている	協力連携 が良い
全 体		2254 100.0	118 5.2	206 9.1	799 35.4	1131 50.2
農 業 地 域 類 型	都市的地域	386	30	27	142	187
		100.0	7.8	7.0	36.8	48.4
	平地農業地域	609	31	54	201	323
		100.0	5.1	8.9	33.0	53.0
	中間農業地域	766	35	90	266	375
		100.0	4.6	11.7	34.7	49.0
	山間農業地域	493	22	35	190	246
		100.0	4.5	7.1	38.5	49.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
20.05 9 0.0176 [*]

第 8-(3)-4 表 市町村別市町村長部局との関係

(単位：市町村数、%)

		合 計	市町村長部局との関係			
			協力連携 が悪い	任意事務 は行う	連携はと れている	協力連携 が良い
全 体		2254 100.0	118 5.2	206 9.1	799 35.4	1131 50.2
市・ 町・ 村 別	市	425	36	38	153	198
		100.0	8.5	8.9	36.0	46.6
	町	1429	70	135	508	716
		100.0	4.9	9.4	35.5	50.1
	村	400	12	33	138	217
		100.0	3.0	8.3	34.5	54.3

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
15.69 6 0.0155 [*]

第 8-(3)-5 表 専任事務局長の有無別市町村長部局との関係

(単位：市町村数，%)

		合 計	市町村長部局との関係			
			協力連携 が悪い	任意事務 は行う	連携はと れている	協力連携 が良い
全 体		2254 100.0	118 5.2	206 9.1	799 35.4	1131 50.2
専任事務局長有無	専 任	1003 100.0	77 7.7	131 13.1	292 29.1	503 50.1
	兼 任	1209 100.0	41 3.4	70 5.8	493 40.8	605 50.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
73.15 3 0.0000 [* *]

第 8-(3)-6 表 市町村長部局との関係別農業委員会のあり方

(単位：市町村数，%)

		合 計	農業委員会のあり方				
			体制強化	問題はない	協力関係 強化	審議会化	農業委員会 不要
全 体		2250 100.0	651 28.9	872 38.8	441 19.6	169 7.5	117 5.2
市町村長部局との関係	協力連携が悪い	116 100.0	35 30.2	5 4.3	27 23.3	24 20.7	25 21.6
	任意事務は行う	206 100.0	76 36.9	17 8.3	86 41.7	22 10.7	5 2.4
	連携はとれている	793 100.0	235 29.6	275 34.7	169 21.3	72 9.1	42 5.3
	協力連携が良い	1117 100.0	299 26.8	570 51.0	157 14.1	49 4.4	42 3.8

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
326.63 12 0.0000 [* *]

第 8-(3)-7 表 定数の評価別農業委員会のあり方

(単位：市町村数、%)

		合 計	農業委員会のあり方				
			体制強化	問題はない	協力関係強化	審議会化	農業委員会不要
全 体		2250 100.0	651 28.9	872 38.8	441 19.6	169 7.5	117 5.2
定数の評価	多すぎる	357 100.0	86 24.1	97 27.2	68 19.0	50 14.0	56 15.7
	少なすぎる	45 100.0	24 53.3	12 26.7	4 8.9	2 4.4	3 6.7
	適正である	1831 100.0	536 29.3	761 41.6	363 19.8	113 6.2	58 3.2
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
148.64		8	0.0000	[**]			

第 9-(1)-1 表 農業地域類型別 3 セク等の形態

(単位：市町村数、%)

		合 計	3 セク等の形態				
			25%以上 3 セク	25%未満 法人	市町村直営	行っていない	中止の経緯
全 体		1932 100.0	713 36.9	173 9.0	275 14.2	950 49.2	42 2.2
農業地域類型	都市的地域	321 100.0	101 31.5	34 10.6	18 5.6	195 60.7	4 1.2
	平地農業地域	500 100.0	146 29.2	44 8.8	47 9.4	291 58.2	9 1.8
	中間農業地域	659 100.0	237 36.0	58 8.8	110 16.7	316 48.0	15 2.3
	山間農業地域	452 100.0	229 50.7	37 8.2	100 22.1	148 32.7	14 3.1
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
124.48		12	0.0000	[**]			

第9-(1)-2 表 振興山村指定別3セク等の形態

(単位:市町村数,%)

			合 計	3セク等の形態				
				25%以上 3セク	25%未満 法人	市町村直営	行ってい ない	中止の経緯
全 体			1932 100.0	713 36.9	173 9.0	275 14.2	950 49.2	42 2.2
振興山村	全域指定	326 100.0	176 54.0	26 8.0	84 25.8	94 28.8	9 2.8	
		一部地域指定	429 100.0	180 42.0	41 9.6	71 16.6	184 42.9	9 2.1
	指定なし		1177 100.0	357 30.3	106 9.0	120 10.2	672 57.1	24 2.0
		カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定		
	127.88		8	0.0000	[* *]			

第9-(1)-3 表 面積区分別3セク等の形態

(単位:市町村数,%)

		合 計	3 セク等の形態					
			25%以上 3 セク	25%未満 法人	市町村直営	行ってい ない	中止の経緯	
全 体		1932 100.0	713 36.9	173 9.0	275 14.2	950 49.2	42 2.2	
面積 区分	35.5 平方キロ未満	460 100.0	90 19.6	36 7.8	34 7.4	314 68.3	4 0.9	
		72.5 平方キロ未満	480 100.0	152 31.7	31 6.5	62 12.9	259 54.0	10 2.1
	142.5 平方キロ未満	490 100.0	205 41.8	44 9.0	93 19.0	212 43.3	11 2.2	
		142.5 平方キロ以上	502 100.0	266 53.0	62 12.4	86 17.1	165 32.9	17 3.4
	カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
	185.96		12	0.0000	[* *]			

第9-(1)-4表 人口区分別3セク等の形態

(単位:市町村数, %)

		合 計	3セク等の形態				
			25%以上 3セク	25%未満 法人	市町村直営	行っていない	中止の経緯
全 体		1932 100.0	713 36.9	173 9.0	275 14.2	950 49.2	42 2.2
人口 4 区分	5827人以下	491 100.0	216 44.0	28 5.7	114 23.2	189 38.5	10 2.0
	10451人以下	487 100.0	186 38.2	33 6.8	61 12.5	237 48.7	13 2.7
	24061人以下	493 100.0	142 28.8	51 10.3	65 13.2	278 56.4	13 2.6
	24061人超	461 100.0	169 36.7	61 13.2	35 7.6	246 53.4	6 1.3
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
97.56		12	0.0000	[**]			

第9-(1)-5表 財政力指数別3セク等の形態

(単位:市町村数, %)

		合 計	3セク等の形態				
			25%以上 3セク	25%未満 法人	市町村直営	行っていない	中止の経緯
全 体		1729 100.0	642 37.1	160 9.3	257 14.9	838 48.5	39 2.3
財政力 指数	0.2未満	428 100.0	205 47.9	29 6.8	99 23.1	148 34.6	14 3.3
	0.2~0.4	614 100.0	225 36.6	48 7.8	96 15.6	296 48.2	18 2.9
	0.4~0.6	320 100.0	96 30.0	37 11.6	35 10.9	186 58.1	4 1.3
	0.6~0.8	210 100.0	53 25.2	26 12.4	17 8.1	128 61.0	2 1.0
	0.8以上	157 100.0	63 40.1	20 12.7	10 6.4	80 51.0	1 0.6
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
110.53		16	0.0000	[**]			

第9-(1)-6 表 役場職員数別3セク等の形態

(単位:市町村数,%)

		合 計	3セク等の形態				
			25%以上 3セク	25%未満 法人	市町村直営	行っていない	中止の経緯
全 体		1766 100.0	643 36.4	163 9.2	246 13.9	873 49.4	41 2.3
役場職員数	50人未満	67 100.0	28 41.8	6 9.0	20 29.9	24 35.8	--- ---
	50～100人未満	451 100.0	175 38.8	22 4.9	72 16.0	211 46.8	11 2.4
	100～150人未満	452 100.0	153 33.8	31 6.9	76 16.8	225 49.8	11 2.4
	150～250人未満	335 100.0	110 32.8	40 11.9	41 12.2	176 52.5	10 3.0
	250～500人未満	233 100.0	78 33.5	30 12.9	20 8.6	127 54.5	5 2.1
	500人以上	228 100.0	99 43.4	34 14.9	17 7.5	110 48.2	4 1.8
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
67.01		20	0.0000	[**]			

第9-(1)-7 表 地方農政局別3セク等の形態

(単位:市町村数,%)

		合 計	3セク等の形態				
			25%以上3セク	25%未満法人	市町村直営	行っていない	中止の経緯
全 体		1932 100.0	713 36.9	173 9.0	275 14.2	950 49.2	42 2.2
地方農政局	北海道	136 100.0	76 55.9	11 8.1	26 19.1	37 27.2	12 8.8
	東 北	272 100.0	124 45.6	26 9.6	48 17.6	110 40.4	5 1.8
	関 東	404 100.0	123 30.4	34 8.4	61 15.1	226 55.9	4 1.0
	北 陸	149 100.0	63 42.3	21 14.1	18 12.1	67 45.0	5 3.4
	東 海	172 100.0	48 27.9	19 11.0	19 11.0	97 56.4	2 1.2
	近 畿	170 100.0	49 28.8	15 8.8	26 15.3	96 56.5	3 1.8
	中四国	314 100.0	136 43.3	21 6.7	46 14.6	140 44.6	3 1.0
	九 州	315 100.0	94 29.8	26 8.3	31 9.8	177 56.2	8 2.5
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定			
116.52		28	0.0000	[**]			

第9-(2)-1 表 農業地域類型別3セクの事業

(単位:市町村数, %)

		合 計	25%以上3セク		
			農林水産関係	観光レジャー 関係	地域開発関係
全 体		707 100.0	274 38.8	388 54.9	200 28.3
農 業 地 域 類 型	都市的地域	101	44	39	43
		100.0	43.6	38.6	42.6
	平地農業地域	145	48	80	45
		100.0	33.1	55.2	31.0
	中間農業地域	237	87	128	60
		100.0	36.7	54.0	25.3
	山間農業地域	224	95	141	52
		100.0	42.4	62.9	23.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
18.73 6 0.0047 [**]

第9-(2)-2 表 振興山村地域別3セクの事業

(単位:市町村数, %)

		合 計	25%以上3セク		
			農林水産関係	観光レジャー 関係	地域開発関係
全 体		707 100.0	274 38.8	388 54.9	200 28.3
振 興 山 村	全域指定	173	71	117	34
		100.0	41.0	67.6	19.7
	一部地域指定	179	66	100	47
		100.0	36.9	55.9	26.3
	指定なし	355	137	171	119
		100.0	38.6	48.2	33.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
15.57 4 0.0037 [**]

第9-(2)-3表 農業地域類型別直営事業の会計区分

(単位：市町村数，％)

		合 計	直営事業会計	
			一般会計	特別会計
全 体		245 100.0	130 53.1	123 50.2
農 業 地 域 類 型	都市的地域	14	9	5
		100.0	64.3	35.7
	平地農業地域	42	26	19
		100.0	61.9	45.2
	中間農業地域	100	60	42
		100.0	60.0	42.0
	山間農業地域	89	35	57
		100.0	39.3	64.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
10.48 3 0.0149 [*]

第9-(2)-4表 直営事業の事業別会計区分

(単位：市町村数，％)

		合 計	直営事業会計	
			一般会計	特別会計
全 体		245 100.0	128 52.2	121 49.4
市 町 村 直 営 事 業	農林水産関係	54	42	16
		100.0	77.8	29.6
	観光レジャー関係	186	92	102
		100.0	49.5	54.8
	地域開発関係	24	15	10
		100.0	62.5	41.7

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
10.47 2 0.0053 [* *]

第9-(3)-1 表 農業地域類型別専任役員の有無

(単位：市町村数、%)

		合 計	専任役員の有無	
			いる	いない
全 体		771 100.0	325 42.2	446 57.8
農 業 地 域 類 型	都市的地域	117	72	45
		100.0	61.5	38.5
	平地農業地域	164	53	111
		100.0	32.3	67.7
	中間農業地域	257	99	158
		100.0	38.5	61.5
	山間農業地域	233	101	132
		100.0	43.3	56.7

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 26.06 3 0.0000 [**]

第9-(3)-2 表 財政力指数別専任役員の有無

(単位：市町村数、%)

		合 計	専任役員の有無	
			いる	いない
全 体		771 100.0	325 42.2	446 57.8
財 政 力 指 数	0.2 未満	203	79	124
		100.0	38.9	61.1
	0.2～0.4	235	93	142
		100.0	39.6	60.4
	0.4～0.6	110	41	69
		100.0	37.3	62.7
	0.6～0.8	64	37	27
		100.0	57.8	42.2
	0.8 以上	78	45	33
		100.0	57.7	42.3

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 18.53 4 0.0010 [**]

第9-(3)-3表 専任役員の有無別3セク等専任職員数

(単位:市町村数, %)

		合 計	3セク等専任職員数					
			なし	1～5人	6～15人	16～30人	30人以上	不明
全 体		2298 100.0	21 0.9	254 11.1	200 8.7	97 4.2	62 2.7	1664 72.4
専任役員有無	いる	325	7	94	88	47	53	36
		100.0	2.2	28.9	27.1	14.5	16.3	11.1
	いない	446	14	154	110	49	8	111
		100.0	3.1	34.5	24.7	11.0	1.8	24.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 50.20 4 0.0000 [**]

第9-(3)-4表 農業地域類型別3セク等専任職員数

(単位:市町村数, %)

		合 計	3セク等専任職員数				
			なし	1～5人	6～15人	16～30人	30人以上
全 体		634 100.0	21 3.3	254 40.1	200 31.5	97 15.3	62 9.8
農 業 地 域 類 型	都市的地域	101	7	37	28	13	16
		100.0	6.9	36.6	27.7	12.9	15.8
	平地農業地域	119	3	52	46	13	5
		100.0	2.5	43.7	38.7	10.9	4.2
	中間農業地域	208	6	93	62	29	18
		100.0	2.9	44.7	29.8	13.9	8.7
	山間農業地域	206	5	72	64	42	23
		100.0	2.4	35.0	31.1	20.4	11.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 24.43 12 0.0178 [*]

第 9-(3)-5 表 農業地域類型別役場出向者数

(単位：市町村数，%)

		合 計	役場出向者		
			1 人	2 人	3 人以上
全 体		247 100.0	120 48.6	75 30.4	52 21.1
農 業 地 域 類 型	都市的地域	51	10	18	23
		100.0	19.6	35.3	45.1
	平地農業地域	46	22	16	8
		100.0	47.8	34.8	17.4
	中間農業地域	79	43	22	14
		100.0	54.4	27.8	17.7
	山間農業地域	71	45	19	7
		100.0	63.4	26.8	9.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 32.69 6 0.0000 [* *]

第 10-(1)-1 表 部課長のやりがい別出先機関の評価

(単位：市町村数，%)

		合 計	出先機関の評価		
			頼りになる	場合によりけり	頼りにならない
全 体		2192 100.0	823 37.5	1284 58.6	85 3.9
や り が い	やりがいがある	1220	486	691	43
		100.0	39.8	56.6	3.5
	平均的である	753	271	452	30
		100.0	36.0	60.0	4.0
	あるとはいえない	141	39	92	10
		100.0	27.7	65.2	7.1
	わからない	44	13	30	1
		100.0	29.5	68.2	2.3

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 14.10 6 0.0286 [*]

第 10-(2)-1 表 権限委譲の評価別出先機関の評価

(単位：市町村数、%)

		合 計	出先機関の評価		
			頼りになる	場合によりけり	頼りにならない
全 体		2192 100.0	823 37.5	1284 58.6	85 3.9
権 限 委 譲	十分委譲	286	213	71	2
		100.0	74.5	24.8	0.7
	委譲不十分	1216	331	830	55
		100.0	27.2	68.3	4.5
	わからない	658	265	366	27
		100.0	40.3	55.6	4.1

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
228.15 4 0.0000 [**]

第 10-(2)-2 表 農業生産指数別権限委譲の評価

(単位：市町村数、%)

		合 計	権限委譲		
			十分委譲	委譲不十分	わからない
全 体		2213 100.0	301 13.6	1236 55.9	676 30.5
農 業 生 産 指 数	低い	191	37	84	70
		100.0	19.4	44.0	36.6
	やや低い	1081	151	597	333
		100.0	14.0	55.2	30.8
	やや高い	621	77	367	177
		100.0	12.4	59.1	28.5
	高い	320	36	188	96
		100.0	11.3	58.8	30.0

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
16.53 6 0.0112 [*]

第 10-(2)-3 表 農業関係職員数別権限委譲の評価

(単位：市町村数、%)

		合 計	権限委譲		
			十分委譲	委譲不十分	わからない
全 体		2213 100.0	301 13.6	1236 55.9	676 30.5
農業関係職員の率	3%未満	416	69	206	141
		100.0	16.6	49.5	33.9
	5%未満	462	70	259	133
		100.0	15.2	56.1	28.8
	10%未満	817	93	469	255
		100.0	11.4	57.4	31.2
	10%以上	236	33	140	63
		100.0	14.0	59.3	26.7

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 15.51 6 0.0167 [*]

第 11-(1)-1 表 農業地域類型別最末端の地区数

(単位：市町村数、%)

		合 計	最末端の地区数				
			1 地区	2～10 地区	11～30 地区	31～50 地区	51 地区以上
全 体		2226 100.0	247 11.1	264 11.9	665 29.9	398 17.9	652 29.3
農業地域類型	都市的地域	378	55	49	89	39	146
		100.0	14.6	13.0	23.5	10.3	38.6
	平地農業地域	600	48	43	193	135	181
		100.0	8.0	7.2	32.2	22.5	30.2
	中間農業地域	759	89	97	210	134	229
		100.0	11.7	12.8	27.7	17.7	30.2
	山間農業地域	489	55	75	173	90	96
		100.0	11.2	15.3	35.4	18.4	19.6

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 85.43 12 0.0000 [* *]

第 11-(1)-2 表 人口密度別最小地区戸数

(単位：市町村数、%)

		合 計	最小地区戸数				
			3 戸以下	4～6 戸	7～14 戸	15～29 戸	30 戸以上
全 体		1891 100.0	441 23.3	418 22.1	532 28.1	262 13.9	238 12.6
人口 密度 4 区 分	60.9 人以下	448 100.0	136 30.4	122 27.2	111 24.8	41 9.2	38 8.5
		179.4 人以下	495 100.0	110 22.2	98 19.8	142 28.7	81 16.4
	481.3 人以下		511 100.0	106 20.7	98 19.2	146 28.6	88 17.2
		481.3 人超	437 100.0	89 20.4	100 22.9	133 30.4	52 11.9
	カイ自乗値 自由度		確 率	有意差判定			
	47.35 12		0.0000	[**]			

第 11-(1)-3 表 農業地域類型別最小地区戸数

(単位：市町村数、%)

(単位: 市町村数、%)

		合 計	最小地区戸数				
			3 戸以下	4～6 戸	7～14 戸	15～29 戸	30 戸以上
全 体		1891 100.0	441 23.3	418 22.1	532 28.1	262 13.9	238 12.6
農 業 地 域 類 型	都市的地域	304 100.0	82 27.0	79 26.0	72 23.7	21 6.9	50 16.4
		平地農業地域	535 100.0	86 16.1	103 19.3	176 32.9	108 20.2
	中間農業地域		632 100.0	155 24.5	133 21.0	167 26.4	86 13.6
		山間農業地域	420 100.0	118 28.1	103 24.5	117 27.9	47 11.2
	カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定		
	70.84		12	0.0000	[**]		

第 11-(2)-1 表 農業地域類型別集落座談会の開催

(単位：市町村数, %)

		合 計	集落座談会の開催		
			ほぼ毎年	問題があれば	開かれていない
全 体		2213 100.0	674 30.5	898 40.6	641 29.0
農 業 地 域 類 型	都市的地域	364	88	122	154
		100.0	24.2	33.5	42.3
	平地農業地域	598	175	269	154
		100.0	29.3	45.0	25.8
	中間農業地域	761	242	313	206
		100.0	31.8	41.1	27.1
	山間農業地域	490	169	194	127
		100.0	34.5	39.6	25.9

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 42.59 6 0.0000 [* *]

第 11-(2)-2 表 財政力指数別集落座談会の開催

(単位：市町村数, %)

		合 計	集落座談会の開催		
			ほぼ毎年	問題があれば	開かれていない
全 体		2213 100.0	674 30.5	898 40.6	641 29.0
財 政 力 指 数	0.2 未満	478	185	187	106
		100.0	38.7	39.1	22.2
	0.2～0.4	689	204	302	183
		100.0	29.6	43.8	26.6
	0.4～0.6	381	97	158	126
		100.0	25.5	41.5	33.1
	0.6～0.8	231	63	83	85
		100.0	27.3	35.9	36.8
	0.8 以上	177	33	69	75
		100.0	18.6	39.0	42.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 59.98 8 0.0000 [* *]

第 11-(2)-3 表 人口密度別集落座談会の開催

(単位：市町村数、%)

		合 計	集落座談会の開催		
			ほぼ毎年	問題があれば	開かれていない
全 体		2213 100.0	674 30.5	898 40.6	641 29.0
人口密度 4 区分	60.9 人以下	524 100.0	210 40.1	184 35.1	130 24.8
	179.4 人以下	580 100.0	186 32.1	251 43.3	143 24.7
	481.3 人以下	585 100.0	154 26.3	254 43.4	177 30.3
	481.3 人超	524 100.0	124 23.7	209 39.9	191 36.5
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定	
51.07		6	0.0000	[* *]	

第 11-(2)-4 表 農業の活気別集落座談会の開催

(単位：市町村数、%)

		合 計	集落座談会の開催		
			ほぼ毎年	問題があれば	開かれていない
全 体		2213 100.0	674 30.5	898 40.6	641 29.0
農業の 活気	活気がある	327 100.0	109 33.3	144 44.0	74 22.6
	平均的	1265 100.0	393 31.1	499 39.4	373 29.5
	活気がない	587 100.0	156 26.6	248 42.2	183 31.2
カイ自乗値		自由度	確 率	有意差判定	
11.46		4	0.0219	[*]	

第 11-(2)-5 表 農業関係職員の率別集落座談会の開催

(単位：市町村数，%)

		合 計	集落座談会の開催		
			ほぼ毎年	問題があれば	開かれていない
全 体		2213 100.0	674 30.5	898 40.6	641 29.0
農業関係職員数	3人以下	251 100.0	59 23.5	102 40.6	90 35.9
		4・5人	336 100.0	103 30.7	150 44.6
	6・7人	356 100.0	119 33.4	151 42.4	86 24.2
		8～10人	437 100.0	145 33.2	181 41.4
	11～15人	395 100.0	135 34.2	141 35.7	119 30.1
		16人以上	335 100.0	84 25.1	134 40.0
	カイ自乗値	自由度	確 率	有意差判定	
	31.93	10	0.0004	[* *]	

第 11-(2)-6 表 農業地域類型別協議事項の有無

(単位：市町村数，%)

		合 計	協議事項の有無	
			協議事項あり	協議事項なし
全 体		2170 100.0	1521 70.1	649 29.9
農業地域類型	都市的地域	374 100.0	277 74.1	97 25.9
		591 100.0	437 73.9	154 26.1
	平地農業地域	733 100.0	506 69.0	227 31.0
		472 100.0	301 63.8	171 36.2
	中間農業地域			
	山間農業地域			
カイ自乗値	自由度	確 率	有意差判定	
16.38	3	0.0009	[* *]	

第 11-(2)-7 表 地方農政局別集落座談会の開催

(単位：市町村数、%)

		合 計	集落座談会の開催		
			ほぼ毎年	問題があれば	開かれていない
全 体		2213 100.0	674 30.5	898 40.6	641 29.0
地方農政局	北海道	147 100.0	67 45.6	48 32.7	32 21.8
	東 北	297 100.0	129 43.4	107 36.0	61 20.5
	関 東	472 100.0	104 22.0	207 43.9	161 34.1
	北 陸	168 100.0	56 33.3	67 39.9	45 26.8
	東 海	194 100.0	51 26.3	77 39.7	66 34.0
	近 畿	193 100.0	42 21.8	92 47.7	59 30.6
	中四国	362 100.0	98 27.1	136 37.6	128 35.4
	九 州	380 100.0	127 33.4	164 43.2	89 23.4

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 81.71 14 0.0000 [**]

第 11-(2)-8 表 農業関係職員の率別協議連絡方法

(単位：市町村数、%)

		合 計	協議連絡方法				
			行政組織 を利用	農協組織 を利用	農協等と 協議連絡	内部協議 で連絡	その他
全 体		1486 100.0	570 38.4	698 47.0	81 5.5	30 2.0	107 7.2
農業関係職員の率	3%未満	262 100.0	79 30.2	134 51.1	21 8.0	6 2.3	22 8.4
	5%未満	309 100.0	92 29.8	172 55.7	21 6.8	7 2.3	17 5.5
	10%未満	572 100.0	255 44.6	237 41.4	29 5.1	8 1.4	43 7.5
	10%以上	159 100.0	68 42.8	67 42.1	5 3.1	7 4.4	12 7.5

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
 45.72 12 0.0000 [**]

第 11-(2)-9 表 農業地域類型別協議連絡方法

(単位：市町村数、%)

		合 計	協議連絡方法				
			行政組織 を利用	農協組織 を利用	農協等と 協議連絡	内部協議 で連絡	その他
全 体		1486 100.0	570 38.4	698 47.0	81 5.5	30 2.0	107 7.2
農 業 地 域 類 型	都市的地域	275	67	158	15	6	29
		100.0	24.4	57.5	5.5	2.2	10.5
	平地農業地域	429	174	203	18	8	26
		100.0	40.6	47.3	4.2	1.9	6.1
	中間農業地域	490	204	216	33	6	31
		100.0	41.6	44.1	6.7	1.2	6.3
	山間農業地域	292	125	121	15	10	21
		100.0	42.8	41.4	5.1	3.4	7.2

カイ自乗値 自由度 確 率 有意差判定
39.50 12 0.0001 [* *]